

法令審査事務提要(改定)

内閣法制局

端 書 き

一 この資料は、平成二十三年十二月末までに当局において決定を見た法令の審査に関する文書を中心に、部内の執務参考用に、事項に応じて分類整理したものである。なお、「法制執務提要」（佐藤達夫編）において取りまとめられている一般的な内容のものについては、この資料には収録していない。

二 この資料は、事項の内容に応じ、例規関係、主要先例関係、用字・用語関係及び事務処理要領関係の四編に分類整理している。

平成二十三年十二月

内閣法制局長官総務室

(注)

1 各項目又は資料の末尾の括弧書きは、当該項目又は資料の決裁（決定）又は作成の日付であることを示している。

2 右の括弧書きで例規編における次に掲げるものは、それぞれ当該下段に掲げる会議等の決定事項であることを示している。

(昭三〇・一次) ー法令立案に関する協議・第一次会議(昭和三〇年一〇月一三日)

(昭三〇・二次) ー同第二次会議(同年一〇月二四日)

(昭三〇・三次) ー同第三次会議(同年十一月一日)

(昭三〇・四次) ー同第四次会議(同年十二月二七日)

(昭三八) ー法令立案に関する協議会(昭和三八年九月一〇日―二六日・決裁同年一〇月七日)

端 書 き

3 各項目又は資料末尾等の〔備考〕及び〔注〕は昭和五十一年一月版の編集に当たって付けられた備考及び注意書きであることを、また、〔参考〕、〔備考〕及び〔注〕は今回の編集に当たって付けた参考、備考及び注意書きであることをそれぞれ示している。

4 各項目又は資料の表記（法令番号の表記を含む。）については、原資料のままとしたので、統一されていない。

目次

端書き

第一例規編

一 一般的事項

- 1 審議会等を設置する場合の立法方式……………一
- 2 審議会等を期限付きで設置する場合の立法方式……………一
- 3 審議会等の定足数・投票数の算定と議長等との関係に関する立法方式……………二
- 4 事務・事業の施行主体の経費負担規定の要否……………二
- 5 行政機関の立入検査等の規定を設ける場合と捜査との関係についての規定の要否……………二
- 6 任意的併科規定の書き方……………三
- 7 刑罰を規定する法律案の施行日の扱い……………三
- 8 法律案の施行期日に関する規定の扱い……………四
- 9 改正法律の起案方式……………五
- 10 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等の方式……………七
- 11 法令案中修正の柱書きの書き方……………七
- 12 政令において法律上の定義を引用することの要否……………八

13 条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合における「条約の締結について承認を求めるの件」及び「理由」の書き方	九
--	---

二 制定文関係

1 制定文改正の要否	一一
2 政令の制定文において括弧書きにより準用規定を引用する場合における当該準用規定の指示方法	一二
3 特殊法人登記令、組合等登記令等を附則で改正する場合の制定文の書き方	一三
4 経過措置に関する委任規定に基づき当該経過措置を政令の附則で規定する場合の制定文の書き方	一四
5 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否	一五

三 前文関係

1 前文の標題の要否	一六
------------	----

四 見出し関係

1 委任に関する見出しの統一の要否	一七
-------------------	----

2 経過措置に関する見出しの統一の要否	一七
3 条建てにより同一題名の複数の一部改正法の改正を行う場合における「見出し」の扱い	一七

五 記号関係

1 各号列記においてイロハの細分を設ける場合の記号	一九
---------------------------	----

六 改正方式関係

1 改正法律の起案方式	二〇
2 題名関係	二〇
(一) 題名とこれに続く第一条及び第二条を全部改める場合の柱書きの書き方	二〇
(二) A法及びA法の一部改正法の一部を改正する法律の題名の付け方	二〇

3 目次関係

(一) 目次を付ける方式	二三
(二) 目次の改正の方式	二三

4 章関係

(一) 章名を改める方式	二四
(二) 章を加える方式	二四
(三) 「第〇章中」の用法	二四

5 見出し関係

- (一) 見出しを付ける方式……………二二五
- (二) 見出しを改める方式……………二二六
- (三) 条中の字句と見出し中の字句とを同時に改める場合の方式……………二二六

6 条、項、号関係

- (一) ある条を三つの条に分ける場合の方式……………二二六
- (二) ある条、項又は号を全部改め、その条、項又は号の直後に新たな条、項又は号を加える場合の方式……………二二七
- (三) 二項から成るある条について、第二項を全部改めて第四項とし、新たに第二項及び第三項として二項を加える場合の方式……………二二八
- (四) 既存の条を繰り下げ、新たな二条を追加する場合の方式……………二二九
- (五) 二項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第二項は一項繰り下げ、第一項の次に新たな一項を加える場合の方式……………三三一
- (六) 三項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第一項及び第二項の項番号はそのままとするが、第二項にただし書を加え、第三項は一項繰り下げ、第二項の次に新たな一項を加える場合の方式……………三三一
- (七) ある条の第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる場合の表現方法……………三三三

(八) 本則及び附則の条名が通し番号になっていない場合に、本則の末尾に条を加えるときの方式……………三三三

(九) ただし書が各号列記を伴うこととなる場合の改正方式……………三三三

(一〇) 冒頭に、条、項又は号を加える場合の方式……………三三四

(一一) 条、項をなくし、又は条、項を加える場合の方式……………三三五

(一二) 条、項のうち、項だけを改める場合の方式……………三三六

(一三) 号の各種改正方式……………三三七

(1) 号の移動の方式……………三三七

(2) 各号列記が既に存在する場合に、更に号を加えるときの方式……………三三八

(3) ある条項の各号を全面的に改正する必要がある、しかも、改正の結果、号の数が

増減することとなる場合の改正方式……………三三九

(4) 各号のない条(項)に各号を加える場合の方式……………三三九

(四) 連続する四以上の号の細分を移動する場合の方式……………四〇〇

7 その他の改正方式関係

(一) 条、項中の一部を改めて、条、項等を移動する場合の方式……………四〇一

(二) 項、号中の一部を連続して改める場合の方式……………四〇二

(三) 項、号又はただし書のみを削る(改める)等の場合の方式……………四〇二

(四) 「前段中」、「後段中」、「本文中」、「ただし書中」、「各号列記以外の部分中」等の文

言の用法……………四二

(五) 句点の付いた文章を改める場合の方式……………四三

(六) 読点の下に言葉を加える場合の方式……………四三

(七) 後段追加の方式……………四三

七 表現関係

1 条、項、号、イロハ等を引用する場合の各種表現方法……………四四

2 「同」の用法……………四七

3 適用関係

(一) 読替えの方式……………四九

(二) 変更適用に係る条項を他で引用する場合の表現方法……………四九

4 準用関係

(一) 準用規定の表現方法……………五〇

(二) 準用規定の後段の表現方法……………五〇

(三) A条を準用するB条を更にC条が準用している場合において、B条及びC条の関係を含めてA条を引用する場合の表現方法……………五〇

(四) 孫準用の場合の読替えの可否……………五一

(五) 異なる二以上の字句を同時に同一の字句に読み替える場合の表現方法……………五一

(六) 準用規定中の読替部分の規定の仕方……………五三

5 括弧中の各種表現関係……………五六

6 特殊な語句関係……………五九

7 参考

(一) 号における句点について……………六一

八 附則関係

1 施行期日関係

(一) 一部改正法の附則において、同法により改正された規定を遡及適用する場合の方式……………六三

(二) 条の一部について施行期日を異ならせる場合の方式……………六三

(三) 一部改正法の附則においてその改正規定及び附則の規定の施行期日を規定する場合における各規定の配列方法……………六四

(四) ある法律の施行期日が附則第一条本文に規定され、当該法律中特定の条の施行期日がただし書に規定されている場合の、附則における当該法律の施行に係る規定の仕方がたがたし書に規定されている場合の、附則における当該法律の施行に係る規定の仕方……………六五

(五) その他……………六六

2 規定の順序関係

(一) 附則に既存の法令の廃止に関する規定を置く場合の方式……………六七

(二) 附則において他の法令の一部を改正する場合の規定の順序……………六八

3 各種の改正方式関係

- (一) 附則中に本則の経過規定と他法令の一部改正規定とが含まれている場合において、後に、その本則の経過規定を改めて条項（特に項）を追加し、又は削るため、附則中の条項の繰下げ又は繰上げを行うときの方式…………… 六八
 - (二) 附則の条名が本則の条名と通し番号になっている場合において、附則中に規定を加えるときの方式…………… 六九
 - (三) 附則の末尾に項を加える場合の方式…………… 六九
 - (四) 附則が複数の項から成り立っている場合における一部改正の方式…………… 六九
- 4 条、項等の引用関係
- (一) 一部改正法の附則において、同法による改正後の条項を引用する場合の方式…………… 七一
 - (二) 一部改正法の附則において、改正のなかつた当該法令の条項を引用する場合の方式…………… 七一
 - (三) 附則における二以上の条又は項を引用する場合の方式…………… 七一
 - (四) 略称を設けた場合における当該略称の用法…………… 七一
- 5 その他
- (一) 附則の条名の付け方…………… 七二
 - (二) 改正後の第〇条の規定を適用する場合の方式…………… 七二
 - (三) 本則で略称を用いることとした他法令について附則において改正を行う場合における当該他法令名の附則における掲名の方式…………… 七二

四 附則において他法令の一部改正を内容とする条（項）がある場合において、後日、当該附則を改正し、新たな条（項）を追加するときの当該他法令の一部改正を内容とする条（項）の取扱い…………… 七四

九 別表・表関係

- 1 改正追加の方式…………… 七六
- 2 表中において名詞を列記する場合の方式…………… 七九
- 3 表中の縦の区切りの取扱い…………… 七九
- 4 その他の改正方式…………… 八〇
- 5 当該別表等について定める本則中の規定との関係を明らかにするための方式…………… 八二
- 6 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否…………… 八四

一〇 理由書関係…………… 八四

一一 法律又は政令に署名すべき主務大臣関係…………… 八五

一二 特殊法人等関係……………

1	規定の表現等の統一について	八九
2	規定の整備について	九二
3	公庫等の最高代表機関の名称について	九二
4	事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について	九二
5	監事に関する規定について	九二
6	役員の欠格条項について	九三
7	役員員に関する罰則及び設立の登記について	九四
8	現物出資規定について	九六
9	増資規定について	九六
10	独立行政法人等登記令を附則で改正する場合の制定文の書き方	九八

(参考)

一	漢数字「千」の表記について	九八
二	罰則の審査について	一〇〇
三	利率等の表示の年利建移行に関する法令等の規定の整備について	一〇〇

第二 主要先例編

一	公式令廃止後の公文の方式等に関する件	一〇三
二	予算関係法律案について「要綱調べ」が提出された例	一〇四

三	規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱い例	一〇五
---	--	-----

四	一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱い例	一〇九
五	公布後施行前の法令を改正した例	一一〇
六	いわゆる調整規定を設けたものの例	一一四
七	行政機関についてその存置期間経過後において復活させるための措置を講じた例	一二〇
八	行政機関の位置の表示の改正例（北九州市の新設に関連するもの）	一二四
九	法律の施行期日を他の法律に全面的に委任した例	一二五
一〇	内閣総辞職の日に政令案が閣議に付議された例	一二七
一一	予算が四月二日に自然成立となることが見込まれる場合における組織令等の施行日の取扱い例	一二七
一二	臨時特例に関する法律の失効に伴う経過措置を定める政令が制定された例	一二八

第三 用字・用語編

一	特殊な語句に関する例規	一三一
二	法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記方法	一三三
三	「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、留意すべき事項（抄）	一三四
四	「法令における漢字使用等について」に関する質疑応答について	一四一

- 五 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則
6の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について……………一四四
- 六 その表記が問題となる用語に関する第七二回国会提出予算関係法律案における表記調
々……………一五五
- 七 法令における「沖繩」の表記について……………一五九
- 八 法令において使用する漢字「灯」の字体について……………一五九
- 九 学術用語審査基準（昭和四八年六月一八日改正）について……………一六〇
- 一〇 公用文改善の趣旨徹底について……………一七二
- 一一 公用文における漢字使用等について……………一八三
- 一二 法令における漢字使用等について……………一八九
- 一三 送り仮名の付け方……………二〇五
- 一四 参考……………
- ① 憲法改正草案の文体等に関する説明……………二二〇
- ② 各官庁における文書の文体等に関する件……………二二一

第四 事務処理要領編

- 一 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について……………二二三
- 二 概算要求に組み入れた事項に係のある法律案及び政令案の要綱作成要領（財務省主
計局）……………二二六
- 三 予算関係法律案の区分等について……………二二八
- 四 内閣提出法律案の整理について……………二三〇
- 五 「内閣提出法律案の整理について」（昭和三八年九月一三日閣議決定）3の適用につ
いて……………二三一
- 六 法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について……………二三二
- 七 事務次官等会議に提出する法律案及び政令案に添付する新旧対照の記載方法について……………二三七
- 八 法律の施行期日を定める政令案に対する参考資料の添付について……………二三八
- 九 法律案、政令案及び条約案閣議決定書類の処理方法の変更について……………二三八
- （備考）閣議関係文書のA判化等について……………二四〇
- 一〇 公文書の左横書きについて……………二六〇
- 一一 内閣法制局行政文書管理規則（抄）……………二六〇

第一例編

第一例規編

一 一般的事項

1 審議会等を設置する場合の立法方式

審議会、協議会その他諮問的又は調査的附属機関を新たに設置する場合には、そのための単行法を別個に制定する方式と、各省設置法等の一部を改正して、審議会等の一括設置を定めている条項の表中に当該新設すべき附属機関を挿入するに止める方式とが考えられるが、今後は、原則として、次の取扱によるものとする。

(一) 委員の構成、審議会の運営等に関する事項を挙げて政令に委任することが妥当でなく、法律自体にこれを規定する必要がある場合（たとえば、委員中に国会議員を加えるべきことを定め、又は委員を特定の団体の推薦によつて任命すべきことを定める必要がある場合のごとし。）を除いては、各省設置法等の一部改正の方式によること。

(二) 当該新設すべき附属機関が臨時的のものである場合においても、そのことのみによつては、単行法制定の方式をとらないこと。

追て、前二号の取扱によらないときは、審査関係各部長の承認を得るものとする。

（昭三三・一一・二〇、昭五〇・九・三〇）

2 審議会等を期限付きで設置する場合の立法方式

総理府及び各省庁に審議会を期限付きで置く場合には、各省設置法等の附則に、次のような規定を置くものとする。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

5 第十五条第一項の表に掲げる（附属）機関のうち、皇居造営審議会及び訴願制度調査会は昭和三十五年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、産業災害防止対策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（昭三四・一・二二）

3 審議会等の定足数・投票数の算定と議長等との関係に関する立法方式

委員会、審議会等の定足数及び議決要件としての賛成委員等の数に、委員たる議長、会長等が含まれるかどうかは、解釈にまかせず法定したらどうか。

〔決定〕 特に含まれないものとする場合に、法定する。

（昭三八）

4 事務・事業の施行主体の経費負担規定の要否

事務又は事業の施行主体が当該事務又は事業の経費を負担する旨の規定は、不要ではないか。

〔決定〕 原則として不要

（昭三〇・四次）

5 行政機関の立入検査等の規定を設ける場合と捜査との関係についての規定の要否

行政機関の立入検査等に関する立法には、それが犯罪捜査のために認められたものと解してはならない

旨の規定が置かれているものと置かれていないものがあるが、統一の要はないか。

〔決定〕 この種の立入検査の権限は、行政監督等の必要から、また、その限度において行使されるものであり、刑事手続的なものとして行われるものではないが、憲法第三五条の規定との関連を考慮し、この種の立入検査の権限を認める場合には、それが「犯罪捜査のために認められたもの」と解してはならない旨の規定を置くこととする。

（昭四八・七・一六）

6 任意的併科規定の書き方

懲役と罰金の任意的併科の規定については、従来、

第〇条 ……………違反した者は、〇年以下の懲役又は〇円以下の罰金に処する。

前項の刑は、情状により、併科することができる。

というように、選択刑の規定と併科の規定とを別の条項に書く慣例となっていたが、今後、これを次のように改めて、取扱いを一定すること。

第〇条 ……………違反した者は、〇年以下の懲役若しくは〇円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（昭二四・四・一六）

7 刑罰を規定する法律案の施行日の扱い

刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法律案は、原則として、公布即日施行とせず、「公布の日から起算して十日を経過した日から施行する」とすること。

(昭三四・一・二二)

8 法律案の施行期日に関する規定の扱い

(一) 法律案の施行期日に関する規定については、国会審議上の立場からの要請もあるので、国会の当該会期後の確定日を施行日とする場合のほか、次のような事情があると認められる場合を除き、確定日とすることを避けるものとする。

(1) 予算関係法律案について、その実施上予算と法律との不一致を生じさせないようにするため、確定日を施行日とする場合

(2) 他の法律制度と密接な関連があつて、それとの調整を図る必要があるため、確定日を施行日とする場合

(3) 一定の時期から施行すべき格別の政策上の要請があつて、この要請にこたえるため、確定日を施行日とする場合

(二) 右の(1)から(3)までに掲げる場合に該当し、確定日を施行日とする法律案については、その国会への提出の日が当該確定日に近接するため国会審議上無理を生ずることにならないように、努めて早期に国会に提出するものとし、これがどうしてもできない場合には、確定日とするにつき、次に掲げるような調整の方途を講ずるものとする。

(例)

(イ) この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行する。

(ロ) ……(右に同じ。)……ときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(昭三九・二・一三)

9 改正法律の起案方式

(一) 同一の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合において、その事項ごとに改正法律の施行期日が異なるときは、従来は、改正法律の本則中の単一の改正文言の下にすべての事項についての改正規定を織り込み、附則において、改正法律を分割施行し、又は一応一括して施行することとし別に必要な経過措置を設けることによつて分割施行と同一の内容を定めることとする等の方式がとられるのが一般の例であつたが、同一の法律の同一の条項を施行期日を異にして数回にわたつて改正する場合等、従前の方式による附則の規定によつて処理することが著しく困難であるか、又は附則の規定が難解となる場合には、本則中に条を起して、同一の法律を対象とする改正文言を含む規定を数回設けることとして差しつかえない(注一)。

(注一) 右の方式による改正法律の起案例

厚生省設置法の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中……………改める。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中……………改める。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中……………加える。

附 則

この法律中第一条の規定は〇年〇月〇日から、第一条の規定は〇年〇月〇日から、第三条の規定は〇年〇月〇日から施行する。

(二) 右の(一)は、法律の附則において同一の他の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合に準用する(注二)。

(注二) これに関する前例

輸出検査法(昭和三十二年法律第九七号) 附則第一〇条及び第二一条

(昭三三・二・五、昭五〇・九・三〇)

[備考]

○輸出検査法(昭三二法九七)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、……附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 輸出検査の基準を定め、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第十一条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

20。

第二十五条第一項の表を

輸出品の等級、標準及び包装
その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

を

輸出検査に関する重要事項を調査審議すること。

に改め

10 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等の方式

(一) 年度開始以後最初に定員が増加される時に、年度末における定員をもつて施行すること。ただし、予算上一年未満の期間について増員を認めている場合であっても、その期間を限定したことが、単に事務費を表現する方法に止まることと確認されるときは、年度開始の時から施行することを認めること。

(二) 年度の途中における定員が年度末における定員をこえる場合は、そのこえる員数については、施行の時から読み替えるものとする。

(三) 前二項は、各省については、定員を定める表に掲げられる機関別に適用すること。

(四) 各省については、(一)及び(三)の措置の結果のいかんを問わず、合計の項は、年度末の定員をもつて算定するものとする。

(備考)

昭和三十八年一月二二日の閣議に付された法律案について見ると本件(一)の本文の適用例として、通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部改正による中小企業庁の定員の改正が、同ただし書の適用例として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正による公正取引委員会事務局の定員の改正が挙げられる。

(昭三八・一・二二)

11 法令案中修正の柱書きの書き方

法令案の一部を修正する場合には、まず最初に、次例に示すような法令案を修正する旨の柱書をつけることとし、これに引き続いて、修正の内容を規定する。

例

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案中修正
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。
(以下略)

(昭三八・二・二二)

〔備考〕

- 1 本文の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、昭和三八年二月八日に閣議決定が行われ、二月一三日国会に提出されたが、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に関連して、二月二一日厚生大臣からその修正につき閣議請議があり、二月二三日閣議決定、同日内閣総理大臣から両院議長にその旨通知された。
- 2 当局の決裁においては、「別紙〇〇大臣請議 〇〇法律案中修正の件を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める」の文言により行われる。 一四七ページ参照

12 政令において法律上の定義を引用することの要否

法律で一定の字句について定義規定を設けた場合、その法律に基づく政令において当該字句を用いるときに、法律上の定義を引用したものと引用しないものがあるが、いずれが妥当か。

〔決定〕 政令において法律上の定義を引用するのは、法律上の定義を引用しなければ政令上の字句の解釈に疑問を生ずるおそれがある場合に限るものとする。

(昭四八・七・一六)

13 条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合における「条約の締結について承認を求めの件」及び「理由」の書き方

条約の締結について国会の承認を求める際、当該条約と不可分の関係にあり、当該条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合においては、当該交換公文等が当該条約の不可分の一部をなすものであることが規定上明らかな場合は別として、その承認を求めるに当たっては、次の例に示すように、当該条約の「締結について承認を求めるの件」及び「理由」のいずれにおいても、当該条約名の下に括弧書きにより当該交換公文等を含む旨を明記するものとする。

(例一)

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（パプア・ニューギニアへの適用に関する交換公文を含む。）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日豪間の渡り鳥の保護及び絶滅のおそれのある鳥類の保護のため、昭和四十九年二月六日に東京で、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（パパア・ニューギニアへの適用に関する交換公文を含む。）に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

（例二）

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件
日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定（同協定第一条の実施についての二交換公文を含む。）……及び日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国と大韓民国との間の諸懸案を解決して両国間の国交の正常化を実現するため、昭和四十年六月二十二日に東京で、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定（同協定第一条の実施についての二交換公文を含む。）……に署名し、

及び日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する公文の交換を行った。よつて、これらの条約等を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

（昭五〇・一一・一一）

〔備考〕

1 第三三回国会以前においては、条約を国会に提出する際、その条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合においても、当該交換公文等は、当該基本となる条約の中に含まれるものとして、「条約の締結について承認を求めの件」及び「理由」には、単に、「……条約の締結について、日本国憲法……に基づき、国会の承認を求め。」「政府は……条約に署名した。よつてこの条約を批准することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。」と書くだけで、防衛目的のためにの特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭三二条一二）及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（昭二七条六）の二つを除いては、何ら交換公文には触れないことを通例としていた。

2 その後、いわゆる新安保条約を国会に提出するに当たり、同条約と不可分の関係にある三個の交換公文の取扱いが問題となつたのを機会に、第三四回国会に提出する条約から、条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合には、「政府は……条約に署名し、……につき公文の交換を行った」等、「条約の締結について承認を求めの件」の理由中に、基本となる条約のほか、当該交換公文等が存在することを明示することに改められた。

3 更に、昭和四〇年、いわゆる日韓諸条約について国会の承認を求めの機会に、条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合における「条約の締結について承認を求めの件」及び「理由」の書き方が本文決定のとおり改められた。

二 制定文関係

1 制定文改正の要否

政令の制定文は、政令の一部をなす（法制執務提要一四三頁）ものというからには、制定文中に引用された法律の条名等が変わつた場合は、制定文も改正して置くか、または、現在のように制定当時の政令の根拠を示すにとどめておくか。なお、政令の制定文には、その政令の本則の根拠条文のみを引用し、附則による他法令の改正の根拠条文は引用しない例であるからには、「……」に基づいて、この政令を制定する。「というのは、不正確ではないか。

〔決定〕 従前どおり。なお、当該政令の本則の根拠となる法律の附則の規定の委任に基づき当該政令の附則に規定を設ける場合には、その根拠条文を制定文に引用するものとする。

（昭三八）

〔備考〕

○「法制執務提要」一四三ページ

政令の制定文は、政令の一部をなすものであるが、制定文中に引用されている法律の題名や条名が、のちに改正等の結果変わつても、制定文の改正を行わないのが、現在の取扱ひである。制定文は、制定当時の政令の根拠を示すという趣旨に基づいてゐる。

2 政令の制定文において括弧書きにより準用規定を引用する場合における当該準用規定の指示方法

政令の制定文において括弧書きにより準用規定を引用する場合における当該準用規定の指示方法に関する規定例として次の両者があるが、そのいずれによるべきか。

(イ) 内閣は、○○法（……）（第○条（同法第×条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

(ロ) 内閣は、○○法（……）（第○条（第×条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

〔決定〕 (イ)による。

（備考）

(イ)の例 ○都市再開発法施行令の一部を改正する政令（昭五〇政三〇四）

内閣は、都市再開発法（……）（第三条第一号、……、第七条の十二（同法第十二条において準用する場合を含む。）、……、第八十三条第四項及び第五項（同法第一百八条の十において準用する場合を含む。）、第八十四条第一項（同法第一百八条の十において準用する場合を含む。）、……、並びに第百三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(ロ)の例 ○下水道法施行令の一部を改正する政令（昭四九政九）

内閣は、下水道法（……）（第八条（第二十五条の十において準用する場合を含む。）、……）の規定に基づき、この政令を制定する。

（昭五〇・一一・二八）

3 特殊法人登記令、組合等登記令等を附則で改正する場合の制定文の書き方

特殊法人登記令又は組合等登記令により登記すべき新法人に関する法律が制定された場合に、当該法律の施行令の附則において、これらの登記令の別表に新法人を追加する改正が行われることが多いが、その改正の根拠規定は制定文中に示されないのが通例である。

(例外)

地方住宅供給公社法施行令(昭和四〇年政令第一九八号)
日本勤労者住宅協会法施行令(昭和四一年政令第二九〇号)

しかし、右の根拠規定が当該法律の本則中にあること、政令の附則における他の政令の一部改正という形式をとっているが、本来は本則的事項であること等を考慮して、今後、このような場合には、制定文中に、その根拠規定を示すこととする。

* (例) 公庫の国庫納付金に関する政令(昭和二六年政令第一六二号)
公団等の恩給納付金に関する政令(昭和三四四年政令第二六九号)

(昭四二・八・一八)

(備考) 特殊法人登記令(昭三九政二八)は、独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平二二政三二六)第三条の規定(特殊法人登記令の一部改正)により、題名が「独立行政法人等登記令」に改められた(平一三・一・六施行)。

4 経過措置に関する委任規定に基づき当該経過措置を政令の附則で規定する場合の制定文の書き方

命令の制定又は改廃に伴う経過措置を当該命令で定めることができる旨の委任規定がある場合において、当該経過措置を政令の附則で規定する場合の制定文に当該委任条項を引用するものと引用しないものとの両者があるが、そのいずれによるべきか。

〔決定〕 引用するものとする。

(備考)

1 特殊法人登記令、組合等登記令等を附則で改正する場合には、その根拠規定を制定文に示すこととされる。

2 「当該政令の本則の根拠となる法律の附則の規定の委任に基づき当該政令の附則に規定を設ける場合には、その根拠条文を制定文に引用するものとする」こととされている。

(参考)

(イ) 制定文に根拠規定を引用している例

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令(昭四六政一九九)―根拠規定 法第三三条の二

計量法施行令の一部を改正する政令(昭四七政二七一)―根拠規定 法第二二九条の二

(ロ) 制定文に根拠規定を引用していない例

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令(昭四二政三七四)

計量法施行令の一部を改正する政令(昭四八政一六九)

(注) 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令は、(イ)、(ロ)とも罰則に関する経過措置を規定してあるものである。

(昭五〇・七・三)

5 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否

政令において単に「別表第一」を「別表第一(第〇条関係)」に改める場合に、制定文に根拠条名を掲げるものと掲げないものとの両者があるが、そのいずれによるべきか。

〔決定〕 掲げるに及ばないものとする。

(参考)

一 根拠条名を掲げた例(——の部分)

道路交通法施行令の一部を改正する政令(昭五〇政三八)

内閣は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十条第一項ただし書、第一百二十二条第五項並びに第一百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

二 根拠条名を掲げない例(右の一の例によるときは、第四条、第六条の三、第八条の二第一項及び第二項並びに第八条の四第一項から第三項までが根拠条名として掲げられることになる。)

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令(昭五〇政三五)

内閣は、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

(昭五〇・六・六)

三 前文関係

1 前文の標題の要否

前文には、「前文」という標題をつけてはどうか。

〔決定〕 つけることとしてもよいが、具体例が出たときにあらためて協議する。

(昭三八)

〈備考〉

本則の章に前文を置き、かつ、前文の標題を付けたものとして、海上衝突予防法(昭二八法一五二)(第三章、第四章)があったが、同法は、全部改正によって海上衝突予防法(昭五二法六二)に改められ(昭五二・七・一五施行)、改正後の同法には前文は置かれていない。

なお、前文が置かれている法律としては、教育基本法(平一八法二二〇)があるが、前文の標題は付いていない。

四 見出し関係

1 委任に関する見出しの統一の要否

「(委任規定)」という見出しと「(政令への委任)」、「(実施規定)」等という見出しは、統一する必要があるか。

〔決定〕 通常の場合は、「(政令への委任)」とする。

(昭三八)

2 経過措置に関する見出しの統一の要否

「(経過規定)」という見出しと「(経過措置)」という見出しは、統一する必要はないか。

〔決定〕 通常の場合は、「(経過措置)」とする。

(備考)

1 ○民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律(昭四九法五五)附則第二項(第五項)(経過措置)

○計量法の一部を改正する法律(昭四九法四二)附則第二項(第一項)(経過規定)

2 「(委任規定)」、「(政令への委任)」、「(実施規定)」等という見出しについては、「通常の場合は」、「(政令への委任)」とする。「旨定められている」。

(昭五〇・八・一九)

3 条建てにより同一題名の複数の一部改正法の改正を行う場合における「見出し」の扱い

条建てにより同一題名の複数の一部改正法の改正を行う場合における「見出し」については、今後、共通見出しに準じた扱いをすることとし、各条ごとに見出しを付けることを要しないものとする。

(備考)

- 1 当該改正がいずれの一部改正法に係る改正であるかは、改正文において当該一部改正法の法律番号が示されることにより誤認のおそれがないこと。
- 2 一部改正法の題名については、長くなるものが多いこと。

(参考)

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(昭五一・三・一二閣議)

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

(略)

第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(略)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(七七国会閣法二)附則

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)の一部を次のように改正す

る。

(略)

第二十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

○恩給法等の一部を改正する法律(昭四七法八〇)

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(略)

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

(昭五一・三・一二)

五 記号関係

1 各号列記においてイロハの細分を設ける場合の記号

各号列記においてイロハに更に細分を設けるときの記号は、次のいずれによるべきか。

- (イ) (1) (2) (3) ……
- (ロ) (一) (二) (三) ……

〔決定〕 (イ)による。

(備考)

(イ)の例 ○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(昭四一政三八四) 第三条第二号ハ、第七号ロハ、第五条第八号ロホ、第六条第一号イロニホ等(同令では、(1)(2)の細分として(i)(ii)……を用いてゐる。)

(ロ)の例 ○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭二五法一六九) 第三条第二項第三号ロ

(昭五〇・九・一〇)

六 改正方式関係

1 改正法律の起案方式 —— 五ページ参照

2 題名関係

(一) 題名とこれに続く第一条及び第二条を全部改める場合の柱書きの書き方

題名とこれに続く第一条及び第二条を全部改める場合に、題名の改正と第一条及び第二条の改正は、別の柱書を立てる必要があるか。

〔決定〕 題名の改正とこれに続く条の改正とは、別の柱書による。

(昭三八)

(二) A法及びA法の一部改正法の一部を改正する法律の題名の付け方

A法及びA法の一部改正法の一部を改正する法律の題名は、次のいずれによるべきか。

(イ) A法等の一部を改正する法律

(ロ) A法及びA法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

〔決定〕 (イ)による。政令についても、同様とする。

(備考)

一 (イ)の例

○裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(昭四五法一一三)

1 裁判官の報酬等に関する法律(昭二三法七五)の一部改正

2 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四二法一四四)の一部改正

○地方交付税法等の一部を改正する法律(昭四六法二)

1 地方交付税法(昭二五法二二)の一部改正

2 地方交付税法の一部を改正する法律(昭四五法五一)の一部改正

○教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭四八法五七)

1 教育職員免許法(昭二四法一四七)の一部改正

2 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭一九法一五八)の一部改正

○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭四九法八三)

1 国家公務員災害補償法(昭二六法一九一)の一部改正

2 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭四一法六七)の一部改正

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令(昭四九政三六六)

1 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭二八政六二)の一部改正

2 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭四二政二三)

○(ロ)の一部改正

第一例規編

一一一

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令（昭四九政三六七）

- 1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭二七政四二九）の一部改正
- 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭四二政二二九）の一部改正

○証人等の被害についての給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令（昭四九政三六八）

- 1 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭三三政二二七）の一部改正
- 2 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭四二政二二五）の一部改正

（ロ）の例

○公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令及び公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭四一政五六）

- 1 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭三三政二〇二）の一部改正

改正

- 2 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭三九政二九六）の一部改正

○公営住宅法施行令及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭四九政三九九）

- 1 公営住宅法施行令（昭二六政二四〇）の一部改正
- 2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭四四政一五二）の一部改正

（イ）とするのは、A法とA法の一部改正法とは実質的に一体のものと考えられること、及び（ロ）によるときは題名が長くなるだけでなく、読みにくくなることを考慮したためである。

三 今回の決定は、改正すべき一部改正法がA法等（B法等を含むA法等）の一部改正法又はA法及びB法の一部

改正法であるときは、適用しないものとする。

（昭四九・二二・二七）

3 目次関係

（一）目次を付ける方式

（イ）題名の次に次の目次及び章名を附する。

（ロ）第一条の前に次の目次及び章名を加える。

〔決定〕（イ）を原則とする。ただし、政令の場合には、題名の次に制定文があるので、これを考慮して処理する。

（昭三八）

〈備考〉

昭和四八年一〇月三日「法令における当用漢字の首訓使用及び送り仮名の付け方」以降、右の「附する」という用例は「付する」に変更されたものと解される。

（二）目次の改正の方式

（1）目次中括弧内の条名だけを改める場合にも、「第〇章 ……（第〇条―第〇条）」と引用する必要があるか。

〔決定〕改正する条名「第〇条」だけを引用すれば足りる。

（昭三〇・四次）

（2）目次が、たとえば「郵便貯金法目次」となっている場合（昭和二十二、三年頃に多い。）に、その

目次を改めるときは、次のいずれによるか。

- (イ) 郵便貯金法目次中……………
 - (ロ) 目次中……………
- 〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

4 章関係

(一) 章名を改める方式

- (イ) 第三章の章名を次のように改める。

第三章 〇〇〇

- (ロ) 「第三章 △△△」を「第三章 〇〇〇」に改める。

〔決定〕 (ロ)を原則とするが、(イ)によってもよい。

(昭三八)

(二) 章を加える方式

- (イ) 第〇条の次に次の一章を加える。

- (ロ) 第〇章の次に次の一章を加える。

〔決定〕 (ロ)を原則とする。

(昭三八)

(三) 「第〇章中」の用法

章・節等の区分のある法令中において、枝番号をつけずに条文を追加し、又は条文を削る方法は、次の例でよいか(目次の改正を除く)。

- (イ) 第三章中第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

- (ロ) 第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第三章中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

- (イ) 第二章を削り、第三章中第七条を第四条とし、第八条を削り、第九条を第五条とし、第十条を第六条とし、同章を第二章とし、……………。

- (二) 第三章中第八条を削り、第七条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

〔決定〕 設問のような疑問を避けるためには、「第〇条 削除」の形に改め、又は枝番号を用いることもできよう。しかし、それらの方法によらない場合は、原則として、

- 1 ある章、節等の中だけで条文を移動させるには、「第〇章」等という必要はない。
- 2 ある章、節等の最初又は最後の条を加除するには、「第〇章中」等という方がよい。

(昭三〇・三三)

5 見出し関係

(一) 見出しを付ける方式

第〇条を第〇条とし、同条に見出しとして……………を加え、同条中……………

〔決定〕 第〇条に見出しとして「(……………)」を附し、同条中……………、同条を第〇条とし、……………

〔備考〕

昭和四八年一〇月三日「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」以降、「決定」の「附し」という用例は「付し」に変更されたものと解される。

(二) 見出しを改める方式

第〇条の見出しを「――」に改め、……………

〔決定〕 「――」は、「――」とすべきである。

(昭三〇・三次)

(三) 条中の字句と見出し中の字句とを同時に改める場合の方式

〔決定〕 「第〇条(見出しを含む)中……………」を「……………」に改める。という方式を用いる。

(昭三〇・四次)

6 条、項、号関係

(一) ある条を二つの条に分ける場合の方式

(イ) 第〇条を次のように改める。

第〇条 ……………

第×条 ……………

第△条 ……………

(ロ) 第〇条を次のように改める。

第〇条 ……………

第〇条の次に次の〇条を加える。

第×条 ……………

第△条 ……………

〔決定〕 (ロ)を用いるのを原則とする。

(昭三〇・二次)

(二) ある条、項又は号を全部改め、その条、項又は号の直後に新たな条、項又は号を加える場合の方式
次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第三号を次のように改める。

三 ……………

第〇条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 ……………

(ロ) 第〇条中第三号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。
……………

三 ……………

四 ……………

(ハ) 第〇条第三号を次のように改める。

三 ……………

第〇条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に（又は「第四号として」）次の一号を加える。

四 ……………

〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

(三) 二項から成るある条について、第二項を全部改めて第四項とし、新たに第二項及び第三項として二項を加える場合の方式

次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第二項を同条第四項とし、同項を次のように改める。

4 ……………

第〇条第一項の次に次の二項を加える。

2 ……………

3 ……………

(ロ) 第〇条第二項を削り、同条に次の三項を加える。

2 ……………

3 ……………

4 ……………

(ハ) 第〇条第二項を次のように改める。

2 ……………

3 ……………

4 ……………

(ニ) 第〇条第二項を次のように改める。

2 ……………

第〇条に次の二項を加える。

3 ……………

4 ……………

〔決定〕 (ニ)を原則とする。(ロ)、(ハ)は、用いない。

(昭三八)

四 既存の条を繰り下げ、新たな二条を追加する場合の方式

既存の条を繰り下げ、新たな二条を追加する場合の方式として、次の(イ)によることはどうか。

(イ) 第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十条 ……………

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 ……………

(ロ) 第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第一例規編

第十条 ……………

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 ……………

〔決定〕 (イ)によつても差し支えない。項及び号の場合にあつても、同様とする。

(備考) (イ)の例 ○薬事法施行令の一部を改正する政令(昭四三政三三三)

別表第二中第二十二号を第二十四号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号を第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 ……………

別表第二中第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 ……………

○薬事法施行令の一部を改正する政令(昭四八政九〇)

別表第二中第二十八号を第三十三号とし、第二十四号から第二十七号までを五号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

二十六 ……………

二十七 ……………

別表第二中第二十二号を第二十五号とし、第十九号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 ……………

別表第二中第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加え

る。

十七 ……………

別表第二中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 ……………

(昭五〇・九・一〇)

(四) 二項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第二項は一項繰り下げ、第一項の次に新たな一項を加える場合の方式

(1) 改正の順序は、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

(ロ) 第〇条第二項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「……………」を「……………」に改め、同項の次に次の一項を加える。

〔決定〕 (イ)による。

なお、項番号のない法令における改正方式については、「第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。」とする。

(2) 右(1)の場合において次の方式によることとすることは、どうか。

第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

〔決定〕 なるべく用いないこととする。

(昭四九・八・五)

(六) 三項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第一項及び第二項の項番号はそのままとするが、第二項にただし書を加え、第三項は一項繰り下げ、第二項の次に新たな一項を加える場合の方式
改正の順序は、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、……………

第〇条第三項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

(ロ) 第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第三項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、……………

第〇条第二項の次に次の一項を加える。

〔決定〕 (イ)による。

(昭四九・八・五)

(七) ある条の第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる場合の表現方法
次のうち、いずれによるか。

(イ) 第一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げる。

(ロ) 第一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

〔決定〕

(ロ)による。(注) 右の方式は、条、号についても用いられる。

(昭三八)

(八) 本則及び附則の条名が通し番号になつていない場合に、本則の末尾に条を加えるときの方式

(イ) 本則中第〇〇条の次に次の一条を加える。

(ロ) 第〇〇条の次に次の一条を加える。

(ハ) 本則に次の一条を加える。

〔決定〕

(ロ)又は(ハ)による。

(昭三八)

(九) ただし書が各号列記を伴うこととなる場合の改正方式

各号がなく、かつ、ただし書のある条(項)について、ただし書を改めて「ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。」とし、各号を加える改正をしようとするときは、次のいずれによるべきか。

(イ) 第〇条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

……………

(ロ) 第〇条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第〇条に次の各号を加える。

- 一 ……………
- 二 ……………

〔決定〕 (イ)による。「後段」の場合にあつても、同様とする。

(備考)

1 ○農地法の一部を改正する法律(昭四五法五六)

第二十条第一項中「……………」を「……………」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 ……………
- 二 ……………
- 三 ……………
- 四 ……………

2 (イ)の方式は、形式的意味のただし書と各号とを一括して改正する場合に限り用いることとする(ただし書の一部を改めるとともに各号を加える改正を行う場合については、別途決定する。)

(昭五〇・八・一九)

(6) 冒頭に、条、項又は号を加える場合の方式

(1)(イ) 第一条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次の二条を加える。

(ロ) 第一条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次のように加える。

(イ) 第一条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(2)(イ) 第〇条中……………第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

(ロ) 第〇条中……………第一号を第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

(イ) 第〇条中……………第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

〔決定〕 (1)及び(2)ともに(イ)又は(ロ)による。

(昭三八)

(二) 条、項をなくし、又は条、項を加える場合の方式

(1) 二条から成る本則又は附則を改正して、条の存しないものとする場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 第一条の見出し及び第二条を削り、第一条を本則とする。

(ロ) 第一条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

(イ) 第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

〔決定〕 (ロ)又は(イ)による。

(昭三八)

(2) 二項から成る本則(附則)を改正して、項の存しないものとする場合、次のような例があるが、い

ずれの方式によるべきか。

- (イ) 本則(附則)第二項を削り、本則(附則)第一項を本則(附則)とする。
- (ロ) 本則(附則)第二項を削り、本則(附則)第一項の項番号を削る。

〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

(3) 条又は項で構成されていない本則(附則)に条又は項を加える場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

- (イ) 本則(附則)を本則(附則)第一項とし、本則(附則)に次の一項を加える。
- (ロ) 本則(附則)を本則(附則)第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

(三) 条、項のうち、項だけを改める場合の方式

ある条項中に「第〇条第二項」という語がある場合に、その語のうち、「第〇条」はそのまま、「第二項」だけ「第三項」に改める必要があるときは、「第〇条第二項」を「第〇条第三項」に改め……と表現するのが通例となつていますが、次の場合には、どこまで引いて改めるべきか。

- (イ) ある条項中の語が「第〇条第二項及び第三項」とある場合に、これを例えば「第〇条第二項から第四項まで」に改めたいとき。

(ロ) ある条項中の語が「法第〇条第二項」とある場合に、その「第二項」を「第三項」に改めたいとき、

また「法第〇条第二項及び第三項」とある場合にその「第二項」及び「第三項」を「第二項から第四項まで」に改めたいとき。

(ハ) ある条項中の語が「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律第〇条第二項」とある場合に、その「第二項」を「第三項」に改めたいとき。

〔決定〕 条から引用するのが原則である。しかし、前後の関係等により、誤りを生ずるおそれがなく、

簡素な表現が適するときは、例外の方式によつてもよい。

(昭三八)

(三) 号の各種改正方式

(1) 号の移動の方式

以下の例においては、第八号が末号であり、枝番号が存在しないものとする。

- (i) (イ) 第三号を第五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ロ) 第三号を第五号とし、第四号を第六号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ハ) 第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ニ) 第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ホ) 第三号から第八号までをそれぞれ二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ヘ) 第三号以下を二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

(ト) 第三号から第八号までをそれぞれ第五号から第十号とし、第二号の次に次の二号を加える(会議中設けた議題)。

〔決定〕

(イ) を用いるのが原則である。ただし、場合によつては、(ニ)又は(ハ)を用いてもよい。条の挿入の場合も、右に準ずるものとする。「繰り下げる」という動詞に係る「以下」、「順次」又は「それぞれ」は用いない。ただし、この場合における「以下」の意味は、通常の用例におけるそれと異なるし、「順次」及び「それぞれ」は、「ずつ」と重複することとなるからである。

(ii) (イ) 第八号を第十号とし、第六号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

(ロ) 第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

〔決定〕

(ロ) を用いる。条の場合においても、右に準ずるものとする。

(昭三〇・二次)

(2) 各号列記が既に存在する場合に、更に号を加えるときの方式

(イ) 第〇条第〇号の次に次の〇号を加える。

(ロ) 第〇条に次の〇号を加える。

(ハ) 第〇条中第〇号の次に次の〇号を加える。

(ニ) 第〇条に第〇号から第〇号までとして、次のように加える。

(ホ) 第〇条に次のように加える。

五 ……………

六 ……………

〔決定〕

(ロ) を用いる。

(昭三〇・二次)

(3) ある条項の各号を全面的に改正する必要がある、しかも、改正の結果、号の数が増減することとなる場合の改正方式

たとえば、五つの号を三つの号とする場合には、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条各号を次のように改める。

一 ……………

二 ……………

三 ……………

(ロ) 第〇条第一号から第三号までを次のように改め、同条第四号及び第五号を削る。

一 ……………

二 ……………

三 ……………

〔決定〕

(イ) による。

(昭三八)

(4) 各号のない条(項)に各号を加える場合の方式

次のいずれれによるべきか。

- (イ) 第〇条に第一号から第〇号までとして、次のように加える。
- (ロ) 第〇条に次の〇号を加える。
- (ハ) 第〇条に次の各号を加える。
- (ニ) 第〇条に次のように加える。

一 ……………

二 ……………

〔決定〕 (ハ)による。

(昭三八)

(四) 連続する四以上の号の細分を移動する場合の方式

(1) 連続する四以上の号の細分(イロハ…)を繰り下げ、又は繰り上げる場合については、連続する四以上の条、項又は号を繰り下げ、又は繰り上げる場合に準じ、次の例のように、その最後又は最初のものについては原則どおりの繰下げ又は繰上げを行い、その余の三以上の号の細分については一括して繰下げ又は繰上げを行って差し支えない。

- 「〇号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、…」
 - 「…同号ホを同号へとし、同号ロからニまでを同号ハからホまでとし、…」
- (2) 号の細分(イロハ…)の細分以下についても、(1)と同様とする。

(平一四・一一・一四)

7 その他の改正方式関係

(一) 条、項中の一部を改めて、条、項等を移動する場合の方式

- (1) (イ) 第〇条第〇項中「……………」を「……………」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。
- (ロ) 第〇条第〇項中「……………」を「……………」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

〔決定〕 (イ)でよい。

(昭三八)

(2) (イ) 第〇条中「……………」を「……………」に改め、……………同条を第〇条とし、……………」

(ロ) 第〇条を第〇条とし、同条中「……………」を「……………」に改める。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・二次)

(3) (イ) 第〇条中第三項を削り、第二項を第四項とし、同項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

(ロ) 第〇条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(註) 「第〇条中第〇項を削り、…」という場合には、「中」は用いない。まず中味を直して然る後に項の移動を行なう。

(昭三〇・三次)

(二) 項、号中の一部を連続して改める場合の方式

第〇条第〇号中「……………」を「……………」に、同条第〇号中「……………」を「……………」に改め、……………」

〔決定〕

第〇条第〇号中「……………」を「……………」に改め、同条第〇号中「……………」を「……………」に改め、……………」

「中」とある場合は、原則として、そのつど、「改め」等を下に置く。

(昭三〇・三次)

(三) 項、号又はただし書のみを削る(改める)等の場合の方式

(1) 第〇項中第〇号及び第〇号を削る。

(2) (イ) 第〇条中ただし書を削り、同条に次の〇項を加える。

(ロ) 第〇条中第〇項を次のように改める。

〔決定〕 いずれも、「中」は、書かず、それぞれ次の例による。

(1) 第〇項第〇号及び第〇号を削る。

(2) (イ) 第〇条ただし書を削り、同条に次の〇項を加える。

(ロ) 第〇条第〇項を次のように改める。

(昭三〇・三次)

(四) 「前段中」、「後段中」、「本文中」、「ただし書中」、「各号列記以外の部分中」等の文言の用法

これらの文言は、そこで改正しようとする同一語が同一条項中の他の部分にある場合のみに限って用いるべきか。

〔決定〕

「ただし書中」は、書くのを原則とするが、その他も特記することを妨げない。ただし、「各号列記以外の部分中」は、これを用いるほかに方法がないためやむを得ない場合に限り、用いるものとする。

(昭三八)

(五) 句点の付いた文章を改める場合の方式

(イ) 「……………」しなければならぬ」を「……………」することができる」に改める。

(ロ) 「……………」しなければならぬ」を「……………」することができない」に改める。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三八)

(六) 読点の下に言葉を加える場合の方式

(イ) 「……………」の「……………」の下に「……………」を加え、……………」

(ロ) 「……………」の「……………」の下に「……………」を加え、……………」

〔決定〕 (ロ)を用いる。(イ)「……………」はその下の字句に従属するものと解すべきだからである。(昭三〇・二次)

(昭三〇・二次)

(七) 後段追加の方式

(イ) 第〇条第〇項に次の後段を加える。

- (ロ) 第〇条第〇項に後段として次のように加える。
「決定」 (ロ)を用いる。

(昭三〇・二次)

七 表現關係

1 条、項、号、イロハ等を引用する場合の各種表現方法

- (一) 本則が一項だけの場合にその一部改正するには、「本則中……」又は「本則第〇号中……」というように、「本則」という表示をすることが必要か。

〔決定〕 附則の規定との関連上誤解を生じない場合には、特に「本則」という表示をしなくてもよい。

(昭三八)

- (二) (イ) 法第〇条及び第〇条

- (ロ) 法第〇条及び法第〇条

〔決定〕 (イ)を用いる。ただし、(ロ)を用いなければならない場合があるかどうかは、別途研究する。

(昭三〇・一次)

- (三) (イ) 第〇条第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

- (ロ) 第〇条第一号中ロをハとし、イの次にロとして次のように加える。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三八)

- (四) (イ) 第〇条第一号イ、ロ及びハを削る。

- (ロ) 第〇条第一号イからハまでを削る。

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三八)

- (四) (イ) 三 ……前各号……

- (ロ) 三 ……前二号……

(なお、「前各項」という用い方はどうか。)

〔決定〕 先行する号のすべてを指示する場合で、指示する号が四号以上であるときは「前各号」を、三号以下であるときは「前三号」、「前二号」、又は「前号」を用いる。先行する項を指示する場合も、同様とする。

(昭三〇・一次)

- (六) (イ) 七 ……前三号……

- (ロ) 七 ……前二号から前号まで……

〔決定〕 先行する号の一部を指示する場合で、指示する号が四号以上であるときは「第二号から前号まで」というように、三号以下であるときは「前三号」、「前二号」又は「前号」を用いる。先行する条又は項を指示する場合も、同様とする。

(昭三〇・一次)

(七) 連続する三以上の条、項又は号について同じ内容の改正を行なう場合には、次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) 第〇条から第〇条まで中」「を」「を」……」に改める。
- (ロ) 第〇項から第〇項までの規定中」「を削る。
- (ハ) 第〇号から第〇号までの各号中」「の下に」「……」を加える。

(昭三八)

(八) 連続する三以上の条と他のある条について同じ内容の改正を行う場合の改正規定の表現は、次のいずれによるべきか。

- (イ) 第〇条から第△条まで及び第×条の規定中」「……」を「……」に改める。
- (ロ) 第〇条から第△条まで及び第×条中」「……」を「……」に改める。
- (ハ) 第〇条から第△条までの規定及び第×条中」「……」を「……」に改める。
- (ニ) 第〇条及び第△条から第×条までの規定中」「……」を「……」に改める。
- (ホ) 第〇条及び第△条から第×条まで中」「……」を「……」に改める。

〔決定〕

(イ)又は(ニ)による。

(備考) 連続する三以上の条について同じ内容の改正を行う場合の改正規定の表現は、「第〇条から第△条までの規定中」とすることとされている。

(昭五〇・九・一〇)

- (九) (イ) 2 ……次項……
- (ロ) 2 ……第三項……

〔決定〕

(イ)を用いる。

(昭三〇・一六)

(六) 片仮名・文語体の法令中の枝番号の条又は号を引用する場合、次のいずれによるべきか。

- (イ) 第〇条ノ〇第〇号ノ〇の次に次の一号を……
- (ロ) 第〇条の〇第〇号の〇の次に次の一号を……

〔決定〕

(イ)を用いる。

(昭三〇・二二)

(二) 他の法令の規定を引用する場合に、条名等の下に(要旨)を加えるものと加えないものがあるが、統一する必要があるか。

〔決定〕 場合によることとし、しいて統一しない。

(昭三八)

2 「同」の用法

(一) 第〇条第△項をすぐ後で引く場合の方式

- (イ) 同項
- (ロ) 同条同項

〔決定〕 (イ)を用いる。ただし、特にまぎらわしさを防ぐため、(ロ)を用いる場合もある。

(昭三〇・二二)

(二) 「〇〇規則(一勅令一号)」を後で引く場合の方式

- (イ) ○○規則(明治―年勅令第―号) 第○条……………同令第×条……………
- (ロ) ○○規則(明治―年勅令第―号) 第○条……………同規則第×条……………

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三八)

(三) 括弧がある場合の方式

- (1) 第一項……………(……………第八項……………)(……………第一項……………)
- (2) 第一項……………(……………同項……………)(……………同項……………)

かつこの中で同項という場合、かつこの直上の項をさすが、かつこの直下で同項といえは、つまり右(1)の例で同項といえは、第一項を指すか第八項を指すか。

解決策としては、次の諸案が考えられる。

- (イ) かつこ通算直前主義
- (ロ) かつこを除外した直前主義
- (ハ) 誤解を生じないように同項の表現を避ける主義

〔決定〕 (イ)による。なお、かつこの前又は後に「第○項」がなく、誤解を生ずるおそれがない場合には、

「同項」を用いてもよい。

(昭三八)

(四) 次の例の適否

第○条中「前二条」を「第一条」に、「第一条」を「同条」に改める。

〔決定〕 かまわない。

(昭三八)

3 適用関係

(一) 読替えの方式

- (イ) ……………の適用については、「とあるのは、」……………と読み替えるものとする。
- (ロ) ……………の適用については、「とあるのは、」……………とあるのは、「とあるのは、」……………とする。
- (ハ) ……………を適用する場合には、「とあるのは、」……………とあるのは、「とあるのは、」……………とする。

〔決定〕 (イ)と(ロ)を比較すれば、(イ)を用いず、(ロ)を用いるべきである。(ロ)と(ハ)を比較すれば、(ロ)を用いるのが原則であるが、(ハ)を用いなければならない場合もある、と思われる。

(昭三〇・一四)

(二) 変更適用に係る条項を他で引用する場合の表現方法

一定の期間、事項等について、ある条項中の一部の規定を変更して適用することとし、その変更適用に係る条項を他で引用する必要がある場合に、次のいずれによるべきか。

- (イ) ……………までの間は、第A条中「……………」とあるのは、「……………」と読み替えるものとする。
- (ロ) ……………までの間は、第A条中「……………」とあるのは、「……………」とする。

この後者の場合、あとで「第B条の規定により読み替えられた第A条」といえるか。

〔決定〕 (イ)によることとして差しつかえない。

(昭三八)

4 準用関係

(一) 準用規定の表現方法

- (イ) ……の場合には、……………の規定を準用する。
- (ロ) ……の規定は、……………の場合に準用する。

〔決定〕 (ロ)を用いるのが、原則であろう。しかし、先行する文章との関係では、(イ)を用いても、差しつかえない。

(昭三〇・一次)

(二) 準用規定の後段の表現方法

第〇条第一項の規定は、……………について準用する。

- (イ) この場合において、「――」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。
- (ロ) この場合において、同項中「――」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。

〔決定〕 (ロ)によるのを原則とするが、(イ)によつてもよい。

(昭三八)

(三) A条を準用するB条を更にC条が準用している場合において、B条及びC条の関係を含めてA条を引用する場合の表現方法

次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) A条(B条(C条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。()
- (ロ) A条(B条及びC条において準用する場合を含む。)

(注) (ロ)の方式によつた例 非訟事件手続法一九五条ノ四

森林法 一九一条

〔決定〕 (イ)を原則とするが、誤解のおそれがない場合には、(ロ)を用いてもよい。

(昭三八)

〔備考〕

○非訟事件手続法(明三二法一四)

第九十五条ノ四 第三百三十五条ノ六ノ規定ハ商法第二百五十条(同法第八十条第三項、……ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ同法第二百八十条ノ十六……ニ於テ準用スル同法第三百三十七条ニ定メタル登記ニ之ヲ準用ス

○森林法(昭二六法二四九)

第九十一条③ 第十八条第一項第二号、……第三十四条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)
第四十一条……の規定による処分……に不服がある者は、……裁定を申請することができる。

四 孫準用の場合の読替えの可否

孫準用の場合の読替えはどの程度に行なうべきか。

〔決定〕 孫準用は努めてやめること(なお、平かな文の法令で片かな文の法令を準用する場合の読替えは、片かな文に読み替えること。)()。

(昭三〇・四次)

(五) 異なる二以上の字句を同時に同一の字句に読み替える場合の表現方法

準用の場合の読替えを規定する場合において、異なる二以上の字句を同時に同一の字句に読み替える

ものとするときの表現については、次のいずれによるべきか。

- (イ) 第〇条(項)中「……」とあり、「……」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。
- (ロ) 第〇条(項)中「……」とあり、又は「……」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。
- (ハ) 第〇条(項)中「……」とあり、及び「……」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。
- (ニ) 第〇条(項)中「……」及び「……」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。

〔決定〕 (ハ)による。なお、適用読替えの場合にあつても同様とする。

(備考)

(イ)の例

中小企業信用保険法(昭二五法二六四) 第二三条、自動車損害賠償保障法(昭三〇法九九) 第五六条第一項、
中小企業団体の組織に関する法律(昭三二法一八五) 第五四条、国家公務員共済組合法(昭三三法二二八) 附
則第一三条の六第一項

(ロ)の例

土地収用法(昭二六法二一九) 第三五条第三項、警察法(昭二九法一六二) 第一〇条第一項、租税特別措置法
(昭三二法二六) 第七〇条の六第二項、下水道法(昭三三法七九) 第五條の一〇、海岸法(昭三二法一〇二)
第二二条第三項

(ハ)の例

関稅定率法(明四三法五四) 第一七条第五項、相続稅法(昭二五法七三) 第五〇条第二項第一号、租稅特別措
置法(昭三二法二六) 第三三條の五第三項第一号

(ニ)の例

物品稅法(昭三七法四八) 第二八条第六項・第三五條第六項

(注) (ロ)の例に掲げた規定には、設問とは若干表現を異にするものを含む。

(昭五〇・七・八)

(六) 準用規定中の読替部分の規定の仕方

- (1) 甲法で乙法を準用し、乙法の規定を読み替える場合、読替規定中に引用する甲法に係る法律番号の扱いについては、次のいずれによるべきか。
 - (イ) 引用することに入れる。
 - (ロ) 最初の引用の場合にだけ入れる。
 - (ハ) 引用のいずれの場合にも入れない。
- 〔決定〕 (ハ)による。

(備考)

○水資源開発公団法(昭三六法二一八)

(土地改良法の準用)

第二十条の三 公団が第十八条第一項第一号の業務(……)であつてかんがい排水に係るものを行なう場合
については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第二百二十二条第二項(……)の規定を準用す
る。この場合において、同項中「……」の規定による公告」とあるのは、「水資源開発公団法(昭和三十六年
法律第二百十八号) 第二十条第四項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(権利関係の調整)

第三十三條の二 公団が第十八条第一項第一号から第三号まで……の業務であつてかんがい排水に係るもの
を行なつた場合については、土地改良法第五十九条(……)……の規定を準用する。この場合において、

同法第五十九条……中「土地改良事業」とあるのは「水資源開発公団が行なう水資源開発公団法第十八条第一項第一号から第三号まで……の業務（……）であつてかんがい排水に係るもの」と……読み替へるものとする。

○八郎潟新農村建設事業団法（昭四〇法八七）

（土地改良法の特例）

第四十六条 国営八郎潟干拓事業についての土地改良法第九十四条の八の規定の適用については、同条第一項中「……」とあるのは、「……八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第四十三条第一項の規定による……干拓予定地以外のもの」とする。

（昭五〇・八・一九）

(2) 甲法で乙法を準用し、乙法の規定を読み替える場合において、甲法で定義された字句又は甲法で定められた略称があるときの読替規定中の読替部分の規定の仕方は、次のいずれによるべきか。

(イ) 定義された字句又は定められた略称を用いる。

(ロ) 定義された字句又は定められた略称は用いない。

〔決定〕 (ロ)による。

（備考）

(イ)の例

○都市再開発法（昭四四法三八）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 施行地区 市街地再開発事業を施行する土地の区域をいう。

（土地調書及び物件調書）

第六十八条 ……

2 土地収用法……第三十七条……の規定は、前項の土地調書及び物件調書について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項及び第二項中……「収用し、又は使用しようとする土地」とあるのは、「施行地区内の各個の土地」と……読み替へるものとする。

(ロ)の例

○土地区画整理法（昭一九法一一九）

（設立の認可）

第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、……都道府県知事の認可を受けなければならない。（以下略）

（民法の準用）

第四十四条 民法……第六十六条（……）の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第六十六条中「社団法人」とあるのは「土地区画整理組合」と……と読み替へるものとする。

（注）準用読替えについては、設問の場合乙法において読むのか乙法の規定を甲法に引つ張り込んで読むのかという問題があるが、片仮名書き・文語体の法令を平仮名書き・口語体の法令で準用し読替規定を置くととき片仮名書き・文語体で読み替へる扱いがとられていることは、右の問題について、どちらかといえば、乙法において読むという考え方をとるものと解される。また、甲・乙、両法で定義された同一の字句が若干その定義を異にするような場合があれば、読替えに当たつて限定を付けざるを得ない。このような観点から(ロ)によることとするものであるが、右(1)の法律番号については、当該法律がどの法律を指すものであるかは既に自明の事柄に属することであるので、その指示を省略することとするものである。

5 括弧中の各種表現関係

(昭五〇・八・一九)

(一) (イ) ……にあつては、……以下同じ。()

(二) (ロ) ……にあつては、……とする。以下同じ。()

〔決定〕 原則として(イ)を用いる。

(昭三〇・一六)

(三) (イ) ……にあつては、……。以下同じ。()

(四) (ロ) ……にあつては、……。以下同様とする。()

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・一六)

(五) (イ) ……を含む。(以下)「……」という。()

(六) (ロ) ……を含む。以下「……」という。()

(七) (イ) ……を含むものとし、以下「……」という。()

〔決定〕 原則として(ロ)を用いる。ただし、(イ)を用いてもよい。

(昭三〇・一六)

(八) (イ) ……以下、第〇条を除き、同じ。() ……以下、第〇条を除き、「……」という。()

(九) (ロ) ……。第〇条を除き、以下同じ。() ……第〇条を除き、以下「……」という。()

〔決定〕 (ロ)がよい。

(昭三八)

(一〇) かつこ書の中でかつこの直前の語の意義が以下の同一の条又は項中の他の項又は号等において同じことを示すような場合に、次の二つの用例が見受けられるが、いずれによるか。

(イ) ……を含む。以下次項において同じ。()

(ロ) ……を含む。次項において同じ。()

〔決定〕 (ロ)による。なお、「以下この条(この章)において同じ。」は、用いる。

以下同様の意義で用いる条文数が多い場合には、その条名を特掲せず、「以下同じ」とするか、又は定義で明らかにすることとする。

(昭三八)

(一一) 引用すべき他法令の規定が当該他法令の他の規定において準用されている場合における当該他の規定の指示方法

引用すべき他法令の規定が当該他法令の他の規定において準用されている場合における当該他の規定の指示方法に関する規定例として次の両者があるが、そのいずれによるべきか。

(イ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条(第八十七条第一項、……において準用する場合を含む)。

(ロ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条(同法第八十七条第一項、……において準用する場合を含む)。

〔決定〕 (ロ)による。

(備考)

○水資源開発公団法施行令(昭三七政一七七)(抄)

第三十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(第八十七条第一項、……)において準用する場合を含む。

三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)……第八十三条第三項(耕地の造成)(同法第八十四条第三項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。))及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。、……

七 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九十五条(河川の使用等に関する国の特例)(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

○日本住宅公団法施行令(昭三〇政一二四)(抄)

第二十一条 次の法令の規定については、公団を国又は国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(第八十七条第一項、……)において準用する場合を含む。

三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)……第八十三条第三項(第八十四条第三項(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。))及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。、……

なお、農地法(昭二七法二二九)第八十七条第一項、都市計画法(昭四三法一〇〇)第五十七条第二項・第六十七条第一項・第七〇条第一項等は、(ロ)の方式によつてゐる。

(昭五〇・七・一四)

6 特殊な語句関係

(一) (イ) ……場合も、また同様とする。

(ロ) ……ときも同様とする。

(ハ) ……場合も同様である。

(ニ) ……ときにおいても、同様とする。

〔決定〕 原則として、「……場合も、同様とする。」とすべきである。(イ)すなわち、「……場合も、また同様とする。」のように、「また」を挿入することは、先行する文章が長い等の場合には、許される。「……ときにおいても」「は、用いない。」「……ときも」「は、場合によつては、用いる。」

(昭三〇・一次)

(一) (イ) ……の場合においては、……が……する。

(ロ) ……の場合においては、……が、……する。

〔決定〕 「が」が主文章の主語をあらわすために用いられる場合でも、その下に読点を打たないのが原則である。しかし、文章の長さによつては、打つてもよい。

(昭三〇・一次)

(二) (イ) 次の各号の一に該当する場合に……

(ロ) 次の場合に……

〔決定〕 刑罰又は過料を科せられるべき行為を掲げる場合には、(イ)を用いる。その他の場合には、(ロ)を用いてもさしつかえない。

(昭三〇・一次)

〈参考〉

罰則(刑罰又は過料)に処せられるべき行為を示す場合の表現の統一について

一 議題

罰則(刑罰又は過料)に処せられるべき行為を示す場合には、

① 「次の各号の一に該当する場合(者)」

② 「次の各号のいずれかに該当する場合(者)」

のいずれを用いるべきか

二 議事要旨

1 罰則に処せられるべき行為を示す場合においても、②「次の各号のいずれかに該当する場合(者)」とする(と)に統一することが適当であろうとするのが大勢の意見であった。

2 (略)

3 なお、昭和三〇年決定の例規は、「次の各号のいずれか」と「次の各号の一」のいずれを用いるかについて定めたものではないであろうし、今後、「各号のいずれか」を用いることに統一することとしても、「次の各号の一」という表現が間違いであるとするものではなく、「次の各号のいずれか」とする方がより望ましいであろうという程度にとどまるものと考えらるべきであろうとい

うのが、一致した意見であった。

(平一一・九・二〇法令整備会議)

〈備考〉

本件は、まだ正式に例規化されるに至っていないが、法令整備会議において今後の取扱いについて統一していくことが適当であるとされたものである(と)で、ここに便宜上収録した。

四 「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は

「各号のいずれにも」等をいいあらわす場合に限り、その他の場合には、「次に掲げる……」、「次の事項……」、「というように簡単にいいあらわすように統一した方がよいと思われるが、どうか。」

〔決定〕 そのようにする。

(昭三八)

五 各号は、対等の立場で列記する場合に用いるのが原則であるが、次のような用例は、どうか。

……であつて、第一号(……)にあつては、第二号(に掲げる鉅害に相当するものうち、第三号から第五号まで)……にあつては、第三号から第六号まで(に掲げる鉅害に相当するもの以外のもの)……

〔決定〕 やむを得ない場合には、用いてよい。

(昭三八)

（一）号における句点について

（1）議題 号における字句の場合、その字句が名詞形で終わるときには原則として句点を付けないが、「こと」又は「とき」で終わるとき及びその号の中で更に字句が続くときには、句点を付けることになつてゐる。

それでは、その号の法文が一字の空白により区切られる場合、具体的には、号の書き出しの部分の「とき」といふ言葉が一字の空白によりいったん区切られ、更に字句が続く場合、「とき」の後に句点を付けるべきか。

現在のところ、「……とき。」「……とき。」「の例と」「……とき……」の例とがあり、統一された表現となつていないが、（略）どちらかに統一してはどうか。

（2）議事要旨 大勢の意見としては、設問の場合、号の文章がそこで終了しているという訳ではなく、また、号の後半部分の最後には句点が付かないこととの対比からして、句点を付けるべきではないとのことであつた。

したがつて、今後の法令の制定に当たつては、句点を付けないこととし、現行の条文で句点が付いてゐるものの扱いについては、一部改正の際に基本的には項ごとに当該項の改正があれば修正していくこととする事となつた。

（平一七・九・一二法令整備会議）

〈備考〉

本件は、まだ正式に例規化されるに至つては無いが、法令整備会議において今後の取扱いについて統

一としていくことが適當であるとされたものであるので、ここに便宜上収録した。

八 附則関係

1 施行期日関係

（一）一部改正法の附則において、同法により改正された規定を遡及適用する場合の方式

次のいずれの方式によるべきか。

- イ この法律は、公布の日から施行し、………日から適用する。
 ロ この法律は、公布の日から施行し、改正後の（ ）………法（第〇条）の規定は、………日から適用する。

（二）この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の（ ）………法（第〇条）の規定は、………日から適用する。

2 （一）この法律による（ ）改正後の（ ）………法（第〇条）の規定は、………日から適用する。
 （二）この法律による（ ）改正後の（ ）………法（第〇条）の規定は、………日から適用する。

〔決定〕

（二）を原則とする。（一）は、用いない。

（昭三〇・三次、昭三八）

（二）条の一部について施行期日を異ならせる場合の方式
 第〇条の規定は、………については、………日、………日………については、………日から施行する。

〔決定〕 原則としては、「〇条中……に関する部分は……から、……に関する部分は……から施行する。」又は「……から施行し、……については……から、……については……から適用する。」を使用すべきであるが、例外的に設問の用例も認められよう。自動車損害賠償保障法の一部の施行期日を定める政令（昭三〇政二八五）第四項参照

（昭三〇・三次）

〔備考〕

○自動車損害賠償保障法の一部の施行期日を定める政令（昭三〇政二八五）

4 法第五条……及び第九十一条第一項の規定の施行期日は、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第九条第一号から第八号までに掲げる自動車については、昭和三十一年二月十一日、同条第九号から第十一号までに掲げる自動車については、昭和三十一年二月十一日、同条第十二号から第十八号までに掲げる自動車については、昭和三十一年二月二十一日とする。

〔三〕 一部改正法の附則においてその改正規定及び附則の規定の施行期日を規定する場合における各規定の配列方法

次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第五条の改正規定、附則第三項並びに附則第五項
- (ロ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第五条の改正規定並びに附則第三項及び（附則）第五項の規定
- (ハ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定並びに第五条の改正規定並びに

附則第三項及び（附則）第五項の規定

(二) 第一条、第三条及び第五条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項及び（附則）第五項の規定

〔注〕 削る改正の場合には、「第〇条を削る規定」と「第〇条を削る改正規定」の表現があるが、いずれがよいか。
〔決定〕 (ロ)又は(二)による。(注)については、後者による。

(昭三八)

〔四〕 ある法律の施行期日が附則第一条本文に規定され、当該法律中特定の条の施行期日がただし書に規定されている場合の、附則における当該法律の施行に係る規定の仕方

次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

- (イ) この法律（附則第一条本文に係る部分をいう。）の施行の際
- (ロ) この法律（附則第一条本文に係る部分に限る。）の施行の際
- (ハ) この法律（附則第一条本文に規定する部分に限る。）の施行の際
- (ニ) この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の際
- (ホ) この法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の際
- (ヘ) この法律の施行（附則第一条本文の規定による施行をいう。）の際
- (ト) この法律の施行の日（附則第一条本文に規定する施行の日をいう。）
- (チ) この法律の施行の際

〔決定〕 (チ)による。

(五) その他

(1) 次の例の適否

(i) この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

〔決定〕 特殊の場合の立法形式として認める。

(昭三八)

〔備考〕 四ページ参照

(ii) この法律中第〇条……の改正規定は、昭和三十八年四月一日から、その他の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔決定〕 場合によつては、用いて差しつかえない。

(昭三八)

(2) 次の例では、いずれによるか。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(イ) ただし、第〇条の規定は、昭和三十八年四月十日(昭和三十八年十月一日)から施行する。

(ロ) ただし、第〇条の規定は、同月十日(同年十月一日)から施行する。

〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

2 規定の順序関係

(一) 附則に既存の法令の廃止に関する規定を置く場合の方式

次のいずれによるべきか。

(イ) 本則の施行に伴う経過規定の前に置く。

(ロ) 右の経過規定の後——これと他法令の一部改正に関する規定との間——に置く。

(注) 「例解立法技術」は、(イ)の方式が普通である、と述べている。

〔決定〕 廃止制定の場合のように附則による廃止が当該法令の構成上基本的に重要なものである場合及び本則の施行に伴う経過規定が多数におよぶためその後に規定することがわかりにくいこととなる場合には、(イ)による。

(昭三八)

〔備考〕

○ 「例解立法技術」五二二ページ

附則に規定すべき事項の規定の順序については、おおよそのきまりがある。すなわち、(1)当該法令の施行期日に関する規定、(2)既存の法令の廃止に関する規定、(3)当該法令の施行に伴う経過的规定、(4)他の法令の改正に関する規定、(5)当該法令の有効期限に関する規定、(6)その他の規定というような順序で書かれるのが普通である。(3)の経過措置に関する規定がたくさんある場合には、原則として、本則の規定の順序に従って、それぞれの本則の規定に対応する経過措置が配置される。かような経過措置に伴って罰則が必要な場合には、その実體規定のすぐ後に罰則が置かれる。当該法令の施行のための準備行為についての規定が設けられる場合には、通常、施行期日の規定の後、経過規定の前に置かれる。他の法令の改正に伴って、その経過規定(たとえば、

後述する罰則の経過規定)が必要な場合には、通例その改正に関する規定の直後にこれを置き、数個の他法令の改正に伴う共通の経過規定が必要な場合には、これらの改正規定のうちの最終のもの次に置かれるのが、通例である。

(二) 附則において他の法令の一部を改正する場合の規定の順序

附則において他の法令の一部を改正する場合、通常その順序は法令番号の順によつてゐるが、公団法等の附則の場合には、税法関係、行政組織法関係等に区分した順序によつてゐる。これは、公団法等の場合のみに限定すべき方法であるかどうか。

〔決定〕 一定の原則が立つ場合には、法令番号の順によらなくてもよい。

(昭三八)

3 各種の改正方式関係

(一) 附則中に本則の経過規定と他法令の一部改正規定とが含まれている場合において、後に、その本則の経過規定を改めて条項(特に項)を追加し、又は削るため、附則中の条項の繰下げ又は繰上げを行うときの方式

次のいずれによるべきか。

(イ) その附則中に規定された他法令の一部改正の条項は、消滅したものと考え、これは無視して整理する。

(ロ) 他法令の一部改正の条項についてもその形骸は存していることを前提として整理する(たとえば、

「附則第十八項(経過規定の末尾の項)以下を二項ずつ繰り上げ(繰り下げ)」とし、あるいは追加の

場合には、附則の末尾に規定を加える等)。

〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

(二) 附則の条名が本則の条名と通し番号になつてゐる場合において、附則中に規定を加えるときの方式
次のいずれによるか。

(イ) 附則第三十三條の二の次に次の一條を加える。

(ロ) 第三十三條の二の次に次の一條を加える。

〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

(三) 附則の末尾に項を加える場合の方式

次のいずれによるか。

(イ) 附則に次の一項を加える。

(ロ) 附則第〇項の次に次の一項を加える。

〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

(四) 附則が複数の項から成り立つてゐる場合における一部改正の方式

附則が複数の項から成り立つてゐる場合に、その二以上の項について改正を行うときは、次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) 項ごとに改正を行う。
- (ロ) 項ごとに区切らずに、一の文章により改正を行う。

〔決定〕 原則として、(イ)の方式による。

(備考)

(イ)の例

○国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四八

法四七)

附則第二項中「……」を「……」に改める。

附則第三項中「……」を「……」に改める。

附則第四項中「……」を「……」に改める。

(ロ)の例

○地方交付税法の一部を改正する法律(昭四八法三四)

附則第十一項中「……」を「……」に改め、「……」を削り、附則第二十八項を附則第三十一項と

し、附則第二十一項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二十項中「……」を「……」に改

め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第十八項中「……」を「……

……」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十四項から第十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第十三

項中「……」を「……」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十二項の次に次の三項を加える。

(以下略)

(昭五〇・八・一九)

4 条、項等の引用関係

- (一) 一部改正法の附則において、同法による改正後の条項を引用する場合の方式

次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 改正後の第〇条第〇項

(ロ) この法律による改正後の第〇条第〇項

(ハ) この法律による改正後の〇〇法第〇条第〇項

〔決定〕 (イ)又は(ロ)を用いるのを原則とする。

(注) 新法という略称を用いるような場合には、「改正後の〇〇法」又は「この法律による改正後の〇〇法」という。なお、本則又は附則で多数の法律を改正している場合には、「第〇条(附則第〇項)の規定による改正後の〇〇法第〇条」として引用するのを原則とする。

(昭三八)

- (二) 一部改正法の附則において、改正のなかった当該法令の条項を引用する場合の方式

右の場合に、「改正前の」又は「改正後の」を冠しないで、単に「……法第〇条」としてよいか(「旧法」「新法」という略称を用いた場合はどうか)。

〔決定〕 よい。なお、「旧法」、「新法」を用いた場合には、改正の前又は後における法律全体を指しているのであるから、改正のなかった条項についても、「新法」、「旧法」を用いて差しつかえない。

(昭三八)

- (三) 附則における二以上の条又は項を引用する場合の方式

次の二つの用例のいずれによるか。

- (イ) 附則第四条から附則第九条まで
- 附則第七項、附則第八項及び附則第十項
- (ロ) 附則第四条から第九条まで
- 附則第七項、第八項及び第十項

〔決定〕 誤解のおそれがない場合には、(ロ)による。

なお、附則中の一連の規定の改正をする場合には、次の例による。
附則中第十四項及び第十五項を削り、第十六項を第十四項とする。

(昭三八)

四 略称を設けた場合における当該略称の用法

- (1) 次のいずれによるか。
 - (イ) 旧法(新法、施行法) 第〇条……………旧法(新法) 第×条……………
 - (ロ) 旧法(新法) 第〇条……………同法第×条……………

〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

- (2) 「施行日」、「適用日」又は「法律第〇〇号」の略称を設けた場合、次のいずれによるべきか。
 - (イ) 施行日(適用日等)……………施行日……………
 - (ロ) 施行日(適用日等)……………同日……………

〔決定〕 (イ)による。

(昭四九・一一・一六)

5 その他

(一) 附則の条名の付け方

附則の項数が多い法令にあつては、附則を適宜条に分つて、条名をつけてもよい。この場合においては、次の取扱による。

- (1) 附則の条名は、本則とは別に起番する。
- (2) その法令に目次があるときは、目次中「附則」の下には、附則の条名をかっこ書で表示しない。
- (3) 附則の条を引用するときは、「附則第〇条」と表示する。

(昭二九・一二・二二)

(二) 改正後の第〇条の規定を適用する場合の方式

改正後の第〇条の規定を適用する場合には、同条……………中……………とあるのは、……………に
いては「……………」と……………については「……………」とする。

〔決定〕 設問の趣旨は、このような用例は本則中に限られるのではないか、ということであるが、附則
中で用いられることもありうるとされた。

(昭三〇・三三)

(三) 本則で略称を用いることとした他法令について附則において改正を行う場合における当該他法令名の
附則における掲名的方式

本則で略称を用いることとした他法令について附則において改正を行う場合において、当該略称をそ

のまま用いることは誤解を生じさせるおそれがあるので、今後は、本則で用いることとした略称をそのまま用いることなく、改めて当該他法令名（法令番号は除く。）を掲げることとする。

（参考）

（従来の例）

○労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第一八号）

（徴収勘定の歳入及び歳出）

第六条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。

以下「徴収法」という。）第十条第二項の労働保険

料……………をもつてその歳入とし、……………をもつ

てその歳出とする。

附則

20 徴収法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「……………」を「……………」に改め

る。

（今後における取扱い）

20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を

次のように改正する。

……………

（昭四九・二・二五）

四 附則において他法令の一部改正を内容とする条（項）がある場合において、後日、当該附則を改正し、新たな条（項）を追加するときの当該他法令の一部改正を内容とする条（項）の取扱い

附則において他法令の一部改正を内容とする条（項）がある場合において、後日、当該附則に新たな

条（項）を追加する必要があるとき、次の（ロ）の方式をとることはどうか。

（イ）当該他法令の一部改正を内容とする条（項）を移動させて残す。

（ロ）当該他法令の一部改正を内容とする条（項）を削り、新たな条（項）を加える。

〔決定〕（ロ）の方式によつても差し支えない。

（備考）

（イ）の例

○石炭対策特別会計法の一部を改正する法律（昭四四法四四）

附則中第八項以下を五項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の五項を加える。

（注）改正前の附則第九項から第一二項までは、それぞれ、国税収納金整理資金に関する法律（昭二九

法三六）、治水特別会計法（昭三五法四〇）、通商産業省設置法（昭二七法二七五）、労働省設置法

（昭二四法一六二）の一部改正について定めたものである。

（ロ）の例

○空港整備特別会計法の一部を改正する法律（昭四七法一九）

附則中第十項から第十四項までを削り、第十五項を第十項とし、附則に次の三項を加える。

（注）改正前の附則第一〇項から第一四項までは、それぞれ、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭三二法一一五）、特定国有財産整備特別会計法（昭三二法一一六）、港湾整備特別会計法（昭三六法二五）、運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正について定めたものである。

（昭五〇・八・一九）

九 別表・表関係

1 改正追加の方式

(一) 別表第〇表……………改める。

--	--

同表……………

〔決定〕 別表については、例外的に設問の用例を認める。

(昭三〇・三次)

(二) 次の例ではいずれによるか。

(1) (イ) 附則の次に別表として次のように加える。

(ロ) 別表として次のように加える。

(イ) 附則の次に次の別表を加える。

〔決定〕 (イ)による。なお、複数の表を加える場合には、次の方式を用いる。

附則の次に別表として次の二表を加える。

(2) (イ) 別表第三及び第四（別表第一から第七まで）を次のように改める。

(ロ) 別表第三及び別表第四（別表第一から別表第七まで）を次のように改める。

〔決定〕 (ロ)によるのが適切である。

(昭三八)

(三) 別表の全部を改めて複数の別表とする場合の改正方式は、次のいずれによるべきか。

(イ) 別表を次のように改める。

別表第一（〇〇条関係）

--

別表第二（××条関係）

--

(ロ) 別表を次のように改める。

別表第一（〇〇条関係）

--

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（××条関係）

--

(イ) 別表を削り、附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（〇〇条関係）

--

別表第二（××条関係）

--

〔決定〕

(ロ)による。

なお、複数の別表を改めて別表とする場合の改正方式は、次による。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表(〇〇条関係)

(備考)

1 (イ)の類似例

○奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律(昭三九法四三)

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表

(ロ)の類似例

○防衛庁職員給与法施行令等の一部を改正する政令(昭四〇政二二七)

附則別表を次のように改める。

附則別表第一…

附則別表第一の次に次の一表を加える。

附則別表第二…

2 既存の「別表第一、別表第二」を「別表第一、別表第二、別表第三」に改める場合には(イ)の方式にはよらないし、また、「別表第一、別表第二」を削る場合にも単に「別表を削る」とはしないことから、条の扱いに準じ、(ロ)によることとする。なお、新たに複数の表を加える場合には、「附則の次に別表として次の二表を加える。」とする旨定められているが、これは、「新たに複数の表を加える場合」のそれであるから、特に「別表として」の表現を用いるものと解される。 [備考] 七七ページ参照

(昭五〇・八・一九)

2 表中において名詞を列記する場合の方式

- (イ) 青森県、秋田県、山形県、……………
- (ロ) 青森県 秋田県 山形県 ……………

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三〇・二二)

3 表中の縦の区切りの取扱

(一) 従来、法令中の表の縦の区切りで縦線で区画されているものは、「項」と呼び、縦線で区画されていない

いものは、「項」又は「部」と呼ばれていたが、今後は、これを統一して、縦線による区画の有無を問わず、「項」と呼ぶことにする。

(二) 法令中の表の縦の区切りについては、今後は、原則として、縦線による区画を設けるものとする。
(注)

(1) 縦線で区画されていない表中の縦の区切りを「項」と呼んだ例

- 1 昭和三十八年法律一六八号 厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正
 - 2 昭和三十九年法律一二九号 厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正
 - 3 昭和四〇年法律一四一号 " "
 - 4 " 法律二五号 文部省設置法第二十七条第一項の表の改正
 - 5 昭和三十九年法律三号 運輸省設置法第三十八条第一項の表の改正
 - 6 昭和三十八年法律六〇号 " 第四条の表の改正
 - 7 昭和四〇年法律一二〇号 労働省設置法第十三条第一項の表の改正
- (2) 縦線で区画されていない表中の縦の区切りを「部」と呼んだ例
- 1 昭和四〇年法律六三三号 運輸省設置法第三十八条第一項の表の改正
 - 2 昭和三十九年法律二二八号 農林省設置法第三十四条第一項の表の改正

(昭四一・五・一七)

4 その他の改正方式

(一) 区画のない表(所得税法第一三条第一項等)を改正する場合に、改正される部分中字句と字句との間に空白があるときは、これをどう引用すべきか。

〔決定〕 原則としてその字数(閣議請議の原本の空白と同一の空白)だけあける。

(昭三〇・四次)

(二) 次のような改正の方式は、どの程度で許されるか。

〇〇表〇〇の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

〔決定〕 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭和三〇年法律第二五号)の場合のような特殊な場合に例外的に認める。

(昭三〇・四次)

〔備考〕

〇下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇法二五)

別表第四表名称の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

神奈川中野簡易裁判所	津久井簡易裁判所
(略)	(略)
東京都八丈島大賀郷村	東京都八丈支庁管内八丈町
(略)	(略)

別表第四表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

(注) 名称については三三三、所在地については一三三三の改正を行っている。

5 当該別表等について定める本則中の規定との関係を明らかにするための方式

別表（別表の付表を含む）、様式（書式を含む）又は付録（以下「別表等」という。）について、当該別表等とこれについて定める本則中の規定との関係を明らかにするための措置として、次の方式により別表等の下に当該別表等について定める本則中の規定を括弧書きで示すこととする。

別表（第〇条、第△条、第×条関係）

別表第一 〇〇〇（第〇条、第△条、第×条関係）

別表（第〇条、第△条、第×条、第〇条、第△条、第×条関係）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

なお、既存の別表等については、当該別表等の改正の機会に、右の措置を講ずるものとする。（この場合、別表等が複数あるときは、そのすべてについて同様の措置を講ずるものとする。）

〔備考〕

- 1 別表等の下に掲げる本則中の規定は、当該法律又は政令の本則において別表等の文言を用いているすべての規定（例えば、「別表第八の指定職俸給表……」ではなく単に「指定職俸給表」の文言を用いるにとどまる。「一般職の職員の給与に関する法律第六条の二」のような規定はその対象としないが、「この法律（別表第一を除く。）」と定める「所得税法第四条」はその対象とする。）について、条単位で示すものとする。（この場合、括弧書きで示す条名が多く改行を要するときの第二行目以下の配字は、「別表」及び「別表第一」等にあつては第一行目の括弧の位置、「別表第一 〇〇〇」にあつては第一行目の〇〇〇の第一字目の位置とする。）
- 2 この措置は、附則別表については、原則として及ぼさないものとする。
- 3 別表等を横書きのものとするため、別表等の文字自体を横書きとする場合における本則中の規定の条名にお

ける数字の表記は漢数字を横書きするものとするが（所得税法別表第二（注）参照）、場合によっては算用数字を用いてもよいこととする（公衆電気通信法別表（第2備考1参照））。

- 4 既存の別表等についてこの措置を講ずるときは、改正方式は、「別表第一中「別表第一 〇〇〇」を「別表第一 〇〇〇〇（第〇条、第×条関係）」に改める。」によるものとする。
- 5 この措置を採り難い特段の理由があるものについては、その都度、部長の承認を得るものとする。
- 6 この措置を採つた後において当該別表等を引用する必要がある場合における表現については、当該別表等の括弧書きの部分は引用するに及ばないものとする。

（昭四九・八・五）

〔備考〕

- 1 いわゆる根拠規定が連続する三条以上の表記方法

別表（第〇条—第△条関係）

）とする。

別表（第〇条、第△条—第×条、第◎条関係）

なお、連続する二条について特に「・」でつなぐことはしない。（別表（第〇条、第△条関係）とする。）

- 2 いわゆる根拠規定について施行期日を異にする規定がある場合の処理方法
施行期日の異同は考慮することなく、そのまま、いわゆる根拠規定として掲げる。
- 3 いわゆる根拠規定について読替えが行われる規定がある場合の処理方法
読替えを考慮することなく、そのまま、いわゆる根拠規定として掲げる。
- 4 既存の別表にいわゆる根拠規定を示す措置を講ずるとともに、例えば別表第五を別表第六とし、新たに別表第五を加える場合の方式

「別表第五中「別表第五」を「別表第五（第〇条関係）」に改め、同表を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。」とする。

5 閣議・次官会議資料の「新旧対照表」及び「参照条文」の取扱

当該改正がいわゆる根拠規定に掲げる改正にとどまる場合は、「新旧対照表」にのみ掲記し、「参照条文」には掲記するに及ばないものとする。

6 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否——一五ページ参照

一〇 理由書関係

(一) ……等のため、……法の一部を改正する必要がある。これが、……

〔決定〕 一般に設例のような書き方では、「理由」として不十分であると思われる(二)参照。

(昭三〇・三次)

(二) 法律案につける理由書は意味があるとしても、政令案につける理由書は、内容が形式的のものが多く、この際検討する必要はないか。

〔決定〕 理由を実質的に書くように努める。

(昭三八)

〔備考〕 条約案については、九ページ参照

(三) 法律の全部又は一部を一定期限までに廃止するものとする旨の規定がある法律の当該期限を改正する場合の「理由」の書き方

法律の全部又は一部を一定期限までに廃止するものとする旨の規定がある法律の当該期限について改

正する場合の「理由」については、今国会(第八〇回国会)提出の法律案から次のように書くこととする。

「……(〇〇法)が廃止するものとされる期限を……」

(参考)

○日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案理由

理由

我が国における原子力船開発に関する諸状況の変化にかんがみ、日本原子力船開発事業団の設立の目的を達成するため、日本原子力船開発事業団法が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日に変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(昭五二・二・五)

一一 法律又は政令に署名すべき主務大臣関係

1 (一) A法の附則でB法の一部改正を行う場合におけるA法の署名大臣には、当該改正に係るB法の主務大臣を加えるものとする。

(二) 特殊法人に関する法令に不動産登記法の準用に関する例文規定(日本住宅公団法第五八条参照)を置く場合には、法務大臣を当該特殊法人に関する法令の署名大臣に加えるものとする。

(三) 新規立法において罰則を定めていること及び罰則の一部改正であることを理由として、法務大臣を当該新規立法又は一部改正法令の署名大臣に加えることは原則としてしない。

(備考) 1 「原則として」とは、当該罰則の新設、整備又は強化が当該法律の提案理由の一つに挙げられる程度にそのウエイトが高いものである場合を除く趣旨である。

2 本件については、法務省と協議済みである。

(昭四九・一〇・一八)

2 給与関係法及び共済関係法で次に掲げる法律の一部改正法の署名大臣は、その附則において他の法律の一部改正が行われる場合を除き、原則として、それぞれ掲名の大臣とする。

(一) 給与関係法

- 一般職の職員の給与に関する法律 内閣総理大臣
- 特別職の職員の給与に関する法律 内閣総理大臣
- 防衛庁職員給与法 内閣総理大臣
- 裁判官の報酬等に関する法律 法務大臣
- 検察官の俸給等に関する法律 法務大臣
- 国家公務員等の旅費に関する法律 大蔵大臣

(二) 共済関係法

- 国家公務員共済関係法 大蔵大臣
- 地方公務員等共済関係法 内閣総理大臣 文部大臣 自治大臣
- 公共企業体職員等共済関係法 大蔵大臣 運輸大臣 郵政大臣
- 私立学校教職員共済関係法 文部大臣
- 農林漁業団体職員共済関係法 農林大臣

(昭四九・一一・二九)

〔備考〕 国家公務員宿舍法の署名大臣については、国家公務員等の旅費に関する法律のそれと同様に扱われることになった(昭五〇・一・二四)。

〔参考〕 右の(一)及び(二)について、現在の法律名及び署名大臣名に修正したものは次のとおりである。

(傍線部分は修正部分)

(一) 給与関係法

- 一般職の職員の給与に関する法律 総務大臣
- 特別職の職員の給与に関する法律 総務大臣
- 防衛省の職員の給与等に関する法律 防衛大臣
- 裁判官の報酬等に関する法律 法務大臣
- 検察官の俸給等に関する法律 法務大臣
- 国家公務員等の旅費に関する法律 財務大臣

(二) 共済関係法

- 国家公務員共済関係法 財務大臣
- 地方公務員等共済関係法 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣
- 私立学校教職員共済関係法 文部科学大臣
- 農林漁業団体職員共済関係法 農林水産大臣

3 (一) 補助金等とする給付金の指定又は指定された給付金の名称の改正の場合にあつては、大蔵大臣のほか、当該給付金に係る主務大臣を署名大臣とする。

(二) 従来指定されていた給付金を削る改正の場合にあつては、当該給付金に係る関係大臣は署名大臣とならない。

(備考) 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正(昭五〇政一九二)においては、同令第二条の「社会事業学校経営委託費」(第三二号)を「社会事業学校等経営委託費」に、「石油備蓄対策補助金」(第四九号)を「石油備蓄増強対策補助金」にそれぞれ改め、新たに「老人福祉事業開発委託費」を加え、「三國間航路開発助成金」(第五〇号)を削ろうとするものであるが、大蔵大臣のほか、厚生大臣、通商産業大臣は署名大臣とし、運輸大臣は署名大臣としない。

2 その指定又は改正に当たつて当該関係大臣を署名大臣に加えるのは、当該関係大臣は、単にその適用を受けるという立場ではなく、当該事業の実態を熟知し、当該給付金を補助金等として指定をするか否かを決定する立場にあることを考慮したことによるものであり、その指定を削るに当たつて当該関係大臣を署名大臣としないのは、署名が執行の責任を明らかにするものであることを考慮したことによる。

3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律自体の改正法の署名大臣については、引き続き検討することとする。

(昭五〇・六・一七)

(備考) 1 本件は、まだ正式に例規化されるに至つてはいないが、いずれも、定例会議において了承されたものであるので、便宜、収録した。

2 いずれも、内閣官房と協議済みである。

一三 特殊法人等関係

(注) 本件で取り扱われている事項の大部分は独立行政法人通則法(平一一法一〇三)等に取り込まれているが、参考のために、便宜、収録した。

1 規定の表現等の統一について

今後政府から提出される法律案のうち新たに特殊法人の設立を定めるもの(従来設立されている特殊法人に関する規定を全部改正するものを含む。)に係る当該特殊法人に関する規定については、次によるものとする。

(一) 法人格に関する規定については、単に「〇〇〇は、法人とする。」という形式によること。

(二) 法人の名称の使用制限に関する規定を設ける場合の当該規定については、原則として、当該法人と同一の名称に限り使用を禁止する方式によること。

(三) 名称使用制限を規定する場合の経過規定については、次の形式によることとし、その不適用期間は六月を下らないこととすること。

「この法律の施行の際現に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇という名称を使用している者については、第〇条の規定は、この法律の施行後〇月間は、適用しない。」

(四) 役員の内命形式に関する規定については、特殊会社を除き、原則として次によること。

(1) 総裁、理事長等及び監事

主務大臣が任命する。

(2) 副総裁、副理事長等及び理事

主務大臣の認可を受けて総裁、理事長等が任命する。

(四) 定款に関する規定は、原則として設けないこととする。

(六) 業務の方法に関する規定について、従来「業務の方法を定め………」とするものと、「業務方法書を作

成し………」とするものとの二通りがあつたが、これを後者の表現に統一することとする。こと。
（七）役員及び職員の地位に関し、これを公務員とみなす規定を必要とする場合の表現は、次によることとする。こと。

「一〇〇の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」
（八）罰則については、公社及び特殊会社を除き、次によること。

（九）報告義務違反及び検査拒否等に係るもの
三万円以下の罰金

（一〇）認可等を受けるべき場合の無認可等の行為、登記義務違反、業務外の行為、余裕金法定外運用、監督命令違反等に係るもの
当該違反行為に係る役員に対してのみ三万円以下の過料

（一一）名称使用制限違反に係るもの
一万円以下の過料

（参考）罰則に関する最近の規定例

日本年金機構法（平一九法一〇九）

第五十八条 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以

（注）罰金等の額（傍線部分）は、現在は変更されている。

下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により厚生労働大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第二十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第三十四条第三項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

六 第三十七条第一項の規定による中期実績報告書の提出をせず、又は中期実績報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期実績報告書を提出したとき。

七 第四十一条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八 第五十一条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第六十条 第七条の規定に違反して日本年金機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

（九）前掲（一）、（四）又は（五）の原則によることができなない特別の理由がある場合において、他の表現形式を採用しようとするときは、審査関係各部長の承認を得るものとする。こと。

（昭四〇・二・一）

〔備考〕本文(□)の名称の使用禁止については、先に「特殊法人については、原則として、同一名称の使用禁止のみを認めることとし、類似名称の使用禁止は、認めないことをすること。」と定められていた(昭三四・一・二二)。

2 規定の整備について

さきに決定された監事の意見提出及び財務諸表等への意見書添附に関する規定の統一は、行政管理庁の審査の対象とされている法人(会社形態のものを除く。)のすべてにつき新設の法人については新設の際、既設の法人についてはその法人の設立について規定している法律改正のつど措置するものとする。

(昭四〇・二・三)

3 公庫等の最高代表機関の名称について(略)

4 事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について(略)

5 監事に関する規定について

政府関係特殊法人の基礎法を新たに制定し、又は改正する場合における監事に関する規定の取扱いについては、次によるものとする。

(一) 新制定の場合の監事に関する規定は、第四三回国会で成立した海外移住事業団法第十二条、日本原子力船事業団法第九条等の例によること。

(注一) 上記規定の例は、次のようである。

第〇条

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

〔参考〕右規定の例によるもの

(例) 日本中央競馬会法(昭和二九年法律第一〇五号)第一〇条

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四七年法律第三二号)第九条

(注二) 以上のほか、財務諸表及び決算報告書の主務大臣への提出に際して監事の意見又は意見書をつけるべきこととする従前の規定の例によるものとする。

(二) 右(一)の趣旨の規定を欠く現行法の改正をする場合においては、原則として、その規定を追加すること。

(三) 右の取扱いは、当面、公庫、公団及び事業団に関して適用すること。

(昭三九・一・二二)

〔備考〕監事の権限に関する規定については、当初(昭三八・二・三)「理事長又は理事長を通じて主務大臣に意見を提出することができる」とされていたが、その後、国会における修正を尊重し、本文(□)(注一)記載のとおり「理事長又は主務大臣に提出することができる」に修正された(昭四〇・二・二)。

〔備考〕監事に関する規定の修正経緯(四六回・昭三九・三・五、参・建設・一〇号一頁参照)

6 役員の欠格条項について

昭和四〇年二月一九日の自由民主党総務会長、政務調査会長等との協議の結果、今後特殊法人の役員の欠格条項については、次のように措置することとした。

(一) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員は、欠格条項中には、掲げないこと(国会議員及び地方公共団体の議会の議員は役員となることができないこと)とならなければならぬ特別の理由がある特殊法人に

については、例外とする。)

(二) 政党の役員は、欠格条項中には掲げないこと。

(三) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員並びに政党の役員を欠格条項に掲げている法律については、最近の改正の機会において、当該規定の部分を削るよう措置すること。

(備考)

(1) 昭和四〇年二月一六日閣議決定に係る八郎潟新農村建設事業団法案並びに同年同月一九日閣議決定に係る公害防止事業団法案及び農地管理事業団法案の役員欠格条項に関する規定のうち「国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長」の文言は削るよう修正して国会に提出することとした(「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」の文言は、残してある。)。なお、既に第四八回国会に提出したオリンピック記念青少年総合センター法案及び小規模企業共済法案でも、同じ文言を役員欠格条項に掲げているが、これは、与党において議員修正をすることとなった。

(2) 国務大臣及び地方公共団体の長は、「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」に含まれると解する。

(3) 既存の法律の規定の改正のしかたについては、従来の規定のしかたが区々であり、この際あわせて整備統一する必要もあると思われるので、別途検討すること。

(昭四〇・二・一九)

7 役職員に関する罰則及び設立の登記について

(一) 特殊法人の役員又は職員に関する罰則は、次のようにすること。

「第三十五条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。」

(注) 罰金の額(傍線部分)は、現在は変更されている。

(参考) 最近の例

日本年金機構法(平一九法一〇九)

第五十八条 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(二) 次の二つの方式については、前者によること。

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。」

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。」

特殊法人法案に関する民事局意見

(昭三四・一・二〇)

- (1) 役員代表権に関する規定——「定款で定めるところにより代表し……」はやめること。
- (2) 代理人の選任に関する規定——「従たる事務所の業務の一部に関し……」とすること。
- (3) 決算完結時期を五月三二日とすること。

(4) 設立の登記の時期を設立委員から「事務の引継を受けたときは、遅滞なく」とすること。

(昭三四・一・二七)

8 現物出資規定について

特殊法人に対する政府の当初の現物出資の目的たる不動産その他の物件がその設立時において工事が未完成である等のため当該出資が設立後相当期間を経過して行なわれる場合におけるその現物出資と資本に関する規定については、従来の規定の例では問題とされる点があるので、次の方式により規定するものとする。

記

- (一) 政府は………の財産を出資するものとする。
- (二) 前項の規定による政府の出資があつたときは、同項の財産の価格の合計額に相当する金額をもつて〇〇〇〇の資本金とする。

(注)

従来の特殊法人の設立に伴う当初の現物出資と資本に関する規定

1 〇〇〇〇の資本金は、〇〇〇〇〇の設立の際現に国の有する………の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

(昭四一・三・七)

9 増資規定について

政府関係特殊法人（公庫、公団、事業団等。以下「特殊法人」という。）の資本金に関する従来の規定

には、増資規定の存するものと存しないものがあり、後者については、政府の出資の決定があるつど、予算関係法律案として、従前の資本金額に関する規定の改正又はその追加出資金額についての規定の追加により処理してきたのであるが、昭和三八年九月一三日の閣議決定（内閣提出法律案の整理について）の趣旨等から、今後は次により処理するものとする。

- (一) 新たに特殊法人を設けるため法律を制定する場合には、当該法人が将来増資の予想されるものである限り、増資規定を設けること。
- (二) 既存の特殊法人につき資本金の増加をする場合においては、当該法人につき更に増資が予想される限り、従前の個別的な改正方式によらず、一般的な増資規定により措置すること（これにより難い特別の事情があるときは、別途協議すること。）。
- (三) 右の増資規定は、次の例によるものとする。

(1) 全額政府出資法人の場合

第〇条

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(2) 政府以外の者による出資があり、又は予想される場合

第〇条

- 2 公団は、必要があるときは、〇〇大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に出資することができる。
- 四 従来一般の増資規定が存するが、国の追加出資規定を欠くものにつき、国の追加出資を規定する場合においても、上記の(一)及び(三)の(2)に準ずるものとする。
- 五 増資が特定の基金の増加に充てるためのものである等の特別の事情がある場合には、これに関する規定を設けること。
- 六 現物出資の追加については、その必要が生じた場合に、別途規定を考慮するものとする。

(昭三九・一・二〇)

10 独立行政法人等登記令を附則で改正する場合の制定文の書き方 —— 一三六ページ参照

(参考)

一 漢数字「千」の表記について(事務連絡)(抄)

昭五〇・一一・二二

総務主幹

- 一 今後新たに制定(全部改正を含む)する法令において〇万円に相当する金額等を書き表す場合には、右の(イ)一万千円的方式による。
- 二 一部改正に当たり、実質改正をしない部分に(ロ)一万一千円的方式による書き表し方がある場合には、実質改正をする部分について(ロ)の方式を踏襲して書き表しても差し支えないものとし、法令全体において(イ)の方式による書き表し方と(ロ)の方式による書き表し方が混在しないようにする。

三 一部改正に当たり、実質改正に伴い(ロ)の方式による書き表し方がなくなる場合で別途〇万円に相当する金額等を書き表す場合には、一と同様とする。

(備考)

- 1 右の取扱いによることとしたのは、従来(ロ)の方式による書き表し方が多いことを考慮したことによる。なお、一部改正における改正の単位として法令全体として扱うのは、例えば「行なう」のそれとはニュアンスを異にすることを考慮したことによる。

2 (イ)の例

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第一三条第二項(三十二万六千六百円)

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一三条第二項(三十二万六千六百円)

こともの国協会法別表(一万二千二百九十九平方メートル)

酒税法一部改正法(案)(第七六回国会閣法一)第二一条第一項第八号ロ・第二一条第三項の表スピリッツ

類の項(十八万千円。なお、右法案による改正前の同法第二二条第一項第一号は(ロ)の方式(一万一千二百五十円(改正によりなくなる。))によつていた。

(ロ)の例

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第一〇条第二項(二万一千五百八十四円)(なお、同法の第四條の表「投票区の選挙人数」等の区分の欄には、「千人未満」「千人以上」と書き表されている。)

地方公共団体手数料令第一一条第二〇八号(二万一千円)

電気用品取締法関係手数料令の一部を改正する政令(昭五〇政二四)別表第二第四号(七万一千円・八万一千円・五万一千円)等

3 「千」から始まる金額の表示で「二百円」を用いた例はないようである。

酒税法施行令第二〇条の表(千円)

農林漁業団体職員共済組合法等による年金の額の改定に関する政令（千百六十一円）

二 罰則の審査について

今後、法律案、政令案等の罰則の審査に当たっては、次の事項に留意して罰金の額等を定めるものとする。

一 罰金の多額については、関連のある既存罰則に定める額にとらわれることなく、現在の経済事情に適合した額を定めること。なお、関連罰則に定める罰金の額が、現在の経済事情に照らして低すぎると認められる場合には、その改定について所管庁に検討を促すなど適宜の措置をとること。

二 少額の財産刑を科することを適当とする場合がある罪については、罰金のほかに料金を規定すること。

三 法律、政令等の一部改正の際には、改正又は新設の対象とされる条項以外の罰則についても、一及び二により、罰金の額等を改めること。

（昭四七・二二・二五 法務省刑事局）

（注）

事務次官等会議における法務事務次官発言要旨（罰金等の額について）

さる第六八回通常国会で罰金等臨時措置法の一部が改正されましたことは、既に御承知のところでありますが、今後、法律案、政令案等の罰則で罰金及び料金を定めるものにつきましては、右改正の趣旨に照らし、必ずしも既存の類似罰則の例にとらわれることなく、できる限り現在の経済事情に適合した罰金等の額を定めることに致したいと考えておりますので、よろしく御協力をお願い致します。なお、この点につきましては、内閣法制局の御了解を得ておりますので、申し添えます。

（昭四八・一・二二）

三 利率等の表示の年利建移行に関する法令等の規定の整備について

（原文横書き）

昭和四四年一月七日

閣議了解

今般、公定歩合等の表示が年利建に改められたことを機会に、法令等の規定における利率等の表示についても、国民的能率の向上に資するとともに国際慣行にそつた表示方式を整えるため、下記のとおり年利建表示方式を採用することとする。

記

- 1 今後、新たに国会に提出する法律案および新たに制定する政令等の規定における利率等の表示は、すべて年利建によるものとする。
- 2 現に利率等が日歩建で表示されている法令等の規定については、できるだけすみやかに年利建表示への移行を図るものとする。
- 3 地方公共団体、政府関係機関、関係業界等においても利率等の表示が上記に準じ取扱われることとなるよう指導するものとする。

第二 主要先例編

第二 主要先例編

一 公式令廃止後の公文の方式等に関する件

- 公式令は、五月三日を以て廃止されるが、これに代るべき法令は差し当つては制定しないので、公文の方式等については、当分の間左の通り取り扱うこととする。
- (一) 日本国憲法第七四条の規定による主任の國務大臣の署名及び内閣総理大臣の連署は、当該法律又は政令の末尾にこれを行うこと。
 - (二) 法律又は政令の公布は、前号の署名及び連署のあるものに公布書を附してこれを行うこと。公布書には、親署の後御璽をおし、内閣総理大臣が年月日を記入して署名すること。
 - (三) 総理庁令又は省令の形式については、従前の閣令又は省令の例によること。
 - (四) 政令、総理庁令及び省令には必ず施行時期を定めること（公式令第一一条の規定に相当する根拠規定がないから）。
 - (五) 法令その他の公文の公布は、従前通り官報を以てすること。
 - (六) 三級官の任免の辞令書の形式は、従前通り各省の定めるところによること。
 - (七) 位記、勲記その他栄典に関する公文に関しては、公式令第一七条及び第一九条乃至第二一条の例によること。

(昭二二・五・一 佐藤次長次官会議で説明)

第二 主要先例編

一〇四

〔備考〕

○旧公式令（明四〇勅六）

第十二条 皇室令、勅令、閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ経テ之ヲ施行ス

第十三条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

第十四条 一位ノ位記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

二位以下四位以上ノ位記ニハ御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ズ五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十九条 勲一等工作二級以上ノ勲記ニハ親署ノ後国璽ヲ鈐シ勲二等工作三級以下ノ勲記ニハ国璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉ジ賞勲局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

第二十条 記章ノ証状並外國勲章及記章ノ佩用免許ノ証状ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉ジ賞勲局書記官之ニ署名ス

記入シ賞勲局ノ印ヲ鈐シ之ニ署名セシム

証状ニハ其ノ種別ニ従ヒ号数ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勲局ノ印ヲ鈐シ賞勲局書記官之ニ署名ス

第二十一条 勲章及記章並外國勲章及記章ノ佩用免許ノ証状ヲ擬奪スルノ辞令書ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉ジ賞勲局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

二 予算関係法律案について「要綱調べ」が提出された例

内閣提出予定法律案については、従来、提案に係る会期ごとに、「内閣提出予定法律案等件名調」及び「内閣提出予定法律案・条約要旨調」が提出されているところであるが、第七一回国会（特別会）においては、

衆議院予算委員会理事会の意見もあり、衆議院予算委員長の要求により、予算委員会総括質問開始日に、「第七十一回国会政府提出予定の予算関係法律案について」が提出された。

（備考）これらの提出月日は、次のとおりである。

件名調 昭和四八年一月二三日

要旨調 昭和四八年二月六日

予算関係法律案について 昭和四八年二月一日（予算委員会総括質問開始日）

三 規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱い例

（一）新たな問題

昭和三十六年三月三十一日付けの右と同様の標題の文書（別紙）によれば、「甲法中にたとえば、「……」に関しては、乙法（昭和三十六年法律第 号）の定めるところによる。」との規定があり、乙法が未公布であつたため、乙法の法律番号を空白としたままで甲法が公布された場合、後になつて（乙法の公布をまち）、正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつている乙法の法律番号を補うことが許されるか。」という問題に対し、右の補完が許されるとの結論が下されているが、当時この問題を検討するに当つては、甲法と乙法と同じ国会で成立することを前提としていた。

ところが最近、右の乙法の案が甲法の成立した国会において未成立のまま継続審査に付され、その後の国会で成立した場合も、右と同じ結論を下してよいかどうか、という新しい問題が生じた。

（二）事案

先の第四〇回通常国会において成立した国税通則法（昭和三十七年法律第六六号）の第七五条は、「……：不服申立てについては、この節……に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（昭和三十七年法律第 号）の定めるところによる。」と規定しているが、同国会に提出された行政不服審査法案は、ついに成立するに至らず、継続審査に付された。そこで国税通則法は、右の規定中の行政不服審査法の法律番号を空白としたままで公布され、その後の官報正誤等による補完も、もとより行なわれていない。

ところで、継続審査に付された行政不服審査法案は、今回の第四一回臨時国会で成立する公算が大であるが、これに関連して、仮に同法案が今国会で成立するものとした場合、右の空白になっている法律番号をいかなる方法で補充するか、という問題を解明する必要がある。

なお、右と同様の問題は、第四〇回通常国会で成立した法律のうち、(1)防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第二三三号）附則第一項、(2)不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第一三四号）第一条第一項、(3)首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第一三七号）による改正後の首都圏市街地開発区域整備法第三〇条及び(4)自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第一四五号）附則第一項においても生じており、この際、このような事案が生じた場合の一般的な処理方針を決定しておく必要がある。

(三) 結論とその理由

(1) 結論

(一)に述べた新たな問題の場合においても、甲法と乙法とが同じ国会で成立した場合と同様、乙法の成立・公布をまつて、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になつてい

る乙法の法律番号を補うことが許される、と解する。

(2) 理由

前記昭和三十六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になつている乙法の法律番号を補うことが許されるためには、「立法者の意見が甲法の規定において乙法を引用することに確定しており、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であること」が必要であるとされている（同文書一の第一説参照）。ところで、甲法の規定に引用されている乙法の案が、ある国会で継続審査に付されるということは、同法案が同一性をもつて次の国会に持ち越されることを意味する。したがつて、これが次の国会で成立すれば、甲法の規定中の乙法とは、まさにこの成立した乙法そのものであり、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることは極めて明白である。すなわち、この場合には、甲法と乙法とが同じ国会で成立したかどうかということは、本件の処理には、何ら関係のない事である。そして、この点の説明が限り、前記昭和三十六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合と特に取扱いを異にすべき理由は、見当たらないと思われる。

(注) なお、右の乙法案が継続審査に付されることなく、審議未了になり、その後の国会で再提出される場合には、たとえその内容が全く同一であるとしても、その再提出の際に、甲法の一部改正の形式で、甲法の規定中空白になつている乙法の法律番号を補充する措置をとるものとする。

(別紙)

規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いにつ

いて(抄)

(昭三六・三・三二)

(問題) 甲法中にたとえ「……」に關しては、乙法(昭和三六年法律第 号)の定めるところによる。」との規定があり、乙法が未公布であつたため、乙法の法律番号を空白としたまままで甲法が公布された場合、後になつて、正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつてゐる乙法の法律番号を補うことが許されるか。

(先例) 問題のような場合には、内閣官房において、官報「正誤欄」に、次のとおり掲載し、以後右の空白がみだされたものとして取り扱つてゐる。

(注) 一例をあげれば、昭和三四年五月一四日官報第九七一四号三五頁所載の記事

「昭和三十四年三月三十一日(官報号外第二十五号)公布法律第七十五号補助金等の臨時特例等に關する法律附則第一項中「第 号」は、同年四月三十日社会教育法等の一部を改正する法律の公布により「第百五十八号」となつた。

内閣官房官報報告主任

イ 標記の問題について、昭和三六年三月三〇日、参議院法制局今枝法制次長から、当局高辻次長に、電話をもつて非公式に照会があつた。

ロ・部内における見解は、およそ次のとおりであつたが、第一説が多数であつた。

(第一説) 積極に解する。甲法の成立後公布前に乙法が公布された場合に、内閣官房において国会の議決にかかる原本に加筆して、乙法を引用する甲法の規定中乙法の法律番号の空白をうめることは、すでに慣行として確立してゐる。このような内閣官房による原本の補

完は、甲法において乙法の法律番号が空白であつても、立法者の意思は、乙法を引用することに確定しており、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であるが故に立法者が許容しているのだと考えざるを得ないのであつて、この理は、乙法の法律番号が確定した時期が甲法の公布の前であるか後であるかによつて異なるはずはない。すでに原本が補完された上は、公布された甲法が補完された原本と相異なる点を補正することが否認されるべきはずはない。

(第二説) 消極に解する。法律が公布されれば、その内容のみならず表現も確定し、これを変更することは、法律の改正にほかならず、したがつてそのためには法律改正の手續によるほかはない。

ハ 結論として、問題の場合には、「正誤欄」を利用することの可否は別としても、第一説の考え方が相当地である、とされた。

(昭三七・八・二〇)

四 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱い例

(一) 甲法律案と、甲法の成立を見越して同法の一部を改正することを内容とする乙法律案とが同じ国会に出された場合において、乙法の施行時まで甲法が成立しているとき(甲法律案が継続審査に付され、議案としての同一性を保ちながら会期を異にする国会において成立した場合を含む)は、甲法の成立時が乙法の成立時よりおくれた場合においても、乙法の施行によつて甲法についての所期の一部改正が行なわれるものとする。

- (二) 右の事例につき、乙法のみ成立し、甲法律案が審議未了となつた場合において、乙法の施行前に甲法律案と同趣旨の法律案を再提出するときは、再提出する法律案中に、すでに成立している乙法が再提出に係る法律案に対する一部改正法として効力を有しないものと解してはならない旨を規定するものとする。
- (三) 丙法の一部を改正する甲法律案と、甲法による丙法の一部改正を見越して、その改正後の丙法の一部をさらに改正することを内容とする乙法律案と同じ国会に提出された場合にも、右の(一)及び(二)に準ずるものとする。

(注) 右の(一)及び(二)の例によつて起案された例

第二九回臨時国会に提出された通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案附則第二四条

(昭三六・一〇・六)

[備考]

○通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六法一八二)

附則

(私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力)

第二十四条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)のうち、本則の

規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法

(昭和三十六年法律第八十一号)の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

五 公布後施行前の法令を改正した例

① 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平一九・一二・五法一二五)

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(略)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平一三・六・一二法七二)

(略)

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)の一部を

次のように改正する。

(略)

附則第一条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 主要先例編

一・・・第六条・・・の規定 公布の日

二 (略)

(略)

②砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平一八・七・一二政二三三)

(略)

(農林水産省組織令の一部改正)

第六条 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中・・・を削る。

第四十三条第五号中・・・を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

(略)

○農林水産省組織令の一部を改正する政令(平一八・七・二六政二四六)

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。

(砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第二条 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条のうち農林水産省組織令第四十三条第五号の改正規定中「第四十三条第五号」を「第四十一条第五号」に改める。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第二条 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第二百三十三号)の一部を次のように改正す

る。

第六条のうち農林水産省組織令第四条第一項第十四号の改正規定中「第四条第一項第十四号」を「第四條第一項第十三号」に改める。

六 いわゆる調整規定を設けたものの例

①油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律(平一六・四・二一法三七)

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という。)から施行・・・する。

(略)

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

(調整規定)

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日が施行日前となる場合における前条の規定の適用については、同条(見出しを含む。)中「海

洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

(略)

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平一六・四・二一法三六)

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行・・・する。
(略)

○外務省告示第九十六号

1 日本国政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の

防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成十七年二月十五日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成十七年五月十九日に日本国について効力を生ずる。

(略)

2 (略)

平成十七年二月十八日

②特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平一九・五・三〇法六六)

(略)

第四章 . . .

(指定)

第十七条 国土交通大臣は、 . . . に係る民法(. . .) . . . において準用する . . . に規定する . . . を行うことを目的とする「一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて . . . ものを . . . 指定することができる。

(略)

2

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 . . .

する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十七条第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは、「同法第三十四条の規定により設立された法人」とする。

(略)

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行期日を定める政令(平一九・一二・二七政三九四)

(略)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(附則第一条ただし書に規定する規定を除く。)の施行期日は平成二十年四月一日と . . . する。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平一八・六・二法四八)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(略)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令（平一九・九・七政二七五）
（略）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。

③消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平二一・六・五法四九）
（略）

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第六十八条第一項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第一項」に改める。

（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行・・・する。

（略）

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第一条のうち内閣府

設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項」とする。

（略）

○消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令（平二一・八・一四政二二四）

（略）

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日は、平成二十一年九月一日とする。

○国家公務員法等の一部を改正する法律（平一九・七・六法一〇八）

（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、・・・日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条・・・の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（略）

○国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平二一・三・六政二九）
（略）

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。

七 行政機関についてその存置期間経過後において復活させるための措置を講じた例

(一) 先の第三八回通常国会に提出した大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、衆議院内閣委員会に付託されたまま、結局審議未了となつた。そこで次の臨時国会において再提出することとなつたが、その際、大蔵省の附属機関として設置されていた金融機関資金審議会をめぐつて、(二)に述べるような問題が生じた。

(二) 金融機関資金審議会(以下「審議会」という。)は、昭和三四年四月に行なわれた大蔵省設置法(以下「法」という。)の一部改正により法第一七条第一項(附属機関)の表に追加されて設置されたものであるが、その際あわせて法附則第四項の規定が設けられ、審議会は、昭和三六年三月三十一日まで置かれるものとされた(別紙一参照)。ところが、その後審議会の存置期間を二年間延長する必要が生じたので、前記の審議未了となつた法案においては、上記法附則第四項の規定につきその趣旨の改正措置が講じてあつた。今回上記法案を再提出するにあたり、審議会の存置期間が経過してしまつた現在においても、前回の場合と同様、法附則第四項の存置期間の規定に関連する改正をすれば足りるのか、それとも別途の措置を講ずる必要があるのか、が問題となつた。

(三) ちなみに、先の通常国会で成立し、本年六月一日公布・施行された厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三六年法律第一〇二号)においても、医療制度調査会について同様の問題が生じたが、これについては衆参両院の法制局で検討の結果、上記一部改正法の附則に「厚生省設置法第二九条第一項の規定中医

療制度調査会に係る部分は、この法律の施行の日にあつたにその効力を生ずるものとする。」旨の規定を設けるべきであるとの結論に達し、この規定を追加するための国会修正が行なわれた。

(四) そこで、(二)の事案についても、右の前例にならつて処理すべきかどうか、が一応問題となつたが、討議の結果結論として、「基本的には、法附則第四項の規定につき、前回の場合と同様の改正を加えるだけで足りるが、疑義を避ける意味から、再提出に係る一部改正案の附則に、審議会は、一部改正法の施行の日に新たに置かれるものとする旨の宣言規定を設ける」とこととなつた(別紙二参照)。そこに至るまでの議論のすじみちは、次のとおりである。

(1) 法附則第四項は、審議会が本年三月三十一日まで置かれる旨を規定するにとどまり、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分が同日において「効力を失う」とは規定していない以上――従来の審議会そのものは同日の経過とともに存在しなくなることはもちろんであるが――当該規定の形式的効力そのものは、同日後においても失われていない、したがつて、法附則第四項の規定を改正して審議会の存置の期限を二年先とする改正措置を講ずれば、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分は、実質的効力を復活し、しかも事案の性質上当然に再提出に係る一部改正法の施行の日において審議会が再び設置されることとなる。すなわち、当該規定は、法附則第四項の規定とあわせて限定的内容をもつものではないが、限時法そのものではない。この点では、昭和二五年三月二十八日に公布・施行された副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭和二五年法律第二五号)が、副検事の任命資格の特例を認める期間につき、改正前の当該期間の終期(昭和二四年二月一六日)を三月余経過した後において、延長措置を講じているのと同性格の問題である。

(2) ただ、今回の問題は、右の副検事の任命資格の特例に関する事案のように権能賦与規定に係るものではなく、行政機関の設置を内容とするものであるので、本年三月三十一日まで置かれた審議会と再提出に係る一部改正法案の成立・施行に伴つて再び置かれることとなる審議会との関係を明確にしておくことが適切であると思われ、かたがた前記厚生省設置法の一部改正において特別の規定が附則に追加された経緯をも考慮に入れると、本件の場合、宣言規定として、別紙二に掲げる附則第二項のような規定を設けることが、妥当な解決策であると思われる。

(別紙 一)

大蔵省設置法(抄)

附則

1~3 略

4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は昭和三十六年三月三十一日まで……置かれるものとする。

(別紙 二)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(抄)

附則第四項を次のように改める。

4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は、昭和三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 金融機関資金審議会は、この法律の施行の日新たに置かれるものとする。

○副検事の任命資格の特例に関する法律(昭二二・一二・一七法一九九)

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、検察庁法第十八条第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができ

る。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律(昭二三・一二・一法二二五)

副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
「二年以内」を「二年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・三・二八法二五)

副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

「二年以内」を「三年以内」に、「副検事選考委員会」を「副検事選考審査会」に改める。
附則

この法律は、公布の日から施行する。

(昭三六・九・一三)

八 行政機関の位置の表示の改正例（北九州市の新設に関連するもの）

昭和三八年二月一〇日をもつて、福岡県門司市、小倉市、若松市、八幡市及び戸畑市を廃止し、その区域をもつて北九州市を置くこととなつてゐる（昭三七・一〇・一五自治省告示一三二二号）。ところが、同年一月二二日の閣議に付された法律案のうち、大蔵省設置法の一部改正（門司税関）、農林省設置法の一部改正（門司輸出品検査所等）及び運輸省設置法の一部改正（門司海員学校等）の三件において、行政機関の位置として門司市とあるのを北九州市と改める改正規定が含まれており、その改正規定の施行期日の定め方として

- (1) 他の部分と一緒にして、単にこの法律は昭和三十八年四月一日から施行する、とするもの、
- (2) これにただし書を附して当該改正部分は昭和三十八年二月十日から適用する、とするもの、
- (3) 同じくただし書において当該改正部分は公布の日から施行するとするもの

の三つの方式が考えられたが、位置の改正は、できるだけ早く施行して実体に合致させることが望ましいこと、しかし、さかのぼつて適用しても法的には意味がないこと等を考慮して、(3)の方式によることとした。

（なお、二月一〇日前に法律として成立したのもとしても、公布を二月一〇日後にすることが可能なので、

二月一〇日前公布ということは、本件の場合、考える必要はないであろう。）

(昭三八・一・一一)

九 法律の施行期日を他の法律に全面的に委任した例

○特許法（昭三四・四・一三法一一一）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（注）特許法施行法（昭三四・四・一三法一一二）で昭和三五年四月一日から施行

○実用新案法（昭三四・四・一三法一一三）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（注）実用新案法施行法（昭三四・四・一三法一一四）で昭和三五年四月一日から施行

○意匠法（昭三四・四・一三法一一五）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（注）意匠法施行法（昭三四・四・一三法一一六）で昭和三五年四月一日から施行

○商標法（昭三四・四・一三法一一七）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（注）商標法施行法（昭三四・四・一三法一一八）で昭和三五年四月一日から施行

○有線電気通信法（昭二八・七・三一法九六）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

○公衆電気通信法（昭二八・七・三一法九七）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

(注) 前二法は、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭二八・七・三二法九八)で同年八月一日から施行

○海上公安局法(昭二七・七・三二法二六七)

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(注) この法律は、施行されるに至らず、防衛庁設置法(昭二九法一六四)附則第二項により昭和二九年七月一日に廃止された。

(昭四二・六・一〇)

〔備考〕

○都市計画法(昭四三・六・一五法一〇〇)

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(注) 都市計画法施行法(昭四三・六・一五法一〇一)第一条により、「都市計画法(……)は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する」とされ、都市計画法の施行期日を定める政令(昭和四四年政令第一五七号)で、昭和四四年六月二十四日から施行

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭四四・一二・九法八四)

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(注) 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭四四法八五)第一条により、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(……)は、同条八注 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭四四法八三)附則第一条ノ第三号に掲げる規定の施行の日ノ注 昭和四五年四月一日ノ起算して

二年を経過した日までの間において政令で定める日から施行する」とされ、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の施行期日を定める政令(昭四七政三五)で、昭和四七年四月一日から施行

一〇 内閣総辞職の日に政令案が閣議に付議された例

総辞職年月日	件名	公布の日	新内閣成立年月日
昭二七・一〇・二三 (第三次吉田内閣)	旅券の手数料の減額に関する政令(昭二七政四五 二)	昭二七・一〇・二五	昭二七・一〇・三〇 (第四次吉田内閣)
昭二八・五・一五 (第四次吉田内閣)	保安庁法施行令の一部を改正する政令(昭二八政 九三) 毒物及び劇物を指定する政令の一部を改正する政 令(昭二八政九四) デエチルパラニトロフェニールチオホスフェイト 及びデメチルパラニトロフェニールチオホスフェ イト取扱基準令(昭二八政九五)	昭二八・五・一八	昭二八・五・二二 (第五次吉田内閣)

(昭四七・一二・一五)

一一 予算が四月二日に自然成立となることが見込まれる場合における組織令等の施行日の取扱い例

昭和五〇年度予算は、自然成立の場合、その日がたまたま四月二日となることから、組織令等の施行日
について「四月一日」又は「公布の日」のいずれかとすべきかが問題となつたが、原則として、予算に合わせ
て「公布の日」とすることとされた。もつとも、定員減となるもの、学校関係等年度進行の關係のあるもの
及び従来の府県道が国道となりその予算が国についているもの等、合理的な理由があるものについては、「四

月一日」とされた。

(参考)

件名	施行日
奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭五〇・四・一政七二)	公布の日
国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令(昭五〇・四・一政七三)	公布の日
国立大学の附属の学校に関する政令の一部を改正する政令(昭五〇・四・一政七五)	公布の日
沖縄振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭五〇・四・二政七六)	公布の日

(昭五〇・四・二)

二 臨時特例に関する法律の失効に伴う経過措置を定める政令が制定された例

- 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律附則第七条は、昭和四二年の臨時国会において修正された部分であるが、同条後段の規定は、通常の限時法にみられるように失効の除外規定の形式をとらず、失効に伴う経過措置の政令委任根拠規定という形式をとっているにすぎないため、かりに同条後段の規定に基づいて政令を定めても、その政令委任根拠規定たる同条後段自身が昭和四四年八月三十一日限り失効し、これに基づく政令の制定は無意味となるのではないかという疑義が生じた。
- しかしながら、右のような結論は、著しく立法者の意図に背馳することとなるのは明白であつて、同条後段の趣旨は、法の失効に伴い必要な経過措置を政令で定めた以上は、その政令は法の失効後においても

効力を有するものとしたことにあるのは当然のことであつて、むしろ経過措置の性質上、法の失効後においてはじめて効力を有することとなるのでなければ意味のないこととなる。また、同条後段の効力が問題になるならば、同条前段の効力も問題となるはずであり、同条前段は、施行期日を定める規定がいつから施行されるかということが問題とならないと同様に、いつ失効するかが問題となる性質のものではなからう。したがつて、いつ失効するかが問題とならない同条前段の規定を受けて規定された同条後段についても、その失効は問題とならないと解すべきではないか。

- なお、右の政令の施行期日についても、公布の日施行とすべきか、失効後の初日(昭和四四年九月一日)施行とすべきかについて議論があつたが、2のような結論を前提とするならば、経過措置の規定の仕方との関連で定めるべきものと考え、経過措置が実質的に適用される日を施行日とすることとした。

(備考)

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭四二法一四〇)

附則

(この法律の失効)

第七条 この法律は、昭和四十四年八月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の失効に伴う経過措置を定める政令(昭四四政二二六)

内閣は、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第四百十号)附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

- 昭和四十四年八月三十一日以前に行なわれた診療、薬剤の支給又は手当に係る療養費の額については、なお

従前の例による。同日以前に行なわれた薬剤の支給につき一部負担金を支払うことを要しないとされた者が支払った当該一部負担金に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 昭和四十四年八月以前の月に係る健康保険及び船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

附 則

この政令は、昭和四十四年九月一日から施行する。

(昭四四・八・一八)

第三 用字・用語編

第三 用字・用語編

一 特殊な語句に関する例規

1

(イ)

次のおり

意見をきいて

やむを得ない事情

添付

かかる

権限に属させられた
以下この章において

・日をごえない期間内
・に委任する。

(ロ)

次の通り

意見を聞いて

やむを得ない事由

添付

係る

権限に属せしめられた
以下本章中

・日をごえない範囲内
・に行なわせる。

(決定)

(イ)を用いる。

(イ)を用いる。

(イ)を用いる。

最終的には未決定。ただし、当面「添付」を用いる。

(ロ)を用いる。

(イ)を用いる。

(イ)を用いる(ただし、「前条」及び「次条」は用いる。)

(ロ)を用いる。

(イ)、(ロ)どちらも用いる。ただし、意味が単一でないからである。

〔備考〕

昭和四八年一〇月三日「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」以降（昭和五六年一〇月一日）法令における漢字使用等について「においても」、右の（決定）のうち次に掲げるものは、それぞれ当該下欄に掲げるとおりに改められたものと解される。

意見をきいて

意見を聴いて

添付

添付

・・・日をごえない範囲内

・・・日を超えない範囲内

・・・行なわせる。

・・・行わせる。

2 当用漢字表にない漢字を用いるときは、使用のつどふりがなをつけるのか。

〔決定〕 使用のつどふりがなをつける。

（昭三〇・四次）

3 同一の制限漢字を用いる箇所が題名をも含めて多数ある場合に、ふりがなを省略する例として、共同講の整備等に関する特別措置法の適否

〔決定〕 すべての場合にふりがなをつけるという前回の決定は、若干緩和する。なお、漢字かなふりは、

やむを得ない例外の場合に限る。

（昭三八）

4 「・・・を加える。」という改正形式のほかに、現在題名、目次、章名、見出し等につき用いている「・・・」を附する。「という改正形式を維持する必要があるか」「附」は、国語審議会の補正案では、当用漢字から削ることとされている。)

〔決定〕 当面「附する」という用例を廃止する決定はせず、「つける」という用い方の採用等をあわせて

検討する。

〔備考〕

昭和四八年一〇月三日「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」以降（昭和五六年一〇月一日）「法令における漢字使用等について」においても、「決定」の「附する」という用例は「付する」に変更されたものと解される。

二 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記方法

(一) 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、次に掲げる規定の部分を除き、昭和六十三年十二月に召集される通常国会に提出する法律及び昭和六十四年一月以後の最初の閣議に提案する政令（以下「新基準法令」という。）から、小書きにする。

(1) 新基準法令以外の法律又は政令（以下「旧基準法令」という。）の一部を改正する場合において、その施行時に旧基準法令の一部として溶け込む部分

(2) 旧基準法令の規定を読み替えて適用し、又は準用する規定における読替え後の部分

(3) 漢字に付ける振り仮名の部分

(二) 条約についても、(一)に準ずる取扱いとす。

(三) (一)及び(二)は、固有名詞を対象とするものではない。

〔備考〕

(1) (一)の実施により、法律に用いられている語と当該法律に基づく政令に用いるこれと同一の語とが書

き表し方において異なることとなつても差し支えない。

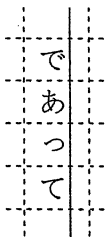
(2) 旧基準法令の一部を改正する場合又は読替え適用若しくは読替え準用を規定する場合に旧基準法令の規定の一部を引用するときは、その表記により引用することは当然である。

(3) 旧基準法令において例外的に小書きを用いている場合には、(一)(1)は適用せず、当該旧基準法令の表記に従つて改正する。

(4) 小書きにした「や、ゆ、よ、つ」は、タイプ又は印刷の配字の上では一文字分として取り扱うものとし、(注)に示すように、上下の中心に置き、右端を上下の字の線にそろえる。

(5) 拗音及び促音に用いるカタカナの「ヤ、ユ、ヨ、ツ」については従来から原則として小書きが行われてきており、今後も従来どおりの取扱いとす。

(注)



(昭六三・七・一八)

三 「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、留意すべき事項(抄)

4 常用漢字以外の漢字について

法令において常用漢字以外の漢字を用いる場合の基準及びその書き表し方は、「法令用語改善の実施要領」第四(D)の定めるところによる。

(備考) 一九二ページ参照

5 複合の語(活用のないもの)について

法令及び公用文における漢字使用等についての一体化を図る見地から、複合の語については、公用文においても、「法令における漢字使用等について」別紙二二に例示された語及び例示以外の語で例示と同様の書き表し方をするものについては、法令におけると同様の取扱いをすることになったので、右二二に例示された語以外の語(ただし、右二二(二)については、「文部省公用文送り仮名用例集」において「送り仮名の付け方」の本文の通則7で扱われている次の例に示すものを除く。)について、右二二を適用するときは、その可否について十分検討してください。

なお、新たに右例示と同様の取扱いをした語があるときは、当該語について、長官総務室に連絡してください。

- (例) 畝織 唐織 筋書 元結 有様 追分 毛織物 支払人 仲買人 成金 鳴子 踏切番 大立者 気合 具合 組曲 《本省》詰 張出小結 舞子 舞姫 元締 山伏
- (昭四八・一〇・三 長官総務室)

(備考) 昭和五六年一〇月一日に常用漢字表が定められたことにより補正した。

「常用漢字表」(昭和五六年内閣告示第一号)を使用するに当たつては、「公用文における漢字使用等について」(昭和五六年一〇月一日事務次官等会議申合せ)が仮名で書くこととしている場合を除き、原則として、漢字で書くが、その使用に当たつて、次の点に留意するものとする。

(一) 異字同訓の漢字については、次の新しい書き表し方に例示するように、国語審議会漢字部会が同審議会に提出した「異字同訓」の漢字の用法(昭和四七・六・二八)の示すところによる。ただし、同資料

によつてもそのいずれによるべきか判断し難いときは、仮名で書く。

(従来の書き表し方)

〔聞く・聴く〕

意見をきかなければならない(災害対策基本法一六条四項等)
意見を聞かなければならない(文化財保護法三四条の三第一項)

(新しい書き表し方)

意見を聴かなければならない

〔越える・超える〕

公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日(公有地の拡大の推進に関する法律附則一条等)

三人をこえない総代(行政不服審査法二一条一項)

〔取る・採る・執る〕

必要な措置を執らなければならない(海難審判法六三条)

採られた措置(日本国憲法五四条三項・国会法一〇二条の四)

手続をとる

- 1 措置を講ずる、執行する意味で用いる場合
- 必要な措置を執る
- 2 幾つかの措置のうち、特定の措置を選択する意味で用いる場合
- 必要な措置を採る
- 手続をとる

(備考) 1 これについても右の2の意味で用いる場合は「採る」を

用いる。

2 「・・・の方式をとる」「・・・

の方法をとる」についても「手続をとる」と同様である。

(二) 同音異字の漢字で問題となる次のような語は、次による。

〔附と付〕

(1) 「附」を用いるのは、「附箋」、「附則」、「附属」、「附帯」、「附置」、「寄附」の六語とする。

(備考) (i) *印を付けた語は、「文部省 用字用語例」において例示された語で、文部省では、これらの語以外には「附」を用いないこととしている。

(ii) 「附箋」は法令案請議に伴う慣用的な特殊用語であることを考慮したものである。

(備考) 平成二年一月三〇日に常用漢字表が改定されたことにより補正した。

(2) したがって、右六語以外は、「付」とする。このため、例えば、「添附」(大気汚染防止法六条二項、文化財保護法三四条等)は「添付」とし、「・・・を(に)附す」は用いない。

また、題名、目次、章名、見出し等の改正において新たに題名等を付ける場合は、「・・・を付す」とする。

(備考) (i) 「添付」は、常用漢字表において例示されている語である。(文化庁編「常用漢字表」一一七ページ)

(ii) 「・・・を(に)附す」の例としては、「意見を附す」、「条件を附す」、「表示を附す」、「特約を附す」、「保険に附す」等があるが、これらについて「意見を付す」、「条件を付ける」等書き改めることとする。

〔劇と激〕

(1) 「劇」は、演劇関係のほか、はげしく強い意味では「劇毒」、「劇物」、「劇薬」等の場合のみに用いゐる。

(2) したがって、次のような語については、「激」を用いる。

激臭、激暑、激震、激痛、激変、激甚

〔濫と乱〕

常用漢字表によれば、「濫伐」、「濫費」、「濫用」が例示されているから（文化庁編「常用漢字表」一五六ページ）、次の語についても「乱」でなく「濫」を用いる。

濫獲、濫作、濫造、濫読、濫立

〔鍊と練〕

常用漢字表によれば、「鍛鍊」が例示されているから（文化庁編「常用漢字表」一〇八ページ）、次の語についても「鍊」を用いる。

修鍊、鍊成

〔改定と改訂〕

「改定」を用いる。（「法令用語改善の実施要領」（昭和二十九年法制局総発第八九号）第一及び第二参

照）

〔備考〕 旧在外公館の増置並びに在外公館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤手当の額の設定及び改訂に關する政令（昭四八政三三四）等特別の理由のあるものは、この限りでない。

〔備考〕 一九四ページ参照

(三) 漢字で書くか仮名で書くかが問題となり得る次のような語は、次による。

(1) 漢字で書くもの

〔上（うえ）〕

文部省は、漢字で書くこととしている。また、閣議請議用紙（いわゆる赤紙及び青紙）においても「上」を用いている。

〔参考〕 国会の両院の「同意」を得たうえで（行政不服審査法四条一項三号）

処分庁の意見を聴取したうえ（行政不服審査法三四条三項）

一切の事情を考慮したうえ（行政不服審査法四〇条六項）

〔下（もと）〕

文部省は、漢字で書くこととしている。

〔参考〕 緊密な連絡のもとに（災害対策基本法二三条四項）

市町村長の所轄の下に（災害対策基本法六二条二項）

市町村長の指揮の下に（災害対策基本法七二条二項）

〔何ら・何らか（なんら・なんらか）〕

文部省は、漢字で書くこととしている。

〔参考〕 なんらかの処分（行政不服審査法二条二項）

(2) 仮名で書くもの

〔うち〕

次の参考例のような場合は、「うち」と仮名で書く。

(参考) 学識経験のある者のうちから(災害対策基本法二二条五項・地価公示法一五条一項)
委員のうち六人は(地価公示法一四条二項)

次の各号のいずれかに該当するものうち(自然環境保全法二二条一項)

(備考) 右の場合、漢字で書くとするれば「中」であるが、「中」には、「うち」の字訓がない。

「おそれ(虞・恐れ)」

「法令用語改善の実施要領」第五参照。また、「送り仮名の付け方」(昭和四八年内閣告示第二号、昭和五六年一〇月一日一部改正)の本文の通則2「許容」においても、「おそれ」と仮名で書かれてゐる。

(参考) 災害が・・・発生するおそれがある場合(災害対策基本法五〇条一項)

被害を生ずるおそれ。(大気汚染防止法二条一項三号)

第三者の利益を害するおそれ。(行政不服審査法三三条二項)

(備考) 一九一ページ参照

「かける(掛ける・懸ける)」

参考例の場合、強いて漢字を当てるとすれば「懸ける」であるが、従来どおり仮名で書く。

(参考) 閣議にかけて(内閣法六条・七条、災害対策基本法二四条二項)

「よる(因る)」

「法令用語改善の実施要領」第五 参照

(参考) 故意又は過失によつて違法に(国家賠償法一条)

当該処分により通常生ずべき損失(災害対策基本法八二条一項)

(備考) 一九二ページ参照

(備考) 右の場合のほか、「依る」があるが、「依」には「よる」の字訓がないので仮名で書く。例えば、「法律の定めるところによる」、「書面による陳述」等

四 従来、一の語を繰り返して用いるときは、当該語を重ねて書くこととしているが、「われわれ」は、漢字で書くこととなったことに伴い、「おのおの」「この」「その」「しゅじゅ」「われわれ」は、繰返し符号「々」を用いて、それぞれ「各々」、「個々」、「種々」、「我々」と書く。

四 促音(つまる音)、よう音(他の音とともに用いられるヤ・ユ・ヨの音)等の書き表し方は、従来どおりとする。例えば「あつせん」、「きゅうり」、「パイナツプル」、「キャベツ」等と書く。

[注] 平仮名に係る部分は、昭和六三年七月一八日決定の例規により、原則(新規制定)として、小書きとすることとされた。一三三ページ参照

(昭四八・一〇・三〇 長官総務室)

[備考] 昭和五六年一〇月一日に常用漢字表が定められたことにより、補正した。

四 「法令における漢字使用等について」に関する質疑応答について

去る一〇月三日内閣法制局総発第一〇五号をもつて各省庁に対し「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」を通知したところ、これに関連して各省庁から種々の照会を受けたので、参考までに、主な質疑応答の要旨をお知らせします。なお、各(問)とも法令におけるものであることは言うまでもないので、その点の記述は省略します。

第一 「法令における漢字使用等について」(以下単に「通知」という。) 関係

(問一) 従来、「差出」と書いた語は、「差し出し」、「差出し」、「差出」のいずれによるのか。通知にある例示の語は、限定的なものか。

(答) 通知の「二二(一)ただし書」により「差出し」と書くことになる。通知にある例示の語は、飽くまで例示であるが、法令において例示以外の語を用いたときは、公用文と法令との表記の一体化の要請に基づき、当局から当該語につき各省庁に通知する予定である。

(問二) (略)

(問三) 従来、「打切補償」と書き表していた語は、「打切り補償」、「打切補償」のいずれを採るのか。

(答) 通知の「二二(二)」により「打切補償」とする。二次複合的な複合語であつて、送り仮名が問題とならない語で終わる語は、例示の語からも分かるように、送り仮名を省くことができると考える。

(問四) 「受入れ年月日」の「れ」は省けるか。また、表に記入する場合はどうか。

(答) 「年月日」が純然たる名詞とはいひ難い点はあるが、(問三)と同旨により「れ」を省くことができる。通知では、複合の語について、表に記入したり記号的に用いたりする場合のことは、触れていないが、通知の「二一(二)〔備考〕」が参考とならう。

(問五) (略)

(問六) 送り仮名の付け方の改定に伴い、既存の法令の一部改正を起案する際、右改定に伴う用語の改正は、どの範囲において行うのか。

(答) 通知によれば、「・・・改正されない部分に用いられている語と改正すべき部分に用いるこれと

同一の内容を表す語とが書き方において異なることとなつても、差し支えない。」とされているが、一部改正に当たつては、改正すべき部分は、最小限、項の範囲において行うことを基本方針としている。

第二 「法令用語改善の実施要領」(昭和二十九年法制局総発第八九号。以下「実施要領」という。) 関係

(問) 「あつせん」は、「あつ旋」と書き表して誤りか。

(答) 原則としては、実施要領の第四Aにより「あつせん」となるべきであるが、その後の使用状況にかんがみ、「あつ旋」と書き表しても一概に誤りとはいひ切れない。

(備考) 一九三ページ参照

第三 「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、留意すべき事項」(昭四八・一〇・三及び昭四八・一〇・三〇。以下「留意事項」という。) 関係

(問一) 「くい違ひ」→「食違ひ」とされているが、これは、通知の「二二(一)ただし書」に例示のどの語の類推か。

(答) 通知の「二二(一)ただし書」によるときは、「くい違ひ」は「食違ひ」になるということ、通知に例示した特定の語を類推したということではない。(もつとも、法律又は政令において「食違ひ」を用いることは少ないであろう。)

(問二) 従来は、「おそれ」は、「虞れ」と「れ」の送り仮名を付けたのか。

(答) 法令においても、一般社会においても、従来から「虞」であり、「虞れ」とは表記していないのが慣用である。

なお、実施要領第五において「虞れ」とされているのは、当時の国語審議会の「法令用語改善につ

ての建議」(昭二九年三月一五日)において「虞れ」とされていたからである。

〈備考〉一九二ページ参照

(問三) 「井戸掘り」→「井戸掘」とされているが、これは、「井戸掘」を慣用固定と見ているのか。

(答) 一応、「田植」の語を類推したものであるが、それでは「いもほり」を「芋掘」とするのかと言えは、疑問であり、「文部省 用字用語例」では「井戸掘り」とされているので、これについては改めることとする。

(問四) 仮名書きとすべきものの例示に「よる(因る)」がないが、どうか。

(答) お尋ねの「よる」の漢字は「因る」又は「依る」であるが、「因る」は実施要領第五により「よる」と仮名で書くこととされている。また、「依」には「よる」の字訓がないのでこれに当たる場合には、「よる」と仮名で書くのはもちろんである。

〈備考〉一九二ページ参照

(問五) (略)

(昭四八・一一・二〇 長官総務室)

(備考) 昭和五六年一〇月一日に常用漢字表が定められたことにより補正した。

五 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について

標記のことについて、内閣官房及び文化庁とも協議の上、別紙のとおり各省庁文書担当課に通知しましたので、御参考までにお知らせします。

なお、これまで「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した用語例としてお知らせした用語(その後昭和四九年末までの分に係る「取崩し」及び「焼入れ施設」を含む。)のうち、通知の対象から除外したものと及びその理由は、左記のとおりです。また、「所得割」については、適用区分を「通則7」に改めることにしました。

記

一 いわゆる補正資料の「2当用漢字表(音訓表・字体表を含む。)に加える字」を用いて書き表したもの

(据) 据置期間

(戻) 買戻し 繰戻し 取戻し 払戻し 払戻金 払戻証書 割戻し 割戻金

二 一般に使用されることが少ないと思われるもの

編組み機械 浮基礎 打抜き 押出機 押出成型機 くみ取便所 原動機付自転車 差込み刃
軸受 事前売渡申込み 積重ね(強度) 鉄骨造 取崩し(金額の——) 引込機・引込能力
引船 焼入れ施設

三 その表記方法に問題がないとはいえないもの(略)

(別紙)

(昭五〇・二・一三)
内閣法制局長官総務室第一課

「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の二に例示された語以外の語であつ
第三 用字・用語編 一四五

て、内閣提出法律案及び政令においていわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について

標記のことについて、御参考までに、左記のとおりお知らせします。

一 通則6の「許容」を適用して書き表したもの

内払 概算払 買取り 組入れ 立入り 賦払 読替え

二 通則7を適用して書き表したもの

受入額 受入先 受入年月日 埋立区域 埋立事業 売渡価格 売渡先 買受人 外貨建債権 買主
 貸倒引当金 切替組合員 切替日 繰上償還 繰入限度額 繰入率 繰替金 繰延資産 検査済証
 差引簿 仕上機械 仕入価格 敷網 支出済額 所得割 新株買付契約書 徴収済額 出入口
 納付済期間 発行済株式 払込期日 払込済出資額 引継事業 引継調書 びん詰 船積貨物
 振込金 名義書換 (支払) 元受高 物干場 読替規定 割増金付 割増金付貯蓄

(備考)

1 昭和四八年一月二日四日から昭和四九年一月二七日までの間に閣議決定された内閣提出法律案又は政令に係る分です。

2 一般に使用されることが少ないと思われる語について割愛したものがありません。

3 本件については、内閣官房及び文化庁とも協議済みです。

[注] 昭和五六年一月一日「法令における漢字使用等について」により、通則6の「概算払」は通則7へ整理し、通則7の「びん詰」は「瓶詰」に改められたものと解され、「割増金付」及び「割増金付貯蓄」は例示から削除された。

(参考)

「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した用語例

(昭四八・二二・四、昭四九・二・一 閣議決定のもの)

一 通則6の「許容」を適用して書き表したもの

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○内払	昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律(昭四八法二二〇) 附則二項	前払・未払	
○繰戻し	所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正(案) 附則七条	繰越し	
○差込み刃	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政六) 別表第一の四の三	編上げぐつ	

二 通則7を適用して書き表したものの

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○網入ガラス	危険物の規制に関する政令の一部改正(昭四八政三七八) 一一条一〇号の二		学術用語集(機械工学編三ページ)によれば「網入りガラス」とされている。

用語例	法令等	例示の語	備考
○売渡価格 ○売渡先 ○繰上償還 ○仕入価格 ○新株買付契約書 ○据置期間 ○出入口 ○名義書換 ○物干場 ○読替規定 ○割増金付貯蓄 ○振込金	<p>国民生活安定緊急措置法(昭四八法二二)二二条一項</p> <p>災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令(昭四八政三七四)七条四項</p> <p>国民生活安定緊急措置法(昭四八法二二)四三条三項</p> <p>印紙税法の一部改正(案)四二条二項</p> <p>災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令(昭四八政三七四)七条二項</p> <p>危険物の規制に関する政令の一部改正(昭四八政三七八)一一条一〇号の二</p> <p>印紙税法の一部改正(案)四二条二項</p> <p>都市緑地保全法施行令(昭四九政三三)三二条五号ロ(2)</p> <p>畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法施行令(昭四九政八)四二条</p> <p>簡易生命保険法の一部改正(案)附則四項</p> <p>割増金付貯蓄に関する臨時措置法(案)題名、一条</p> <p>印紙税法の一部改正(案)別表第一第二号</p>	<p>売出發行 売上高 繰越金 仕掛花火 条件付採用 立会演説 折返線 代金引換 陸揚地 持込禁止 前払 条件付採用 払込金</p>	
	(昭四九・二・五 長官総務室)		

(昭四九・二・五 閣議決定のもの)

通則6の「許容」を適用して書き表したものを

用語例	法令等	例示の語	備考
○浮基礎 ○打抜き ○送込み ○送出し ○押出し ○買取り ○買戻し ○刈取り ○組入れ ○軸受 ○所得割 ○立入り ○積重ね(一強度)	<p>地方税法施行令の一部改正(昭四九政八八)五二条の九第三号</p> <p>関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)附則別表の三の項</p> <p>附則別表の一四の項</p> <p>附則別表の三の項</p> <p>附則別表の二二の項</p> <p>生産緑地法(案)一一二条一項</p> <p>三二条二項</p> <p>関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)附則別表の一四の項</p> <p>関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)附則別表の一〇の項</p> <p>地方税法施行令の一部改正(昭四九政八八)附則一八条の二第一項</p> <p>地方自治法の一部改正(案)別表第三第一号</p> <p>関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)五条の三</p>	<p>置場 打切り 買上げ 買上げ 買上げ 組替え 格付 箇条書 立会い 積込み</p>	<p>「払込み」等の語に比べて、それほど熟したものはとはいえない。</p> <p>「組入れ」等の語に比べて、それほど熟したものはとはいえない。</p> <p>通則7を適用できよう。</p>

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○鉄骨造	租税特別措置法施行令の一部改正（昭四九政七八）二八条の九第四項二号	前払	
○取出し	関税暫定措置法施行令の一部改正（昭四九政八二）附則別表の一四の項	取消し	
○取戻し	租税特別措置法の一部改正（昭四九法一七）二〇条の六第二項	抽出し	
○払戻し	漁業災害補償法の一部改正（案）九一条四項	払出し	
○引船	港湾運送事業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する政令（昭四九政三七）一条	盛土	「払込み」等の語に比べて、それほど熟したものはいえない。
○拾上げ（乾草の）	関税暫定措置法施行令の一部改正（昭四九政八二）附則別表の一四の項		
○賦払	租税特別措置法の一部改正（昭四九法一七）四一条の二第三項三号	月払	
○巻付け	関税暫定措置法施行令の一部改正（昭四九政八二）別表第二の二の項		
○巻取り	〃 附則別表の一の項		
○持家	租税特別措置法の一部改正（昭四九法一七）七四条の二		新聞では、「持ち家」とされている（新聞用語集別冊「用例集」四八ページ）。
○詭替え	地方税法の一部改正（昭四九法一九）附則三五条の二第二項		
○割戻し	地方税法の一部改正（昭四九法一九）三四条の二第二項五号	割増し	「払込み」等の語に比べて、それほど熟したものはいえない。

二 通則7を適用して書き表したものの

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○受入額	勤労者財産形成促進法の一部改正（案）六条二号ロ	割当額	
○受入先・受入年月日	関税暫定措置法施行令の一部改正（昭四九政八二）二条の二〇第五項一号	売上高	
○押出機	関税暫定措置法施行令の一部改正（昭四九政八二）附則別表の一三の項	貸出票	
○買受人	〃 一二条の二〇第七項	引受人	
○外貨建債権	租税特別措置法の一部改正（昭四九法一七）六八条の二第一項一号	質入債券	
○買主	地方税法の一部改正（昭四九法一九）一五一条八項	売主	
○貸倒引当金	法人税法施行令の一部改正（昭四九政七七）附則五条一項	取替品	
○切替日・切替組合員	私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令の一部改正（昭四九政七〇）附則二〇項	借入金	通則6の「許容」を適用すべきであるとの意見もある。
○繰入限度額	所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正（昭四九政四二）附則二条二号	借入金	
○繰入率	法人税法施行令の一部改正（昭四九政七七）理由	借入金	
○繰替金	電源開発促進対策特別会計法（案）一一一条二項	繰越金	
○繰延資産	所得税法施行令の一部改正（昭四九政七五）附則五条二項	雇入契約	
○くみ取便所	地方自治法の一部改正（案）別表第二二号（二五の二三）	貸出票	
○検査済証	建築基準法の一部改正（案）七条の二第一項	条件付採用	

○原動機付自転車	消費生活用製品安全法施行令(昭四九政四八)別表第二	条件付採用	
○納付済期間	農業者年金基金法の一部改正(案)二六条一項	条件付採用	
○払戻金	船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭四九政七二)六条一項	払込金	
○引込機・引込能力	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)別表第四の一〇の項	引込線	
○引継事業	国際協力事業団法(案)附則八条一項	引受時刻	
○引継調書	私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令の一部改正(昭四九政七〇)附則二二項	引受時刻	
○びん詰	消費生活用製品安全法施行令の一部改正(昭四九政四八)別表第一	かん詰	
○船積貨物	計量法の一部改正(案)一二三条一号	見返物資	
○割戻金	地方税法の一部改正(昭四九法一九)三四条の二第一項五号	割増金	

(昭四九・四・一〇 長官総務室)

通則6の「許容」を適用して書き表したものを

用語例	法令等	例示の語	備考
○空地	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(継続)三一条三項三号		学術用語集(建築学編)によれば「vacancy」の意の場合には「あき地」「(二)ム

(昭四九・四・二〇 昭四九・一〇・二九 閣議決定のもの)

二 通則7を適用して書き表したものを

○引揚げ	運輸省組織令の一部改正(昭四九政一一四)一〇三条の二		「折込み」としては(おれこみ)と読まれる(おれこみ)と読まれるおそれもあり、日本新聞協会は「折り込み広告」(新聞用語集別冊)の用例集「一八ページ」の使い方をするべきとしている。「引」接頭語的に用いられる場合とそうでない場合とで区別する必要があり
○切取り	交通安全対策特別交付金に関する政令(昭四九政一五一)一条二号ハ	月払	
○切離し	日本道路公団法施行令の一部改正(昭四九政一九一)一条の二第二号	編上げぐつ	
○概算払	昭和四十九年産米穀の買入代金の支払の臨時特例に関する政令(昭四九政二六〇)一項		
○事前売渡申込み	昭和四十九年産米穀の買入代金の支払の臨時特例に関する政令(昭四九政二六〇)一項		
○新聞折込み	公職選挙法の一部改正(昭四九法七二)一七〇条一項		
○埋立区域	港湾法施行令等の一部改正(昭四九政二六五)一五条の五第二項一号	埋立地	

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○埋立事業	国土庁組織令(昭四九政二二五)附則二二条(建設省組織令の一部改正 六条の二第二号)	埋立地	
○押出成型機	機械類信用保険法施行令の一部改正(昭四九政一五七)二条の二第七号 ^ハ	掘抜井戸	
○差引簿	電源開発促進対策特別会計法施行令(昭四九政三四〇)一〇条	差出人	
○仕上機械	機械類信用保険法施行令の一部改正(昭四九政一五七)二条の二第八号 ^ニ	仕掛花火	
○敷網	漁業災害補償法施行令の一部改正(昭四九政二九八)九条の二	敷石	
○支出済額	電源開発促進対策特別会計法施行令(昭四九政三四〇)七条	条件付採用	
○(支払)元受高	"	前受金	
○徴収済額	"	条件付採用	
○発行済株式	公認会計士法施行令の一部改正(昭四九政三四一)七条二項二号	条件付採用	
○払込期日	昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正(昭四九法九四)二条(国家公務員共済組合法の一部改正一、二六条の五第三項)	払込金	
	国家公務員共済組合法施行令の一部改正(昭四九政二二二)五二条二項		

○払込済出資額	昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部改正(昭四九法九五)二条(地方公務員等共済組合法の一部改正一、四四条の三第三項)	条件付採用	
○払戻証書	地方公務員等共済組合法施行令の一部改正(昭四九政二二三)四七条の九第一項 森林法施行令及び森林組合財務処理基準令の一部改正(昭四九政三五七)八条の二 郵便貯金法施行令の一部改正(昭四九政三一九)二条一項三号	払込金	

(昭四九・一一・五 長官総務室)

六 その表記が問題となる用語に関する第七二回国会提出予算関係法律案における表記調べ
〔あわせて〕

揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する(租税特別措置法改正案附則二〇条四項)
 (備考)「合わせる」は合計しての意の場合に、「併せる」は同時にの意の場合に用いる。両者の中間の場合は、仮名とする。〔例〕力を合わせる 時計を合わせる 二つの町を併せる

-を防止し、あわせて.....必要な措置を採る(防衛施設周辺整備法案六条一項)
 -する措置を講じ、あわせて.....する等の必要がある(漁業災害補償法改正案理由)
 -を促進し、あわせて.....の増進を図ることを目的とする(雇用保険法案一条)
- (備考)事務次官等会議申合せ記1②オ(接続詞は、原則として、仮名で書く。)

〔併せて〕

住宅の建設と併せて生活環境施設を整備する（租税特別措置法改正案六五条の六第一項表二二号）

資金の貸付けと併せて行う（石油開発公団法改正案一九条一項一号の二）

農用地の造成・・・・・・・・これを併せて行う（農用地開発公団法一九条一項一号イ）

関連施設と併せて整備する（発電用施設周辺整備法修正案四条三項）

造成を行い、これと併せて整備される（宅地開発公団法一条）

宅地の造成と併せてこれと関連する・・・・（宅地開発公団法附則九条）

〔備考〕事務次官等会議申合せ記1(2)イ（副詞は、原則として、漢字で書く。）

〔応当日〕

応当日（雇用保険法案一四条一項）

〔かえりみる〕

所得税負担の状況にかえりみ・・・・・・・・（所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に
関する法律改正案理由）

〔備考〕この場合、漢字をあてるとすれば、「顧」であろうが、単にふりかえるだけでなく諸種の事情も考えて、
という意味で、「省」と「顧」の中間的なものと考え、「かえりみ」と仮名とする。

〔取り崩す〕

・準備金の金額を取り崩した場合（租税特別措置法改正案二〇条の六第三項三号）

〔備えて置く〕

備えて置かなければならない（農用地開発公団法案三三条三項等）

〔備考〕事務次官等会議申合せ記1(2)キ・・・・・・・・ておく（通知しておく。）

〔読替え〕

技術的読替え（地方税法改正案附則三五条の二第二項等）

読替え後の・・・・・・・・（雇用保険法案附則二二条一項）

〔先〕

債権者に先立つて（農用地開発公団法案三五条四項）

〔備考〕〔例〕先に立つ、さきにお知らせした

〔堪える〕

職務の執行に堪えない（宅地開発公団法案一三条二項一号）

〔立てる〕

償還計画を立てて・・・・・・・・（宅地開発公団法案三六条）

〔就く〕

職業に就く（雇用保険法案四条三項）

短期の雇用・・・・・・・・に就く（雇用保険法案三八条一項二号）

〔備考〕〔例〕職に就く、役に就く

〔次ぐ〕

先取特権に次ぐものとする（農用地開発公団法案三五条五項）

〔付ける〕

〔備考〕〔例〕取り次ぐ

監事の意見を付けなければならない（農用地開発公団法案三三条二項）

〔備考〕〔例〕条件を付ける

〔近づける〕

標準となる数に漸次近づける（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等改正案附則八項）

〔戻す〕

〔注〕「義務付ける」の場合は、負わすの意で漢字が適当であろう。

取戻し（租税特別措置法改正案二〇条の六第二項）

払戻し（漁業災害補償法改正案九一条四項）

割戻し（地方税法改正案三四条一項五号）

〔付す〕

項番号を付し（中小企業庁設置法改正案四条二項）

これに付された傷害特約（簡易生命保険法改正案附則二項）

加給が付せられる（恩給法等改正案附則一四条）

〔注〕〔例〕として挙げたものは、「文部科学省 用字用語例」（平成二三年三月）及び「文部科学省 公用文送り仮名 用例集」（平成二三年三月）に掲げられているものである。

（昭四九・二・一八 長官総務室）

七 法令における「沖繩」の表記について

（昭五七・一・八）

今回新たに「繩」の字種が加えられた常用漢字表の実施に伴い、従来、沖繩及びこれを含む語については、当該字種の表記は「繩」としていたが、今後は、同表の通用字体を用いて「繩」と表記する。

右の語をその中に含む既存の法令を一部改正し、又は他の法令で引用する場合には、当該既存の法令では「繩」となっているもの、今後は、これを既に「繩」となっているものとして引用する。

八 法令において使用する漢字「灯」の字体について

（昭五七・二・二二）

昭和五六年一〇月一日「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、標記字体の取扱いについては、当然のことながら次によることとなるので、念のためお知らせします。

一 正字が「燈」（ひょう）である漢字を法令において表記する場合には、従来は「当用漢字字体表」により「燈」を用いてきたが、今後は「常用漢字表」の通用字体を用いて「灯」と表記する。

二 既存の法令を一部改正し又は他の法令で引用する場合には、当該既存の法令では「常用漢字表」の通用字体を用いていない場合でも、既に通用字体に置き換えられているものとして取り扱う。

例えば、「燈火」、「燈台」、「燈油」、「電燈」とあるのは、それぞれ「灯火」、「灯台」、「灯油」、「電灯」となっているものとして引用する。

九 學術用語審査基準（昭和四八年六月一八日改正）について

各省庁において使用する専門用語は、文部省編集學術用語集に記載されているものを基準とすることに事務次官等会議において申合せがされているところ（昭和四八年六月一八日事務次官等会議申合せ記3(2)及び別記昭和四九年七月八日次官會議申合せ参照）、今回、改正された「學術用語審査基準」の送付を受けたので御参考までに配布します。

ただし、右基準における記述中次の点については、当局における取扱いと異なるので、念のため申し添えます。

右基準による表記	当局における表記	参 照
膨脹素→ヒ素	膨脹素	法令用語改善の実施要領第四(D)
膨脹↓膨脹	膨脹	文化庁編「常用漢字表」一七七ページ

（備考）一九二・一九九ページ参照

なお、参考までに學術用語の一例（化学編七五ページ）を付記しておきましたが、現物（文部省學術用語集）は当局図書館に備え付けてあります。

hippariryoku	引張力	tensile force
hippari-siken	引張試験	tension test
hippari-tuyosa	引張強さ	tensile strength

（別記）

専門用語の統一に関する次官會議申合せ事項

（原文横書き）

昭和四九年七月八日
次官會議申合

今後、各省庁において使用する専門用語は、文部省編集の學術用語集に記載されているものを基準として、これに統一するよう努めること。

（別紙）

學術用語審査基準

（原文横書き）

（昭和四四年九月九日
學術審議會學術用語分科會決定
改正
昭和四八年六月一八日
昭和四八年一月八日
昭和五七年一月二六日
昭和六一年一月二〇日
平成四年一月一〇日）

一 審査基準作成の目的

この基準は、學術審議會學術用語分科會において、學術用語の審査案を審査するに当たって、そのよりどころを定めるために作成したものである。

〔解説〕

この基準は、昭和三五年一二月に學術奨励審議會學術用語分科審議會が作成した「學術用語審査基準」を、昭和四四年九月に學術審議會學術用語分科會が継承し、昭和四八年六月、昭和五七年一月、昭和六一年一月及び平成四年一月に一部改正したものである。

「審査」とは、選定及び調整を経た学術用語の原案（審査案）を広く総合的な立場から見直し、適当と思われるものは承認し、不適當と思われるものは修正するか、修正を勧告する行為である。

〔注〕ここにいう審査案には、新たに制定しようとする用語集のみならず、既に制定された用語の改定案をも含む。

二 学術用語の定義

「学術用語」とは、学術上の概念を表す語である。

〔解説〕

学術用語の定義は、従来あいまいであったので、ここではこのように定義した。

三 審査基準の原則

(1) 学術上の概念が、適正に表現されている。

〔解説〕

学術用語は、その概念とその表現との関係が特に重要であるので、この条項を設けた。

(2) 用語は、語として適正に構成されている。

〔解説〕

学術用語の語としての構成を努めて適正にするために、この条項を設けた。

(3) 用語は、平易簡明である。

〔解説〕

学術用語の中には、複雑・難解なものがあるので、努めて平易簡明なものにするために、この条項を設けた。

(4) 用語は、各専門分野の間で統一されている。

〔解説〕

従来、専門分野によって用語がまちまちのものであったので、努めて整理・統一する趣旨で、この条項を設けた。

(5) 漢字・仮名遣い・送り仮名・外来語の表記その他の表記に関しては、内閣告示又はしかるべき基準に従っている。

〔解説〕

学術用語の表記について規定したもので、各項について示すと、次のとおりである。

- ① 漢字・漢字は、「常用漢字表」（昭和五六年一〇月一日 内閣告示第一号）によること。
- ② 仮名遣い・仮名遣いは、「現代仮名遣い」（昭和六一年七月一日 内閣告示第一号）によること。
- ③ 送り仮名・送り仮名は、「送り仮名の付け方」（昭和四八年六月一八日 内閣告示第二号、昭和五六年一〇月一日一部改正）によること。
- ④ 外来語の表記・外来語の表記は、「外来語の表記」（平成三年六月二八日 内閣告示第二号）によること。
- ⑤ その他・括弧その他の記号の使い方は、「学術用語集に用いる記号について」（昭和二八年二月二二日 文大術第九五二号）によること。

〔参考〕

- ① 「学術用語集の表記について（回答）」（昭和二十七年二月一八日 国語審議会）

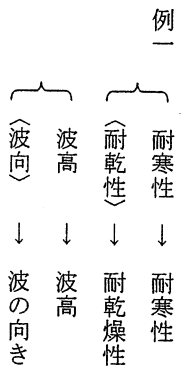
四 審査基準の細則

(1) 用語は、耳で聞いて紛れることがない。

〔解説〕

同音異議の用語（特に漢語）は、見て理解するには適していても、耳で聞いて分かりにくいので、努めて避けるという趣旨である。

〔用例〕

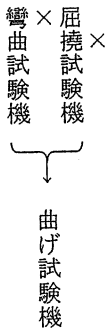
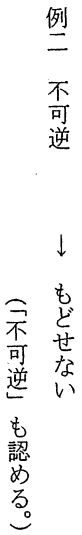


(2) 用語は、発音しやすく、また聞いて感じがよい。

〔解説〕

発音しにくいものや語感の悪いものなどを避けるという趣旨である。

〔用例〕



(3) 一般に広く用いられている用語で、適当と考えられるものは採用する。ただし、極端な略語・略称は採用しない。

〔解説〕

俗語・方言・職場用語・外来語などを問わず、一般に広く用いられている用語で、適当と考えられるものは採用するという趣旨である。

〔用例〕

(3)・1 採用したもの

例三 発条 ↓ ばね

転子 ↓ ころ

× 螺子 ↓ ねじ

× パッキン

(3)・2 採用しないもの

例四 テレビ ↓ テレビジョン

コンクリ ↓ コンクリート

(4) 一般の常識で分かりやすい用語である。

〔解説〕

なるべく一般に通じやすいものに改めるといふ趣旨である。

〔用例〕

例五 播種 × ↓ 種まき

釉薬 × ↓ うわぐすり

(5) 従来の用語中の漢字又は音訓が常用漢字表にないときは、一般の社会生活における漢字使用との関連を考慮して、その漢字を表内の同音あるいは同訓の漢字で置き換えるか、ほかの用語に言い換えるか、又は仮名書きにする。しかし、各専門分野の事情に応じて、常用漢字表にない漢字を用いて表記することを妨げない。

〔解説〕

科学、技術、芸術等の各専門分野や個々人の漢字使用にまで立ち入ろうとするものではないとする常用漢字表の性格を踏まえ、かつ、従来の学術用語の整理・統一の経緯に照らして、常用漢字表にない漢字の使用を許容するものである。

〔用例〕

(5)・1 同音漢字による書き換え

例六 拋物線 × ↓ 放物線

熔接 × ↓ 溶接

車輛 × ↓ 車両

醋酸 × ↓ 酢酸

腐蝕 × ↓ 腐食

坐礁 × ↓ 座礁

(5)・2 同訓漢字による書き換え

例七 豎旋盤 × ↓ 立て旋盤

孔基準式 △ ↓ 穴基準式

(「孔」は、常用漢字表にあるが、「あな」という訓が掲げられていない。)

(5)・3 言い換え

例八 梯形 × ↓ 台形

輻射 × ↓ 放射

漏洩 × ↓ 漏れ

隧道 × ↓ トンネル

堰堤 × ↓ ダム

(5)・4 仮名書き

(5)・4・1 常用漢字表にない漢字は、仮名書きする。

例九 歪[×] ↓ ひずみ

埧[×] ↓ るつぼ

砒[×]素 ↓ ヒ素

(5)・4・2 一部分を仮名書きにすると、誤読のおそれがあるときは、全体を仮名書きにする。

例一〇 油砥石[×] ↓ 油と石[▽] ↓ 油といし

碍子[×] ↓ がい子[▽] ↓ がいし

(5)・4・3 外来語を当て字で書くことは避ける。

例一一 瓦斯[×] ↓ ガス

護謨[×] ↓ ゴム

(5)・5 表外漢字による表記

例一二 冶金[×] ↓ へや金[▽] ↓ 冶金[×]

(6) 従来の用語中の漢字が常用漢字であっても、差し支えない限り、易しい漢字で書き換える。

〔解説〕

なるべく字画が簡単な漢字を用いるという趣旨である。

〔用例〕

例一三 週期 ↓ 周期

反覆 ↓ 反復

膨脹 ↓ 膨張

(7) 漢字で書くよりも、仮名で書くほうがよく分かるものは、仮名で書く。

〔解説〕

漢字の乱用と見られるような、不必要な漢字の使用を避けるという趣旨である。

〔用例〕

例一四 らっぱ口 ↓ らっぱぐち

継目無管 ↓ 継目なし管

(8) 外国語で適当な訳語のないもの、仮名で表記する。

〔解説〕

わざわざ無理な訳語を作るには及ばないという趣旨である。

〔用例〕

例一五 サイクロトロン

ブラズマ

キャピテーション

(9) 用語が各専門分野によつて異なっている場合には、その用語が本来所屬すると思われる専門分野のものを優先的に扱つて、調整することに努める。

〔解説〕

従来、この方針によつて調整が行われてきたが、準則として明記したものがないので、このことを成文としたものである。

〔用例〕

例一六 感応【物理学】
誘導【電気工学】 } ↓ 誘導

熱伝導率【物理学】
熱伝導度【電気工学】
熱伝導係数【機械工学・土木工学・建築学】 } ↓ 熱伝導率

〔備考〕

- × …… 「常用漢字表」にない漢字であることを示す。
- △ …… 「常用漢字表」に掲げられてない音訓であることを示す。
- ↓ …… 矢印の先の用語が制定されたものであることを示す。
- ∧ ∨ …… ∧ ∨内ものは採用しない語であることを示す。

(注)

既刊の学術用語集(平成二年七月三〇日現在)は、次のとおりである。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|------------------|--------------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|--------------------|
| 数 学 編(昭二九・三) | 物 理 学 編(昭二九・三) | 動 物 学 編(昭二九・三) | 土 木 工 学 編(昭二九・三) | 採 鉱 学 編(昭二九・三) | 機 械 工 学 編(昭二九・三) | 建 築 学 編(昭二九・三) | 化 学 編(昭二九・三) | 植 物 学 編(昭二九・三) | 電 気 工 学 編(昭二九・三) | 図 書 館 学 編(昭三三・五) | キ リ ス ト 教 学 編(昭四七・三) | 計 測 工 学 編(昭四八・二) | 天 文 学 編(昭四九・一) | 地 震 学 編(昭四九・三) | 分 光 学 編(昭四九・七) | 遺 伝 学 編(昭四九・七) | 歯 学 編(昭五〇・六) | 気 象 学 編(昭五〇・一) | 原 子 力 工 学 編(昭五三・一) |
| 物 理 学 編(増訂版、三刷)(平一一・五)〔絶版〕 | 動 物 学 編(増訂版、三刷)(平三・四)〔絶版〕 | 土 木 工 学 編(増訂版、二刷)(平八・一一) | 機 械 工 学 編(昭三〇・三) | 機 械 工 学 編(増訂版、一〇刷)(平一一・七) | 建 築 学 編(昭三〇・三) | 化 学 編(昭三〇・三) | 船 舶 工 学 編(昭三〇・一一)〔絶版〕 | 植 物 学 編(増訂版、三刷)(平四・三) | 電 気 工 学 編(増訂二版、五刷)(平二二・六) | 電 気 工 学 編(昭三三・五) | キ リ ス ト 教 学 編(昭四七・三)〔絶版〕 | 計 測 工 学 編(昭四八・二) | 天 文 学 編(昭四九・一) | 地 震 学 編(昭四九・三) | 分 光 学 編(昭四九・七) | 遺 伝 学 編(昭四九・七) | 歯 学 編(昭五〇・六) | 気 象 学 編(昭五〇・一) | 原 子 力 工 学 編(昭五三・一) |
| 論 理 学 編(昭四〇・五)〔絶版〕 | 航 空 工 学 編(昭四八・六)〔絶版〕 | 計 測 工 学 編(増訂版、一刷)(平九・七) | 天 文 学 編(増訂版、二刷)(平一三・一一) | 地 震 学 編(増訂版、一刷)(平一一・七) | 分 光 学 編(増訂版、一刷)(平一一・七) | 遺 伝 学 編(増訂版、初版)(平五・八)〔絶版〕 | 歯 学 編(増訂版、二刷)(平六・八) | 気 象 学 編(増訂版、二刷)〔絶版〕 | | | | | | | | | | | |

海洋学編(昭五六・三)
 地学編(昭五九・二)
 農学編(昭六一・三)〔絶版〕
 言語学編(平九・一二)
 医学編(平一五・一一)

地理学編(昭五六・三)
 心理学編(昭六一・三)〔絶版〕
 図書館情報学編(平九・三)
 薬学編(平二二・一一)

(昭和四九・五・二三 長官総務室)
 (平成元・七・三〇 一部補正)

一〇 公用文改善の趣旨徹底について

(原文横書き)

内閣閣甲第一六号
 昭和二七・四・四
 内閣官房長官

標記の件について、客年国語審議会から、別紙のとおり建議がありました。そのうち同会の審議決定した「公用文作成の要領」は、これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適當のことと思われるので、貴部内へ周知方しかるべく御配慮願います。

公用文作成の要領(抄)

まえがき

公用文の新しい書き方については、昭和二二年六月一七日に「官庁用語を平易にする標準」が次官会議で申し合わせ事項となった。その後、次官会議および閣議では、公用文改善協議会の報告「公用文の改善」を了解事項とし、昭和二四年四月五日にそれを「公用文作成の基準について」として内閣官房長官から各省大

臣に依命通達した。この「公用文の改善」は、いうまでもなく、さきに出た「官庁用語を平易にする標準」の内容を拡充したものである。しかし、具体的な準則としては、なお、「官庁用語を平易にする標準」その他から採って参照すべき部分が少なくない。そこで、国語審議会では、これらを検討し、必要な修正を加え、「公用文の改善」の内容を本文とし、他から採ったものを補注の形式でまとめ、ここに「公用文作成の要領」として示すこととした。

昭和二六年一〇月

公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語
 用字・文体・書き方などについて、特に次のような点について改善を加えたい。

第一 用語用字について

一 用語について

一 特殊なことはを用いたり、かたぐるしいことはを用いることをやめて、日常一般に使われているやさしいことばを用いる。(×印は、常用漢字表にない漢字であることを示す。)

たとえば

× 稟請↓申請 措置↓処置・取り扱い 救援する↓救う 懇請する↓お願いする

一環として↓一つとして 充当する↓あててる 即応した↓かかった

二 使い方の古いことばを使わず、日常使いなれていることばを用いる。

たとえば

牙保↓周旋・あつせん 彩紋↓模様・色模様

第三 用字・用語編

三 言いにくいことばを使わず、口調のよいことばを用いる。
たとえば

拒否する↓受け入れない はばむ↓さまたげる

四 音読することばはなるべくさけ、耳で聞いて意味のすぐわかることばを用いる。

たとえば

橋梁↓橋 塵埃↓ほこり 眼鏡↓まぶた 充填する↓うめる・つめる

堅持する↓かたく守る 陳述する↓のべる

五 音読することばで、意味の二様にとれるものは、なるべくさける。

たとえば

協調する(強調する)と まぎれるおそれがある。(↓歩調を合わせる)

勸奨する(干渉する)↓すすめる 衷心(中心)↓心から

潜行する(先行する)↓ひそむ 出航(出講)↓出帆・出発

六 漢語をいくつもつないでできている長いことばは、むりのない略し方をきめる。

経済安定本部↓経本 中央連絡調整事務局↓連調

七 同じ内容のものを違ったことばで言い表わすことのないように統一する。

たとえば

提起・起訴・提訴 口頭弁論・対審・公判

二 用字について

一 漢字は、常用漢字表による。

(1) 常用漢字表を使用するにあたっては、特に次のことさらに留意する。

①②(省略)

③ 動植物の名称は、かな書きにするが、常用漢字で認めている漢字は使ってもよい。

たとえば

ねずみ らくだ いぐさ からむし 等

犬 牛 馬 桑 桜 等

④ 次のようなものは、かな書きにする。(一部省略)

たとえば(例の一部を省略)

煙草↓たばこ 一寸↓ちよつと

注……その他かな書きにすべき熟字の例(例の一部を省略)

……何時↓いつ

ただし、音読する場合は漢字で書く。

(2) 常用漢字表で書き表わせないものは、次の標準によって書きかえ、言いかえをする。(言いかえをする

ときは、「二用語について」による。)

① かな書きにする。

たとえば(例の一部を省略)

ア 佃煮↓つくだ煮

解↓はしけ

看做す↓みなす

第三 用字・用語編

イ 漢語でも、漢字をはずしても意味のとおり使いなれたものは、そのままかな書きにする。
たとえば

でんぶん あっせん 等

ウ 他により言いかえがなく、または言いかえをしてはふつごうなものは、常用漢字表にはずれた漢字だけをかな書きにする。

たとえば(例の一部を省略)

改竄↓改さん 口腔↓口こう

この場合、読みにくければ、音読する語では、横に点をうつてもよい(縦書きの場合)。

② 常用漢字表中の、音が同じで、意味の似た漢字で書きかえる。

たとえば(例の一部を省略)

車輛↓車両 煽動↓扇動 碇拍↓停泊 編輯↓編集 抛棄↓放棄
傭人↓用人 聯合↓連合 煉乳↓練乳

③ 同じ意味の漢語で言いかえる。

ア 意味の似ている、用い慣れたことばを使う。

たとえば(例の一部を省略)

印顆↓印形 改悛↓改心

イ 新しいことばをくふうして使う

たとえば(例の一部を省略)

罹災救助金↓災害救助金 剪除↓切除 擾乱↓騒乱
溢水↓出水 譴責↓戒告 瀆職↓汚職

④ 漢語をやさしいことばで言いかえる。

たとえば(例の一部を省略)

庇護する↓かばう 低触する↓ふれる 漏洩する↓漏らす
酩酊する↓酔う 趾↓あしゆび

二 かなは、ひらがなを用いることとする。かたかなは特殊な場合に用いる。

注 1 地名は、さしつかえのない限り、かな書きにしてもよい。

2 事務用書類には、さしつかえのない限り、人名をかな書きにしてもよい。

3 外国の地名・人名および外来語・外国語は、かたかな書きにする。

4 左横書きに用いるかなは、かたかなによることができる。

三 (省)略

備考 (1) 地名の書き表わし方については、特に「四 地名の書き表わし方について」のように定める。

(2) 横書きの場合のかたかなの使い方については、特に「第三 書き方について」による。

三 法令の用語用字について

一 法令の用語用字についても、特にさしつかえのない限り、「一 用語について」「および」「二 用字について」に掲げた基準による。

第三 用字・用語編

二 法令の一部を改正する場合および法令名を引用する場合には、特に、次のような取り扱いをする。

(1) 法令の一部を改正する場合について

- ① 文語体・かたかな書きを用いている法令を改正する場合は、改正の部分が一つのまとまった形をしているときは、その部分は、口語体を用い、ひらがな書きにする。
- ② にごり読みをすべきかなに、にごり点をつけていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、にごり点をつける。

③ 常用漢字表の通用字体を用いていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、常用漢字表の通用字体を用いる。

④ 旧かなづかいによる口語体を用いている法令を改正する場合は、改正の部分においては、現代仮名遣いを用いる。

⑤ (省略)

(2) 法令名を引用する場合について

題名のつけられていない法令で、件名のある法令を引用する場合には、件名の原文にかかわらずその件名はひらがなおよび現代仮名遣いによる口語体を用い、漢字は、常用漢字表による。

四 地名の書き表わし方について

一 地名はさしつかえない限り、かな書きにしてもよい。

地名をかな書きにするときは、現地の呼び名を基準とする。ただし、地方的ななまりは改める。

二 地名をかな書きにするときは、現代仮名遣いを基準とする。(ふりがなの場合も含む。)

三 特に、ジ・チ・ズ・ツについては、区別の根拠のつけにくいものは、ジ・ズに統一する。

四 さしつかえない限り、常用漢字表の通用字体を用いる。常用漢字表以外の漢字についても、常用漢字表の通用字体に準じた字体を用いてもよい。

五 人名の書き表わし方について

一 人名もさしつかえない限り、常用漢字表の通用字体を用いる。

二 事務用書類には、さしつかえない限り、人名をかな書きにしてもよい。人名をかな書きにするときは、現代仮名遣いを基準とする。

第二 文体について

一 公用文の文体は、原則として「である」体を用いる。ただし、公告・告示・掲示の類ならびに往復文書(通達・通知・供覧・回章・伺い・願い・届け・申請書・照会・回答・報告等を含む。)の類は、なるべく「ます」体を用いる。

注

1 「だ、だろう、だった」の形は、「である、であろう、であった」の形にする。

2 「ますが、ますけれども」は、「ますが、ますけれども」とする。「ますれば、くださいませ(ーまし)」の表現は用いない。

3 打ち消しの「ぬ」「は」「ない」「の」形にする。「ん」は、「ません」のほかは用いない。「せねば」は、「しなければ」とする。

二 文語脈の表現はなるべくやめて、平明なものとする。

注 1 口語化の例

- これが処理↓その処理 せられんことを↓されるように (「よく」とき↓のような・のよう
に 進まんとする↓進もうとする 貴管下にして↓貴管下で) あつて)
- 2 「おもなる・必要なる・平等なる」などの「なる」は、「な」とする。ただし、「いかなる」は用
いてもよい。

3 「へき」は、「用いるべき手段」「考えるべき問題」「論ずべきではない」「注目すべき現象」のよ
うな場合には用いてもよい。「へく」「へし」の形は、どんな場合にも用いない。「へき」がサ行変格
活用 of 動詞に続くときには、「するべき」としない。「すべき」とする。

4 漢語につづく「せられる、せさせる、せぬ」の形は、「される、させる、しなく」とする。「せな
い、せなければ」を用いないで、「しなく、しななければ」の形を用いる。

5 簡単な注記や表などの中では、「あり、なし、同じ」などを用いてもよい。

例 「配偶者……あり」「ムシバ……上」「下なし」「現住所……本籍地と同じ」

三 文章はなるべくくぎつて短くし、接続詞や接続助詞などを用いて文章を長くすることをさける。

四 文の飾、あいまいなことは、まわりくどい表現は、できるだけやめて、簡潔な、論理的な文章とする。

敬語についても、なるべく簡潔な表現とする。

注 1 時および場所の起点を示すには、「から」を用いて、「より」は用いない。「より」は、比較を示す
場合にだけ用いる。
例 東京から京都まで。 午後一時から始める。 恐怖から解放される。

長官から説明があった。

2 推量を表わすには「であろう」を用い、「う、よう」を用いない。「う、よう」は意思を表わす場
合にだけ用いる。

例 役に立つであろう
そのように思われるであろうか } 推量
対等の関係に立とうとする }
思われようとして } 意思

3 並列の「と」は、まぎらわしいときには最後の語句にもつける。

例 横浜市と東京都の南部との間

4 「ならば」の「ば」は略さない。

五 文書には、できるだけ、一見して内容の趣旨がわかるように、簡潔な標題をつける。また、「通達」「回
答」のような、文書の性質を表わすことばをつける。

注 例 公団の性質に関する件↓公団の性質について (依命通達)

閣議付議事項の取り扱いについて↓一月二七日閣甲第一九号第八項の責任者について (回答)

六 内容に応じ、なるべく簡潔書きの方法をとりいれ、一読して理解しやすい文章とする。

第三 書き方について

執務能率を増進する目的をもって、書類の書き方について、次のことを実行する。

第三 用字・用語編

- 一 一定の猶予期間を定めて、なるべく広い範囲にわたって左横書きとする。
- 二 左横書きに用いるかなは、かたかなによることができる。
- 三 左横書きの場合は、特別の場合を除き、アラビア数字を使用する。

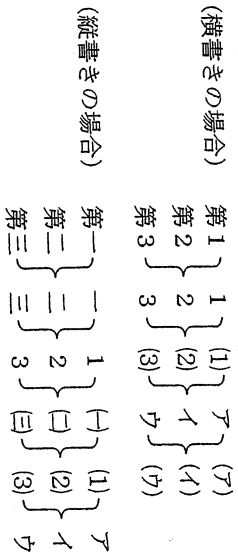
注 1 横書きの文章の中でも「一般に、一部分、一間(ひとま)、三月(みつき)」のような場合には漢字を用いる。

- 「100圓, 30万円」のような場合には、億・万を漢字で書くが、千・百は、たとえば「5十」「3百」としないで、「5,000」「300」と書く。
- 2 日付は、場合によっては「昭和24.4.1」のように略記してもよい。
- 3 大きな数は「5,000」「62,250円」のように三けたごとにコンマでくぎる。

四 タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。ぜひとも文字盤にない漢字を使用する必要がある場合には、手書きする。

五 人名・件名の配列は、アイウエオ順とする。

- 注
- 1 文の書き出しおよび行を改めたときには一字さげて書き出す。
 - 2 句読点は、横書きでは「、」及び「。」を用いる。
「事物を列挙するときには「・」(なかくん)を用いることができる。
 - 3 同じ漢字をくりかえすときには「々」を用いる。
 - 4 項目の細別は、たとえば次のような順序を用いる。



5 文書のあて名は、たとえば「東京都知事殿」「文部大臣殿」のように官職名だけを書いて、個人名は省くことができる。
(備考) この要領のうち「公用文における漢字使用等について」(平二二年一月三〇日内閣訓令第一号)等によって当然改められることとなる部分については、必要な読替えを行い、又は収録を省略した。

一一 公用文における漢字使用等について

(原文横書き)

内閣訓令第一号

各行政機関

公用文における漢字使用等について

政府は、本日、内閣告示第二号をもって、「常用漢字表」を告示した。
今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については、別紙によるものとする。
なお、昭和五十六年内閣訓令第一号は、廃止する。

平成二十二年十一月三十日

(別紙)

内閣総理大臣 菅 直人

公用文における漢字使用等について

一 漢字使用について

(1) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」(平成二十二年内閣告示第二号)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)によるものとする。

なお、字体については通用字体を用いるものとする。

(2) 「常用漢字表」の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては、次の事項に留意する。

ア 次のような代名詞は、原則として、漢字で書く。

例 俺 彼 誰 何 僕 私 我々

イ 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で書く。

例 (副詞)

余り 至って 大いに 恐らく 概して 必ず 必ずしも 辛うじて 極めて 殊に 更に
実に 少なくとも 少し 既に 全て 切に 大して 絶えず 互いに 直ちに 例えば
次いで 努めて 常に 特に 突然 初めて 果たして 甚だ 再び 全く 無論 最も
専ら 僅か 割に

(連体詞)

明くる 大きな 来る 去る 小さな 我が(国)

ただし、次のような副詞は、原則として、仮名で書く。

例 かなり ふと やはり よほど

ウ 次の接頭語は、その接頭語が付く語を漢字で書く場合は、原則として、漢字で書き、その接頭語が付く語を仮名で書く場合は、原則として、仮名で書く。

例 御案内(御十案内) 御挨拶(御十挨拶) (いもつとも)(こもつとも)

エ 次のような接尾語は、原則として、仮名で書く。

例 げ(惜しげもなく) ども(私ども) ぶる(偉ぶる) み(弱み) め(少なめ)

オ 次のような接続詞は、原則として、仮名で書く。

例 おって かつ したがって ただし ついては ところが ところで また ゆえに

ただし、次の四語は、原則として、漢字で書く。

及び 並びに 又は 若しくは

カ 助動詞及び助詞は、仮名で書く。

例 ない(現地には、行かない。)

ようだ(それ以外に方法がないようだ。)

ぐらい(二十歳ぐらいの人)

だけ(調査しただけである。)

ほど(三日ほど経過した。)

キ 次のような語句を、() の中に示した例のように用いるときは、原則として、仮名で書く。

例 ある(その点に問題がある)。

いる(ここに関係者がいる)。

こと(許可しないことがある)。

できる(だれでも利用ができる)。

とおり(次のとおりである)。

とき(事故のときは連絡する)。

ところ(現在のところ)差し支えない)。

とも(説明するとともに意見を聞く)。

ない(欠点がない)。

なる(合計すると一万円になる)。

ほか(そのほか…、特別の場合を除くほか…)

もの(正しいものと認める)。

ゆえ(一部の反対のゆえにはかどらない)。

わけ(賛成するわけにはいかない)。

…かもしれない(間違いかもしれない)。

…てあげる(図書を貸してあげる)。

…ていく(負担が増えていく)。

…ていただく(報告していただく)。

…ておく(通知しておく)。

…てくださる(問題点を話してください)。

…てくる(寒くなってくる)。

…てしまう(書いてしまう)。

…てみる(見てみる)。

…てよい(連絡してよい)。

…にすぎない(調査だけにすぎない)。

…について(これについて考慮する)。

二 送り仮名の付け方について

(一) 公用文における送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」(昭和四十八年内閣告示第二号)の本文の通則1から通則6までの「本則」・「例外」、通則7及び「付表の語」(二)のなお書きを除く。)によるものとする。

ただし、複合の語(「送り仮名の付け方」の本文の通則7を適用する語を除く。)のうち、活用のない語であって読み間違えるおそれのない語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「許容」を適用して送り仮名を省くものとする。なお、これに該当する語は、次のとおりとする。

- 明渡し 預り金 言渡し 入替え 植付け 魚釣用具 受入れ 受皿 受持ち 受渡し 渦巻
- 打合せ 打合せ会 打切り 内払 移替え 埋立て 売上げ 売惜しみ 売出し 売場 売払

- い 売渡し 売行き 縁組 追越し 置場 贈物 帯留 折詰 買上げ 買入れ 買受け
 - 買換え 買占め 買取り 買戻し 買物 書換え 格付 掛金 貸切り 貸金 貸越し
 - 貸倒れ 貸出し 貸付け 借入れ 借受け 借換え 刈取り 缶切 期限付 切上げ 切替え
 - 切下げ 切捨て 切土 切取り 切離し 靴下留 組合せ 組入れ 組替え 組立て くみ取
 - 便所 繰上げ 繰入れ 繰替え 繰越し 繰下げ 繰延べ 繰戻し 差押え 差止め 差引き
 - 差戻し 砂糖漬 下請 締切り 条件付 仕分 据置き 据付け 捨場 座込み 栓抜
 - 備置き 備付け 染物 田植 立会い 立入り 立替え 立札 月掛 付添い 月払 積卸し
 - 積替え 積込み 積出し 積立て 積付け 釣合い 釣鐘 釣銭 釣針 手続 問合せ 届出
 - 取上げ 取扱い 取卸し 取替え 取決め 取崩し 取消し 取壊し 取下げ 取締り
 - 取調べ 取立て 取次ぎ 取付け 取戻し 投売り 抜取り 飲物 乗換え 乗組み 話合い
 - 払込み 払下げ 払出し 払戻し 払渡し 払渡済み 貼付け 引上げ 引揚げ 引受け
 - 引起し 引換え 引込み 引下げ 引締め 引継ぎ 引取り 引渡し 日雇 歩留り 船着場
 - 不払 賦払 振出し 前払 巻付け 巻取り 見合せ 見積り 見習 未払 申合せ
 - 申合せ事項 申入れ 申込み 申立て 申出 持家 持込み 持分 元請 戻入れ 催物
 - 盛土 焼付け 雇入れ 雇主 譲受け 譲渡し 呼出し 読替え 割当て 割増し 割戻し
- (一) (一)にかかわらず、必要と認める場合は、「送り仮名の付け方」の本文の通則2、通則4及び通則6 (一)のただし書の適用がある場合を除く。)の「許容」並びに「付表の語」の一のなお書きを適用して差し支えない。

三 その他

- (一) 一及び二は、固有名詞を対象とするものではない。
- (二) 専門用語又は特殊用語を書き表す場合など、特別な漢字使用等を必要とする場合には、一及び二によらなくてもよい。
- (三) 専門用語等で読みにくいと思われるような場合は、必要に応じて、振り仮名を用いる等、適切な配慮をするものとする。

四 法令における取扱い

法令における漢字使用等については、別途、内閣法制局からの通知による。

二 法令における漢字使用等について

(原文横書き)

内閣法制局総第二百八号

平成二十二年十一月三十日

内閣法制次長 山本 庸 幸

各府省庁事務次官等 殿

法令における漢字使用等について (通知)

平成二十二年十一月三十日付け内閣告示第二号をもって「常用漢字表」が告示され、同日付け内閣訓令第一

号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い、当局において、法令における漢字使用等について検討した結果、別紙のとおり「法令における漢字使用等について」(平成二十二年十一月三十日付け内閣法制局長官決定)を定め、実施することとしましたので、通知します。

なお、昭和二十九年十一月二十五日付け法制局総発第八十九号の「法令用語改善の実施要領」(同実施要領の別紙「法令用語改正要領」を含む。)及び昭和五十六年十月一日付け内閣法制局総発第四百一十一号の「法令における漢字使用等について」は、本日付けで廃止しますので、併せて通知します。

(別紙)

(原文横書き)

平成二十二年十一月三十日付け内閣告示第二号をもって「常用漢字表」が告示され、同日付け内閣訓令第一号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い、法令における漢字使用等について、次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

内閣法制局長官 梶田 信一郎

法令における漢字使用等について

一 漢字使用について

(一) 法令における漢字使用は、次の(□)から(△)までにおいて特別の定めをするもののほか、「常用漢字表」(平成二十二年内閣告示第二号。以下「常用漢字表」という。)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)並びに「公用文における漢字使用等について」(平成二十二年内閣訓令第一号)の別紙の一「漢字使用につ

いて」の(□)によるものとする。また、字体については、通用字体を用いるものとする。

なお、常用漢字表により漢字で表記することとなったものとしては、次のようなものがある。

- 挨拶 宛先 椅子 咽喉 隱蔽 鍵 覚醒 崖 玩具 毀損 亀裂 禁錮
 - 舷 拳銃 勾留 柵 失踪 焼酎 処方箋 腎臓 進捗 整頓 脊柱
 - 遡及 堆積 貼付 賭博 剝奪 破綻 汎用 氾濫 膝 肘 払拭 閉塞
 - 捕捉 補填 哺乳類 蜜蜂 明瞭 湧出 拉致 賄賂 関わる 鑑みる 遡る 全て
- (二) 次のものは、常用漢字表により、()の中の表記ができることとなったが、引き続きそれぞれ下線を付けて示した表記を用いるものとする。

- (編注) (□)では傍線を付して示した。()
 - 壊滅(潰滅) 壊乱(潰乱) 決壊(決潰) 広範(広汎) 全壊(全潰)
 - 倒壊(倒潰) 破棄(破毀) 崩壊(崩潰) 理屈(理窟)
- (三) 次のものは、常用漢字表により、下線を付けて示した表記ができることとなったので、()の中の表記に代えて、それぞれ下線を付けて示した表記を用いるものとする。

- (編注) (□)では傍線を付して示した。()
 - 臆測(憶測) 臆測(憶測) 肝腎(肝心)
- (四) 次のものは、常用漢字表にあるものであっても、仮名で表記するものとする。

虞 恐れ ↓ おそれ

且つ ↓ かつ
 従って(接続詞) ↓ したがって
 但し ↓ ただし
 但書 ↓ ただし書
 他 ↓ ほか
 又 ↓ また(ただし、「または」は「又は」と表記する。)
 因る ↓ よる

(四) 常用漢字表にない漢字で表記する言葉及び常用漢字表にない漢字を構成要素として表記する言葉並びに常用漢字表にない音訓を用いる言葉の使用については、次によるものとする。

ア 専門用語等であつて、他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難であると認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれに振り仮名を付ける。

【例】

暗渠 按分 蛾 瑕疵 管渠 涵養 強姦 砒素 埠頭
 ↓ かつわらず ↓ この ↓ これ

イ 次のものは、仮名で表記する。

其 ↓ その
 煙草 ↓ たばこ
 為 ↓ ため
 以て ↓ もって
 等(ら) ↓ ら
 猥褻 ↓ わいせつ

ウ 仮名書きにする際、単語の一部だけを仮名に改める方法は、できるだけ避ける。

【例】

幹旋 ↓ あっせん(「あっ旋」は用いない。)
 煉瓦 ↓ れんが(「れん瓦」は用いない。)
 ただし、次の例のように一部に漢字を用いた方が分かりやすい場合は、この限りでない。

【例】

あへん煙 えん堤 救じゆつ 橋りよう し尿 出えん じん肺 ため池
 ちんでん池 でん粉 てん末 と畜 ばい煙 排せつ 封かん へき地 らく印
 漏えい

エ 常用漢字表にない漢字又は音訓を仮名書きにする場合には、仮名の部分に傍点を付けることはしない。

六 次のものは、() の中に示すように取り扱うものとする。

七 首(用いない。「あいくち」を用いる。)

- 委棄 (用いない。)
- 慰藉料 (用いない。「慰藉料」を用いる。)
- 溢水 (用いない。)
- 違背 (用いない。「違反」を用いる。)
- 印頼 (用いない。)
- 湮滅 (用いない。「隠滅」を用いる。)
- 苑地 (用いない。「園地」を用いる。)
- 汚穢 (用いない。)
- 解止 (用いない。)
- 戒示 (用いない。)
- 灰燼 (用いない。)
- 改訂・改定 (「改訂」は書物などの内容に手を加えて正すことという意味についてのみ用いる。それ以外の場合には「改定」を用いる。)
- 開披 (用いない。)
- 牙保 (用いない。)
- 勦解 (用いない。)
- 監守 (用いない。)
- 管守 (用いない。「保管」を用いる。)

- 陥穽 (用いない。)
- 干与・干預 (用いない。「関与」を用いる。)
- 義捐 (用いない。)
- 汽鐘 (用いない。「ボイラー」を用いる。)
- 技監 (特別な理由がある場合以外は用いない。)
- 規正・規整・規制 (「規正」はある事柄を規律して公正な姿に当てはめることという意味についてのみ、「規整」はある事柄を規律して一定の枠に納め整えることという意味についてのみ、それぞれ用いる。それ以外の場合には「規制」を用いる。)

- 羈束 (用いない。)
- 吃水 (用いない。「喫水」を用いる。)
- 規程 (法令の名称としては、原則として用いない。「規則」を用いる。)
- 欺瞞 (用いない。)
- 欺罔 (用いない。)
- 狹隘 (用いない。)
- 饗応 (用いない。「供応」を用いる。)
- 驚愕 (用いない。)
- 魚鱸 (用いない。「魚倉」を用いる。)
- 紀律 (特別な理由がある場合以外は用いない。「規律」を用いる。)

- 空気槽 (用いない。「空気タンク」を用いる。)
- 具有 (用いない。)
- 繫船 (用いない。「係船」を用いる。)
- 繫属 (用いない。「係属」を用いる。)
- 計理 (用いない。「経理」を用いる。)
- 繫留 (用いない。「係留」を用いる。)
- 懈怠 (用いない。)
- 牽連 (用いない。「関連」を用いる。)
- 溝渠 (特別な理由がある場合以外は用いない。)
- 交叉点 (用いない。「交差点」を用いる。)
- 更代 (用いない。「交代」を用いる。)
- 弘報 (用いない。「広報」を用いる。)
- 骨牌 (用いない。「かるた類」を用いる。)
- 戸扉 (用いない。)
- 誤謬 (用いない。)
- 詐偽 (用いない。「偽り」を用いる。)
- 鑿井 (用いない。)
- 作製・作成 (「作製」は製作(物品を作ること)という意味についてのみ用いる。それ以外の場合

は「作成」を用いる。)

左の(「次の」という意味では用いない。)

- 鎖鑰 (用いない。)
- 撒水管 (用いない。「散水管」を用いる。)
- 旨趣 (用いない。「趣旨」を用いる。)
- 枝条 (用いない。)
- 首魁 (用いない。「首謀者」を用いる。)
- 酒精 (用いない。「アルコール」を用いる。)
- 鬚髻 (用いない。)
- 醇化 (用いない。「純化」を用いる。)
- 竣功 (特別な理由がある場合以外は用いない。「完成」を用いる。)
- 傷痕 (用いない。)
- 烧燬 (用いない。)
- 銷却 (用いない。「消却」を用いる。)
- 情況 (特別な理由がある場合以外は用いない。「状況」を用いる。)
- 樞頭 (用いない。「マストトップ」を用いる。)
- 証標 (用いない。)
- 証憑・憑拠 (用いない。「証拠」を用いる。)

第三 用字・用語編

牆壁 (用いない。)
塵埃 (用いない。)
塵芥 (用いない。)
侵蝕 (用いない。「侵食」を用いる。)
成規 (用いない。)
窃用 (用いない。「盗用」を用いる。)
船渠 (用いない。「ドック」を用いる。)
洗滌 (用いない。「洗浄」を用いる。)
僭窃 (用いない。)
総轄 (用いない。「総括」を用いる。)
齟齬 (用いない。)
疏明 (用いない。「疎明」を用いる。)
稠密 (用いない。)
通事 (用いない。「通訳人」を用いる。)
定繫港 (用いない。「定係港」を用いる。)
呈示 (用いない。「提示」を用いる。)
停年 (用いない。「定年」を用いる。)
捺印 (用いない。「押印」を用いる。)

売淫 (用いない。「売春」を用いる。)
配付配布 (配付) は交付税及び譲与税配付金特別会計のような特別な場合についてのみ用いる。
それ以外の場合は「配布」を用いる。)

蕃殖 (用いない。「繁殖」を用いる。)
版図 (用いない。)
誹毀 (用いない。)
彼此 (用いない。)
標示 (特別な理由がある場合以外は用いない。「表示」を用いる。)
紊乱 (用いない。)
編綴 (用いない。)
房室 (用いない。)
膨脹 (用いない。「膨張」を用いる。)
法例 (用いない。)
補助 (用いない。「補助」を用いる。)
満限に達する (特別な理由がある場合以外は用いない。「満了する」を用いる。)
宥恕 (用いない。)
輸贏 (用いない。)
踰越 (用いない。)

油槽 (用いない。「油タンク」を用いる。)

落盤 (用いない。「落盤」を用いる。)

臨検・立入検査 (「臨検」は犯則事件の調査の場合についてのみ用いる。それ以外の場合は「立入検査」を用いる。)

鄰佑 (用いない。)

狼狽 (用いない。)

和諧 (用いない。「和解」を用いる。)

二 送り仮名の付け方について

(一) 単独の語

ア 活用のある語は、「送り仮名の付け方」(昭和四十八年内閣告示第二号の「送り仮名の付け方」をいう。以下同じ。)の本文の通則1の「本則」・「例外」及び通則2の「本則」の送り仮名の付け方による。

イ 活用のない語は、「送り仮名の付け方」の本文の通則3から通則5までの「本則」・「例外」の送り仮名の付け方による。

【備考】 表に記入したり記号的に用いたりする場合には、次の例に示すように、原則として、() 中の送り仮名を省く。

【例】

晴(れ) 曇(り) 問(い) 答(え) 終(わり) 生(まれ)

(二) 複合の語

ア イに該当する語を除き、原則として、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「本則」の送り仮名の付け方による。ただし、活用のない語で読み間違えるおそれのない語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「許容」の送り仮名の付け方により、次の例に示すように送り仮名を省く。

【例】

明渡し	預り金	言渡し	入替え	植付け	魚釣用具	受入れ	受皿	受持ち
受渡し	渦巻	打合せ	打合せ会	打切り	内払	移替え	埋立て	売上げ
売惜しみ	売出し	売場	売払い	売渡し	売行き	縁組	追越し	置場
帯留	折詰	買上げ	買入れ	買受け	買換え	買占め	買取り	買戻し
書換え	格付	掛金	貸切り	貸金	貸越し	貸倒れ	貸出し	貸付け
借受け	借換え	刈取り	缶切	期限付	切上げ	切替え	切下げ	切捨て
切取り	切離し	靴下留	組合せ	組入れ	組替え	組立て	くみ取便所	繰上げ
繰入れ	繰替え	繰越し	繰下げ	繰延べ	繰戻し	差押え	差止め	差引き
差戻し	砂糖漬	下請	締切り	条件付	仕分	据置き	据付け	捨場
栓抜	備置き	備付け	染物	田植	立会い	立入り	立替え	立札
付添い	月払	積卸し	積替え	積込み	積出し	積立て	積付け	釣合い
釣鐘	釣銭	釣針	手続	問合せ	届出	取上げ	取扱い	取卸し
取決め	取崩し	取消し	取壊し	取下げ	取締り	取調べ	取立て	取次ぎ

取付け 取戻し 投売り 抜取り 飲物 乗換え 乗組み 話合い 払込み
 払下げ 払出し 払戻し 払渡し 払渡済み 貼付け 引上げ 引揚げ 引受け
 引起し 引換え 引込み 引下げ 引締め 引継ぎ 引取り 引渡し 日雇
 歩留り 船着場 不払 賦払 振出し 前払 巻付け 巻取り 見合せ 見積り
 見習 未払 申合せ 申合せ事項 申入れ 申込み 申立て 申出 持家
 持込み 持分 元請 戻入れ 催物 盛土 焼付け 雇入れ 雇主 譲受け
 譲渡し 呼出し 読替え 割当て 割増し 割戻し

イ 活用のない語で慣用が固定していると認められる次の例に示すような語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則7により、送り仮名を付けない。

【例】

合図 合服 合間 預入金 編上靴 植木 (進退)伺 浮袋 浮世絵 受入額
 受入先 受入年月日 請負 受付 受付係 受取 受取人 受払金 打切補償
 埋立区域 埋立事業 埋立地 裏書 売上(高) 売掛金 売出发行 売手 売主
 売値 売渡価格 売渡先 絵巻物 襟巻 沖合 置物 奥書 奥付 押売
 押出機 覚書 (博多)織 折返線 織元 織物 卸売 買上品 買受人
 買掛金 外貨建債権 概算払 買手 買主 買値 書付 書留 過誤払 貸方
 貸越金 貸室 貸席 貸倒引当金 貸出金 貸出票 貸付(金) 貸主 貸船
 貸本 貸間 貸家 箇条書 貸渡業 肩書 借入(金) 借受人 借方 借越金

刈取機 借主 仮渡金 缶詰 気付 切手 切符 切替組合員 切替日 くじ引
 組合 組入金 組立工 倉敷料 繰上償還 繰入金 繰入限度額 繰入金率 繰替金
 繰越(金) 繰延資産 消印 月賦払 現金払 小売 小売(商) 小切手 木立
 小包 子守 献立 先取特権 作付面積 挿絵 差押(命令) 座敷 指図
 差出人 差引勘定 差引簿 刺身 試合 仕上機械 仕上工 仕入価格 仕掛花火
 仕掛品 敷網 敷居 敷石 敷金 敷地 敷布 敷物 軸受 下請工事
 仕出屋 仕立券 仕立物 仕立屋 質入証券 支払 支払元受高 字引 仕向地
 事務取扱 事務引継 締切日 所得割 新株買付契約書 据置(期間) (支出)済(額)
 関取 備付品 (型絵)染 ただし書 立会演説 立会人 立入検査 立場 竜巻
 立替金 立替払 建具 建坪 建値 建前 建物 棚卸資産 (条件)付(採用)
 月掛貯金 付添人 漬物 積卸施設 積出地 積立(金) 積荷 詰所 釣堀
 手当 出入口 出来高払 手付金 手引 手引書 手回品 手持品 灯台守
 頭取 (欠席)届 留置電報 取扱(所) 取扱(注意) 取入口 取替品 取組
 取消処分 (麻薬)取締法 取締役 取立金 取立訴訟 取次(店) 取付工事
 取引 取引(所) 取戻請求権 問屋 仲買 仲立業 投売品 並木 縄張
 荷扱場 荷受人 荷造機 荷造費 (春慶)塗 (休暇)願 乗合船 乗合旅客
 乗換(駅) 乗組(員) 場合 羽織 履物 葉巻 払込(金) 払下品 払出金
 払戻金 払戻証書 払渡金 払渡郵便局 番組 番付 控室 引当金 引受(時刻)

引受(人)	引換(券)	(代金)引換	引継事業	引継調書	引取経費	引取税
引渡(人)	日付	引込線	瓶詰	歩合	封切館	福引(券)
振替	振込金	振出(人)	不渡手形	分割払	(鎌倉)彫	掘抜井戸
前貸金	巻上機	巻紙	巻尺	巻物	待合(室)	見返物資
見込納付	水張検査	水引	見積(書)	見取図	見習工	未払勘定
見舞品	名義書換	申込(書)	申立人	持込禁止	元売業者	物置
物干場	(備前)焼	役割	屋敷	雇入契約	雇止手当	夕立
呼出符号	読替規定	陸揚地	陸揚量	両替	割合	割当額
割戻金	割安					割高
						割引
						割増金

〔備考一〕 下線を付けた語は、「送り仮名の付け方」の本文の通則7において例示された語である。

(編注 ここでは傍線を付して示した)

〔備考二〕 「売上(高)」、「博多織」などのようにして掲げたものは、()の中を他の漢字で置き換えた場合にも、「送り仮名の付け方」の本文の通則7を適用する。

(三) 付表の語

「送り仮名の付け方」の本文の付表の語(一)のな お書きを除く。)の送り仮名の付け方による。

三 その他

(一) 一及び二は、固有名詞を対象とするものではない。

(二) 一及び二については、これらを専門用語及び特殊用語に適用するに当たって、必要と認める場合は、特

別の考慮を加える余地があるものとする。

附 則

一 この決定は、平成二十二年十一月三十日から施行する。

二 この決定は、法律については次回国会(常会)に提出するものから、政令については平成二十三年一月一日以後最初の閣議に提出するものから、それぞれ適用する。

三 新たな法律又は政令を起案する場合のほか、既存の法律又は政令の改正について起案する場合(文語体の法律又は勅令を文体を変えないで改正する場合を除く。)にも、この決定を適用する。なお、この決定を適用した結果、改正されない部分に用いられている語の表記と改正される部分に用いられるこれと同一の内容を表す語の表記とが異なることとなっても、差し支えない。

四 署名の閣議に提出される条約については平成二十三年一月一日以後最初の閣議に提出されるものから、国会に提出される条約(平成二十三年一月一日以後最初の閣議より前に署名の閣議に提出された条約であつて日本語が正文であるものを除く。)については次回国会(常会)に提出するものから、それぞれこの決定を適用する。なお、条約の改正についても、この決定を適用した結果、改正されない部分に用いられている語の表記と改正される部分に用いられるこれと同一の内容を表す語の表記とが異なることとなっても、差し支えない。

一三 送り仮名の付け方

改正 平成二十二年一月三〇日内閣告示第三号

一般の社会生活において現代の国語を書き表すための送り仮名の付け方のよりどころを、次のように定める。

なお、昭和三十四年内閣告示第一号は、廃止する。

昭和四十八年六月十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

送り仮名の付け方

前書き

- 一 この「送り仮名の付け方」は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活において、「常用漢字表」の音訓によって現代の国語を書き表す場合の送り仮名の付け方のよりどころを示すものである。
- 二 この「送り仮名の付け方」は、科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個人個人の表記にまで及ぼさうとするものではない。

三 この「送り仮名の付け方」は、漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合や、固有名詞を書き表す場合を対象としていない。

「本文」の見方及び使い方

- 一 この「送り仮名の付け方」の本文の構成は、次のとおりである。

単独の語

- 1 活用のある語

通則1 (活用語尾を送る語に関するもの)

通則2 (派生・対応の関係を考慮して、活用語尾の前の部分から送る語に関するもの)

2 活用のない語

通則3 (名詞であって、送り仮名を付けない語に関するもの)

通則4 (活用のある語から転じた名詞であって、もとの語の送り仮名の付け方によって送る語に関するもの)

通則5 (副詞・連体詞・接続詞に関するもの)

複合の語

通則6 (単独の語の送り仮名の付け方による語に関するもの)

通則7 (慣用に従って送り仮名を付けない語に関するもの)

付表の語

1 (送り仮名を付ける語に関するもの)

2 (送り仮名を付けない語に関するもの)

二 通則とは、単独の語及び複合の語の別、活用のある語及び活用のない語の別等に応じて考えた送り仮名の付け方に関する基本的な法則をいい、必要に応じ、例外的な事項又は許容的な事項を加えてある。

したがって、各通則には、本則のほか、必要に応じて例外及び許容を設けた。ただし、通則7は、通則6の例外に当たるものであるが、該当する語が多数に上るので、別の通則として立てたものである。

三 この「送り仮名の付け方」で用いた用語の意義は、次のとおりである。

単独の語……漢字の音又は訓を単独に用いて、漢字一字で書き表す語をいう。

複合の語……漢字の訓と訓、音と訓などを複合させ、漢字二字以上を用いて書き表す語をいう。

付表の語……「常用漢字表」の付表に掲げてある語のうち、送り仮名の付け方が問題となる語をいう。

活用のある語……動詞・形容詞・形容動詞をいう。

活用のない語……名詞・副詞・連体詞・接続詞をいう。

本則……送り仮名の付け方の基本的な法則と考えられるものをいう。

例外……本則には合わないが、慣用として行われていると認められるものであって、本則によらず、これによるものをいう。

許容……本則による形とともに、慣用として行われていると認められるものであって、本則以外に、これによってよいものをいう。

四 単独の語及び複合の語を通じて、字音を含む語は、その字音の部分には送り仮名を要しないのであるから、必要のない限り触れていない。

五 各通則において、送り仮名の付け方が許容によることのできる語については、本則又は許容のいずれに従ってもよいが、個々の語に適用するに当たって、許容に従ってよいかどうか判断し難い場合には、本則によるものとする。

(以下原文横書き)

本文

単独の語

一 活用のある語

通則 1

本則 活用のある語(通則2を適用する語を除く。)は、活用語尾を送る。

[例] 憤る 承る 書く 実る 催す

生きる 陥れる 考える 助ける

荒い 深い 賢い 濃い

主だ

例外 (1) 語幹が「し」で終わる形容詞は、「し」から送る。

[例] 著しい 惜しい 悔しい 恋しい 珍しい

(2) 活用語尾の前に「か」「やか」「らか」を含む形容動詞は、その音節から送る。

[例] 暖かだ 細かだ 静かだ

穏やかだ 健やかだ 和やかだ

明らかだ 平らかだ 滑らかだ 柔らかだ

(3) 次の語は、次に示すように送る。

明らひむ 味わう 哀れむ 慈しむ 教わる 脅かす(おどかす) 脅かす(おびやかす) 関

わる 食らう 異なる 逆らう 捕まる 群がる 和らぐ 揺る

明るい 危ない 危うい 大きい 少ない 小さい 冷たい 平たい
 新ただ 同じだ 盛んだ 平らだ 懇ろだ 惨めだ
 哀れだ 幸いだ 幸せだ 巧みだ

許容 次の語は、() の中に示すように、活用語尾の前の音節から送ることができる。

表す(表わす) 著す(著わす) 現れる(現われる) 行う(行なう) 断る(断わる)
 賜る(賜わる)

(注意) 語幹と活用語尾との区別がつかない動詞は、例えば、「着く」、「寝る」、「来る」などのように送る。

通則2

本則 活用語尾以外の部分に他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。(含まれている語を「」の中に示す。)

〔例〕

(1) 動詞の活用形又はそれに準ずるものを含むもの。

動かす〔動く〕 照らす〔照る〕
 語らう〔語る〕 計らう〔計る〕 向かう〔向く〕
 浮かぶ〔浮く〕
 生まれる〔生む〕 押さえる〔押す〕 捕らえる〔捕る〕
 勇ましい〔勇む〕 輝かしい〔輝く〕 喜ばしい〔喜ぶ〕

晴れやかだ〔晴れる〕

及ぼす〔及ぶ〕 積もる〔積む〕 聞こえる〔聞く〕

頼もしい〔頼む〕

起こる〔起きる〕 落とす〔落ちる〕

暮らす〔暮れる〕 冷やす〔冷える〕

当たる〔当てる〕 終わる〔終える〕 変わる〔変える〕 集まる〔集める〕 定まる〔定める〕

める〔連なる〕 交わる〔交える〕

混ざる・混じる〔混ぜる〕

恐ろしい〔恐れる〕

(2) 形容詞・形容動詞の語幹を含むもの。

重んずる〔重い〕 若やぐ〔若い〕

怪しむ〔怪しい〕 悲しむ〔悲しい〕 苦しがる〔苦しい〕

確かめる〔確かだ〕

重たい〔重い〕 憎らしい〔憎い〕 古めかしい〔古い〕

細かい〔細かだ〕 柔らかい〔柔らかだ〕

清らかだ〔清い〕 高らかだ〔高い〕 寂しげだ〔寂しい〕

(3) 名詞を含むもの。

汗ばむ〔汗〕 先んずる〔先〕 春めく〔春〕

男らしい「男」 後ろめたい「後ろ」

許容 読み間違えるおそれのない場合は、活用語尾以外の部分について、次の()の中に示すように、送り仮名を省くことができる。

〔例〕 浮かぶ(浮かぶ) 生まれる(生れる) 押さえる(押える) 捕らえる(捕える)

晴れやかだ(晴やかだ)

積もる(積る) 聞こえる(聞える)

起こる(起る) 落とす(落す) 暮らす(暮す) 当たる(当る) 終わる(終る) 変

わる(変る)

(注意)

次の語は、それぞれ「」の中に示す語を含むものとは考えず、通則1によるものとする。

明るい「明ける」 荒い「荒れる」 悔しい「悔いる」 恋しい「恋う」

二 活用のない語

通則3

本則 名詞(通則4を適用する語を除く。)は、送り仮名を付けない。

〔例〕 月鳥花山

男女

彼何

例外 (1) 次の語は、最後の音節を送る。

辺り 哀れ 勢い 幾ら 後ろ 傍ら 幸い 幸せ 全て 互い 便り 半ば 情け 斜め

通則4

(2) 数をかぞえる「つ」を含む名詞は、その「つ」を送る。

〔例〕 一つ 二つ 三つ 幾つ

独り 誉れ 自ら 災い

本則 活用のある語から転じた名詞及び活用のある語に「き」、「み」、「げ」などの接尾語が付いて名詞になつたものは、もとの語の送り仮名の付け方によって送る。

〔例〕

(1) 活用のある語から転じたもの。

動き 仰せ 恐れ 薫り 曇り 調べ 届け 願い 晴れ

当たり 代わり 向かい

狩り 答え 問い 祭り 群れ

憩い 愁い 憂い 香り 極み 初め

近く 遠く

(2) 「き」、「み」、「げ」などの接尾語が付いたもの。

暑さ 大きさ 正しさ 確かさ

明るみ 重み 憎しみ

惜しげ

例外 次の語は、送り仮名を付けない。

謡 虞 趣 氷 印 頂 帶 疊

卸 煙 恋 志 次 隣 富 恥 話 光 舞

折 係 掛 (かかり) 組 肥 並 (なみ) 卷 割

(注意) ここに掲げた「組」は、「花の組」、「赤の組」などのように使った場合の「くみ」であり、例えば、「活字の組みがゆるむ。」などとして使う場合の「くみ」を意味するものではない。「光」、「折」、「係」なども、同様に動詞の意識が残っているような使い方の場合は、この例外に該当しない。したがって、本則を適用して送り仮名を付ける。

許容 読み間違えるおそれのない場合は、次の(一)の中に示すように、送り仮名を省くことができる。

- [例] 曇り(曇) 届け(届) 願い(願) 晴れ(晴)
- 当たり(当り) 代わり(代り) 向かい(向い)
- 狩り(狩) 答え(答) 問い(問) 祭り(祭) 群れ(群)
- 憩い(憩)

通則 5

本則 副詞・連体詞・接続詞は、最後の音節を送る。

[例] 必ず 更に 少し 既に 再び 全く 最も

来る 去る

及び 且つ 但し

例外 (1) 次の語は、次に示すように送る。

明くる 大いに 直ちに 並びに 若しくは

(2) 次の語は、送り仮名を付けない。

又

(3) 次のように、他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。

(含まれている語を「」の中に示す。)

[例] 併せて「併せる」 至って「至る」 恐らく「恐れる」 従って「従う」 絶えず「絶

える」 例え「例える」 努めて「努める」

辛うじて「辛い」 少なくとも「少ない」

互いに「互い」

必ずしも「必ず」

複合の語

通則 6

本則 複合の語(通則7を適用する語を除く。)の送り仮名は、その複合の語を書き表す漢字の、それぞれの音訓を用いた単独の語の送り仮名の付け方による。

[例]

(1) 活用のある語

書き抜く 流れ込む 申し込む 打ち合わせる 向かい合わせる 長引く 若返る 裏切る

旅立つ

聞き|苦しい 薄暗い 草深い 心細い 待ち|遠しい 軽々しい 若々しい 女々しい
気|軽だ 望み|薄だ

(2) 活用のない語

石橋 竹馬 山津波 後ろ姿 斜め左 花便り 独り言 卸商 水煙 目印
田植え| 封切り| 物知り| 落書き| 雨上がり| 墓参り| 日当たり| 夜明かし| 先駆け| 巢立ち|
手渡し|

入り江 飛び火 教え子 合わせ鏡 生き物 落ち葉 預かり金
寒空 深情け|

愚か者

行き|帰り 伸び|縮み 乗り|降り 抜け|駆け 作り|笑い 暮ら|し向き 売|り上げ 取|り扱い 乗
り|換え 引|き換え 歩み|寄り 申|し込み 移|り変わり

長生き| 早起き| 苦し紛れ 大写し|

粘り|強さ 有り|難み 待ち|遠しさ

乳飲|み子 無理|強い 立ち|居振る舞い 呼|び出し電話

次々 常々

近々 深々

休み|休み 行|く行く|

許容 読み間違えるおそれのない場合は、次の()の中に示すように、送り仮名を省くことができる。

[例] 書き|抜く(書|抜く) 申|し込む(申|込む) 打ち|合わせる(打|ち合わせる) 向|か

い|合わせる(向|い合わせる) 聞き|苦しい(聞|苦しい) 待ち|遠しい(待|遠しい)

田植え|(田植) 封切り|(封切) 落書き|(落書) 雨上がり|(雨上り) 日当たり|(日当

り) 夜明かし|(夜明し)

入り江|(入江) 飛び火|(飛火) 合わせ鏡|(合せ鏡) 預かり金|(預り金)

抜け|駆け(抜|駆け) 暮ら|し向き(暮|し向き) 売|り上げ(売|上げ・売|上) 取|り扱い(取

扱|い・取|扱) 乗り|換え(乗|換え・乗|換) 引|き換え(引|換え・引|換) 申|し込み(申|込み・

申|込) 移|り変わり(移|り変り)

有り|難み(有|難み) 待ち|遠しさ(待|遠しさ)

立ち|居振る舞い(立|ち居振舞い・立|ち居振舞) 呼|び出し電話(呼|出し電話・呼

出電話

(注意)

「こけら|落とす」「こけら|落す」「さび|止め」「洗い|ざらし」「打ち|ひも」のように前又は後ろ
の部分を取って仮名で書く場合は、他の部分については、単独の語の送り仮名の付け方による。

通則7

複合の語のうち、次のような名詞は、慣用に従って、送り仮名を付けない。

[例]

(1) 特定の領域の語で、慣用が固定していると認められるもの。

ア 地位・身分・役職等の名

関取 頭取 取締役 事務取扱

イ 工芸品の名に用いられた「織」、「染」、「塗」等。

《博多》織 《型絵》染 《春慶》塗 《鎌倉》彫 《備前》焼

ウ その他。

書留 気付 切手 消印 小包 振替 切符 踏切

請負 売値 買値 仲買 歩合 両替 割引 組合 手当

倉敷料 作付面積

売上《高》 貸付《金》 借入《金》 繰越《金》 小売《商》 積立《金》 取扱《所》 取

扱《注意》 取次《店》 取引《所》 乗換《駅》 乗組《員》 引受《人》 引受《時刻》 引

換《券》 代金《引換》 振出《人》 待合《室》 見積《書》 申込《書》

(2) 一般に、慣用が固定していると認められるもの。

奥書 木立 子守 献立 座敷 試合 字引 場合 羽織 葉巻 番組 番付 日付 水引 物置

物語 役割 屋敷 夕立 割合

合図 合間 植木 置物 織物 貸家 敷石 敷地 敷物 立場 建物 並木 巻紙 受付 受取

浮世絵 絵巻物 仕立屋

(注意)

(1) 「《博多》織」、「《売上》高」などのようにして掲げたものは、《 》の中を他の漢字で置き換

えた場合にも、この通則を適用する。

(2) 通則7を適用する語は、例として挙げたものだけで尽くしてはいない。したがって、慣用が

固定していると認められる限り、類推して同類の語にも及ぼすものである。通則7を適用して

よいかどうか判断し難い場合には、通則6を適用する。

付表の語

「常用漢字表」の「付表」に掲げてある語のうち、送り仮名の付け方が問題となる次の語は、次のよう

にする。

一 次の語は、次に示すように送る。

浮つく お巡りさん 差し支える 立ち退く 手伝う 最寄り

なお、

次の語は、() の中に示すように、送り仮名を省くことができる。

差し支える(差支える) 立ち退く(立退く)

二 次の語は、送り仮名を付けない。

息吹 栈敷 時雨 築山 名残 雪崩 吹雪 迷子 行方

(原文横書き)

「送り仮名の付け方」の実施について

さきに、政府は、昭和三十四年内閣告示第一号をもって「送りがなのつけ方」を告示したが、その後の実施の経験等にかんがみ、これを改定し、本日、内閣告示第二号をもって、新たに「送り仮名の付け方」を告示した。

今後、各行政機関においては、これを送り仮名の付け方のよりどころとするものとする。

なお、昭和三十四年内閣訓令第1号は、廃止する。

昭和四十八年六月十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

一四 参考

① 憲法改正草案の文体等の形式に関する説明

二一・四・一七法制局

- 一 文体は、口語体（文章口語）を採用した。
- 二 用語は、努めて難解な字句を避け、己むを得ないものを除いては、できるだけ平易な字句を選んだ。
- 三 用字については

(1) 仮名は、平仮名を採用した。

(2) 連体詞（指示代名詞）、副詞、助動詞、助詞等は、努めて仮名で書き、漢字を用ひぬこととした。（例、

おいて、ため、により、この、その、これら、すべて、ひとしく、いづれ、ところ、いかなる、できる、ついて、みなす、ことに、さきに、あらたに等）

四 句読点は、理解に資するやうに、豊富に用いた。

五 送り仮名は、誤読のないやうに、その使用に留意した。（例、受け取る、譲り渡す、譲り受ける等）

六 改行の際は、一字下りとした。

七 法文として正確を期するため、「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」等の用法は、従来通りとした。

② 各官庁における文書の文体等に関する件 — 昭二一、四、一八 次官会議決定

今後各官庁における文書および新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。ただし、法令については当分の間、従来のとおりとすること。

第四 事務處理要領編

第四 事務処理要領編

一 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

(原文横書き)

内閣閣甲第四三号属
昭和三六年七月一四日
内閣官房長官

標記が昭和三六年七月一日の閣議で別紙(1)のとおり申し合わせになりましたが、これに関する諸般の手続きは、別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」によることとしたので、これが実行方につき、貴省(庁)各部局に周知徹底するようお願いいたします。

なお、「法律案の法制局審査及び国会提出について(昭和三二年九月五日事務次官等会議申合せ)」は、上記閣議申合せにより自然消滅したものととして取扱うことといたします。

(別紙1)

予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

昭和三六年七月一日
閣議申合せ
内閣官房

行政の円滑な執行を期し、一方国会の正常な運営に資するため、翌年度予算の概算は、必ず前年度の一二月中に閣議決定するようその編成作業を進めるとともに、予算及び政府提出法律案を早期に国会に提出でき

るよう諸般の手続きを進めること。

(別紙2)

国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて

「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について(昭和三六年七月一日閣議申合せ)」の趣旨に基づき、国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて、各省庁は、下記により諸般の手続きを進めることとする。

記

- 1 毎会計年度の予算は、おそくも前年度一二月中にその概算につき閣議の決定を経ることとし、そのときまでに、各省庁は、大蔵省主計局及び他の関係省庁との間において、その内容の細目を、予算関係法律案(予算を伴う法律案をいう。)について法制局の下審査を受ける案をすみやかに確定することができるように、できるかぎり具体的に確定しておくこと。
- 2 前号の実行の確保に資するため、各省庁は、翌年度の歳入歳出等に関する見積書類(以下「概算要求書」という。)の大蔵省への送付について、予算決算及び会計令第八条の期限(八月三十一日)を厳守し、期限後の概算要求の追加は、原則として行なわないこととする。
- 3 各省庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び要旨を九月二〇日までに内閣官房に提出すること。
- 4 予算関係法律案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後次のとおりとすること。

イ 法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるものについては三週間以内。

ロ その他のものについては四週間以内。

ただし、上記各号の期限によりがたい特別の必要がある場合には、同号の期限前に、その事情を具し(法律案中確定しがたい部分があることが遅延の理由である場合には、その部分を示して)、かつ、閣議決定の予定日を明示して、遅延につき、閣議の了承を得ること。

5 法律案の作成が円滑に行なわれるようにするため、各省庁は、次の手続きを確実に履行すること。

イ 各省庁は、大蔵省に概算要求書を送付する際には、同時に、概算要求書に組み入れられた事項に關係のある法律案の要綱(内容が簡単なものは法律案とする。以下この号において同じ。)を提出すること。この法律案の要綱は、できるだけ詳細なものとし、かつ、他の関係省庁と協議を経たものでなければならぬこと。

ロ 各省庁は、イの法律案の要綱を大蔵省に提出したときは、同時に内閣官房及び内閣法制局にもこれを提出すること。

ハ 各省庁は、4のイの法律案に該当することになると考えられる法律案については、歳入歳出予算等の概算についての閣議決定があつたときは、すみやかに内閣法制局に提出してその下審査を受けることができるよう、大蔵省との予算折衝と並行して、その作成をとり進めておくこと。

6 予算関係法律案以外の政府提出法律案は、一〇月中に内閣法制局の下審査を開始することができるようにすること。

- 7 以上各号のほか、政府提出法律案については、次の方針によること。
 - イ 補助金の交付その他法律の規定によることを要しない事項については、特に相当と認められる場合を除き、立法措置を講じないこと。
 - ロ その趣旨、内容において密接な関連性がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情によりこれを統合することが適当であるものは、これを統合すること。

二 概算要求に組み入れた事項に係る法律案及び政令案の要綱作成要領（財務省主計局）

（原文横書き）

- 1 概算要求に組み入れた事項に係る法律案及び政令案の要綱（閣議請議時財務省に協議を要するもの。以下「予算関係法律案等要綱」という。）の作成は、記載例を参照すること。
- 2 予算関係法律案等要綱の内容は、できるだけ具体的、かつ、詳細に記載すること。
- 3 予算関係法律案等要綱の内容と概算要求との関係は、記載例どおり、事項別に経費及び金額を明らかにすること。
- 4 関係各省との調整を要するものは、関係各省（各局）名を具体的に記載し、当該各省との間において問題点となると予定されるものを具体的に示すほか、調整の進捗状況を記載すること。
- 5 予算関係法律案等要綱は、それぞれについて主任担当事務官名及び電話番号を記載すること。
- 6 1から5までに掲げるもののほか、特別会計の統合等を予定している場合については、当該法案について別途本調書をもつて作成すること。
- 7 主計局へはそれぞれ二部（法規課七部、各予算係四部、補助金係一部）を提出すること。

〇〇合理化臨時措置法（の一部を改正する法律）案要綱

〇〇省（〇〇局〇〇課）

事項	説明				
1. 制定（改正）の必要性及び趣旨	一、法律の目的 この法律は.....ことを目的とする。				
2. 法律案の内容	二、 イ..... ロ..... ハ..... A..... B..... 三、 イ..... ロ..... ハ..... (注) 適当な参考資料を添付されたい。				
3. 法律案の内容と概算要求との関係	区分	前年度当初 予算額	〇〇年度 要求額	対前年度 増減額	備考
	2の三イ 関係調査費	千円 30,000	千円 25,000	千円 △5,000	(内法律改正に伴う分) 300,000千円
	2の三ロ 関係補償費	5,000	6,000	1,000	
	2の三八 関係補助金	0	300,000	300,000	
4. 審議調整状況	(注) 概算要求書のうち、当該要求に係る部分等、その積算の資料を添付されたい。				
	一、関係各省との調整 イ 〇〇省（〇〇局）との調整を要する事項及びその内容 ロ 〇〇省（〇〇局）との調整を要する事項及びその内容 二、内閣法制局において特に法律上問題と認められる事項 三、〇〇省〇〇局議決定 年 月 日 四、〇〇省省議決定 年 月 日 (参考) 担当主任事務官 局〇〇課〇〇事務官 直通 () 内線 ()				

三 予算関係法律案の区別等について

(原文横書き)

内閣閣甲第八三号
昭和三六年二月一六日
内閣官房長官

昭和三六年七月一四日内閣閣甲第四三号属で通知した「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について」の別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の予算関係法律案の区別等については、別紙のとおり取扱いとし、貴省庁の今国会提出法律案をこれに基づいて整理するようお願いいたします。

なお、法律案の件数の削減等については、その取扱いを決定次第通知いたします。おつて、本件は、法制局等とは協議すみのものである。

(別紙)

予算関係法律案の区別等について

- 1 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて(昭和三六年七月一四日内閣閣甲第四三号属)(以下「取扱要領」という。)」4のイ「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」(※印)には、それが制定されなければ予算又は予算参照書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、次のような法律案を含むものとする。ただし、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除く。

(1) 予算及び予算参照書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定することをそ

の内容とするもの

(例) 国家公務員の定員を増加するもの

(2) 財政支出を直接にその内容とするもの

(例) (イ) 国の負担金について規定するもの

(ロ) 既存の法律で定めている補助率を改めるもの

(3) その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの

(例) (イ) 国家公務員の給与ベースを改定するもの

(ロ) 税率を改定するもの

(4) 予算又は予算参照書に明示されている行政機構の変動を実現するためのもの

2 取扱要領4のロの法律案(△印)は、1のただし書の法律案その他のものとし、たとえば、次のようなものとする。

(例) (イ) 定員の範囲内で新たに局次長等の職を設置するもの

(ロ) 審議会の委員の定員を増加するもの

(イ) 予算参照書に明示されていない審議会等を設置するもの

3 性質的には※印又は△印に属する法律案であっても、その施行が当該予算に係る年度の経過後となるものについては、※印又は△印でないものとして取り扱う。

4 事務費の増加の理由が特定の新法律の施行に伴うものであつても、予算又は予算参照書においてその旨が明示されていないときは、その新法律案は、事務費の増加ということのみによつて、※印にも△印にも

該当しないものとする。

四 内閣提出法律案の整理について

(原文横書き)

(三八・九・一三)
閣議決定)

- 1 法律の規定によることを要する事項をその内容に含まない法律案は、提出しないこと。
- 2 現に法律の規定により法律事項とされているもののうち、国民の権利義務に直接的な関係がなく、その意味で本来の法律事項でないものについては、法律の規定によらないで規定しうるように措置すること。とくに、国家行政組織法については、諮問的または調査的な審議会や部の設置は政令で定めることとし、また、行政機関に置くべき国家公務員の総数は法律で規定し、その各省庁への配付は政令で規定することとする等の改正を早急に検討すること。

- 3 単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこととし、現存のこの種の規定については、廃止の措置を漸次進めるものとする。これに伴い、長期的な計画または視野に基づく補助については、政府の重要施策としてとくにこれを公にする必要がある等特別の事由のあるものは当該補助要綱を閣議で決定することとし、その他のものは、主務省庁と大蔵省(主計局)との間で協議の上、長期的な計画または視野に基づく補助であることを当該補助要綱に記載できるものとする。

- 4 その趣旨、内容において密接な関連がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情により統合することが適当なものは、統合して提出すること。

- 5 4に関連し、行政組織に関する法律案は、少なくとも各府省別に一括するものとする。(審議会の

設置につき法律を要する間においては、単独の設置法案によらず、各府省設置法の改正によるものとする。)

- 6 1、3または5によることができない特別の事情があるときは、各省庁は、その法律案の提出につき、理由を具してあらかじめ内閣官房長官に説明し、閣議の事前了承を経るものとする。

- 7 許認可事務の整理その他行政の簡素化に対する国民一般の要請にこたえるため、当面内閣提出法律案の件数整理を図るとともに、長期的に現行法令の整理を検討し、推進すること。

五 「内閣提出法律案の整理について」(昭和三八年九月一三日閣議決定) 3の適用について

標記の閣議決定3に述べられている「単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこと」の適用については、当面、次によるものとする。

- 1 「単純に補助金の交付を目的とする規定」とは、「単に助成的、奨励的な趣旨で補助金を交付すること」を内容とする規定をいい、当該補助金の交付の対照となる事務又は事業について、これを遂行し、達成する責任の一半を実質的に分担する(すなわち分任する)趣旨で、補助金を交付することを内容とする規定は、これに該当しない。

- 2 右のような閣議決定3に該当しない補助金について新たに立法しようとする場合においては、国の分任の趣旨を明らかにするとともに、法律規範として意義のあるものとするため、「補助する」又は「補助するものとする」と規定することを原則とし、このような国の分任の思想を規定上明らかにすることができず、その時時の財政状況によりできるだけ財政資金を支出する趣旨にとどまる補助金については、予算補

助にまかせて法律に規定しないものとする。

- 3 閣議決定3に該当しない補助金について規定の新設又は改正をする場合において、同一の法律の他の規定又は改正しようとする従前の規定に「補助することができ」とあり、かつ、これらの既存の規定について国の分任の趣旨を明らかにするのでないと、今回の新設の規定の趣旨との間に権衡を失し、又は改正に係る補助金の本旨を的確に表現し得ず、右閣議決定により立法しないこととされている助成的補助金とまぎらわしいこととなるときは、2によるほか、当該既存の規定の文言を「補助する」又は「補助するものとする」と改めるものとする。ただし、これにより難い特別の事情があると認められるときは、別途協議して措置するものとする。

(昭三九・一・一三)

六 法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

(原文横書き)

法律案及び政令案の要綱等の記載要領について

内閣閣第一九九号
昭和四七年九月八日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

標記について審査事務の合理化を図るため、別紙要領で進められるようお取り計らい願います。
なお、このことについては内閣法制局とも連絡済みであります。

別紙

法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

1 法律案（又は政令案）要綱について

法律案又は政令案の閣議請議において添付される法律案（又は政令案）要綱については、従来、その要綱を見る限り、法律案（又は政令案）本文のいずれの条項に該当するものであるか判別しがたい場合もあつたので、今後は要綱の各号ごとに、末尾にかつこ書きで法律案（又は政令案）の第何条関係のものであるかを明示するものとする。（別紙参考を参照のこと）

2 参照条文について

法律の施行期日とその公布の日から一定の期間の範囲内で定めることとされている場合における当該法律の施行期日を定める政令案の閣議請議に際しては、その起算日を明確にするため、添付資料である参照条文において法律の題名に下記のとおり公布の月日まで記入するものとする。

記

(旧) ……に関する法律 (昭和 年 法律第 号) 抄

(新) ……に関する法律 (昭和 年 月 日法律第 号) 抄

(参考)

法律又は政令の閣議請議に添付する要綱に付記すべき具体例

- 一 要綱は二以上の事項を掲げる場合、それぞれの事項の末尾にかつこ書きで、法律案（又は政令案）の第何条関係であることを明示すること。
- 二 簡単な内容の法律（又は政令）で要綱が一事項に限られているもの（例えば、法律の施行期日を定める政令等）については、上記表示は必要としないこと。
- 三 要綱の項目に「その他所要の改正を行なうこと。」又は「その他関係規定の整備を行なうこと。」などと記されている場合があるが、このようなときには同じく条文表示は必要としないこと。

第四 事務処理要領編

一三四

- 四 要綱の一事項に係属して（ ）内の本文関係条文が多数に及ぶ場合には、「第〇条～第〇条」等の簡略な記入をすること。
- 五 要綱が一項だけにまとめる場合でも、実際には、「……すること。……すること。」などのように改正点を二以上含んでいることがある。このような場合には、「……すること。……ことにそれぞれかつ書きで法律案（又は政令案）の第何条関係であるかを明示すること。
- 六 同時に二以上の法律（又は政令）の一部改正を行なう場合で、例えば「……に關する法律（又は政令）等の一部を改正する法律（又は政令）」等の形式で請議する際には、それぞれ個別の法律（又は政令）名を表示して要綱を列記すること。
- 七 以上のように法律案（又は政令案）と要綱とを関連づけて、要綱を判かり易くするのが今回の趣旨であるので、かつ書きを入れることによつて、かえつて要綱が判かりにくくなるようなことは避けること。

具体例

日本鉄道建設公団法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が地方鉄道の鉄道施設等の建設又は大改良を行なうことが出来る大都市圏に係る大都市は、東京都、大阪市及び名古屋市とすること。（第〇〇条関係）
- 第二 公団が行なう大改良とは、本線路が複線である地方鉄道又は軌道を本線路が四線である地方鉄道又は軌道とするための改良とすること。（第〇〇条関係）
- 第三 地方鉄道の鉄道施設等の譲渡又は引渡しは、工事実施計画において建設又は大改良を行なうことが定められた区間ごとに行なうものとする。ただし、当該区間の一部については運輸大臣が営業を開

始することが適当であると認めて指定したときは、公団は、当該区間の一部に係る鉄道施設等を譲渡し、又は引き渡すものとする。（第〇〇条関係）

第四 地方鉄道の鉄道施設等の譲渡価額又は引渡価額は、建設費又は大改良費のうち公団が負担した額とすること。（第〇〇条関係）

- 第五 地方鉄道の鉄道施設等を譲渡し、又は引き渡す場合における対価は、運輸大臣が指定する期間を支払期間とする割賦支払の方法により支払うべきものとし、その支払額は、次に掲げる額の合計額とすること。（第〇〇条関係）
 - 一 当該鉄道施設等の譲渡価額又は引渡価額を元本とする元利均等半年賦支払の方法による元利支払額
 - 二 当該運輸大臣が指定する期間内の当該鉄道施設等に係る鉄道建設債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに管理費の合計額

第六 その他所要の改正を行なうこと。

建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

管工事の施工技術の向上を図るため、管工事施工管理に関する技術検定を行なうもの（第〇〇条関係）とし、これに必要な規定を整備するものとする。

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う特殊法人登記令等の一部を改正する政令案要綱

一 特殊法人登記令の一部改正

軽自動車検査協会の登記については、特殊法人登記令の規定によることとする。（第〇〇条関係）

第四 事務処理要領編

二 運輸省組織令の一部改正

軽自動車検査協会に関する事務は、自動車局整備部車両課において行なうこととする。(第〇〇条関係)

三 国家公務員等退職手当法施行令の一部改正

退職して軽自動車検査協会の職員となり、再び復帰して国家公務員となつた者が退職する場合の退職手当の算定の特例を定めることとする。(第〇〇条関係)

四 国家公務員共済組合法施行令の一部改正

再び復帰して国家公務員となる予定で、退職して軽自動車検査協会の職員となる国家公務員に対する当該退職に係る長期給付について特例を定めることとする。(第〇〇条関係)

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

郵政省設置法の一部を改正する法律 (昭和四十七年法律第九十二号) の施行期日を昭和四十七年七月一日とする。

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○郵政省設置法の一部を改正する法律 (昭和四十七年六月二十三日法律第九十二号)

郵政省設置法 (昭和二十三年法律第二百四十四号) の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

地方郵政監察局は東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置き、地方郵政局は東京都に二局を、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、

広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置く。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 事務次官等会議に提出する法律案及び政令案に添付する新旧対照の記載方法について

(原文横書き)

内閣閣第二五九号
昭和四十七年一月七日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

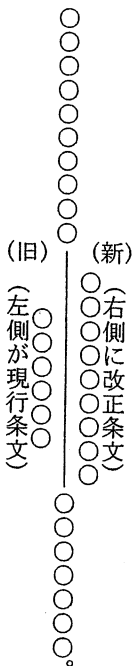
標記については、従来各省庁ごとに、上欄、下欄が逆の場合など記載方法がまちまちであるため、これを別紙例のとおり統一いたしたいので、協力方お取り計らい願います。

(別紙)

例(1) ○○○○法 (政令) 案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

(上欄は改正条文)	改	(下欄は現行条文)
	正 案	
	現	行

例(2) 簡単な改正の場合などで、新旧対照を上欄・下欄に分けずに改正点のみを表示するものもあるが、これについては従来どおり左記方法とする。



八 法律の施行期日を定める政令案に対する参考資料の添付について

(原文横書き)

内閣閣第一八三号
昭和四八年九月二七日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

今後、法律の施行期日を定める政令案を事務次官等会議及び閣議に付議する場合には、当該法律の要綱を添付するようお取り計らい願います。

なお、政令案が法律の一部の施行期日を定めるものである場合には、添付する要綱のうち、当該施行に係る部分に傍線を引き、「(今回施行期日を定める分)」と注記されたい。

九 法律案、政令案及び条約案閣議決定書類の処理方法の変更について

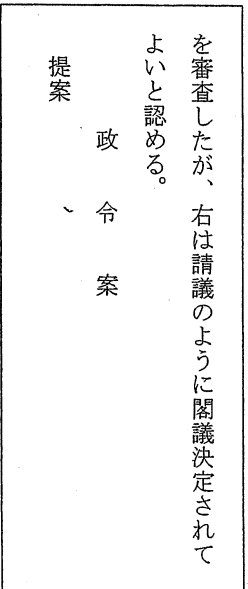
当局から内閣官房に回付する標記書類の処理について、昭和四十九年一月一日以後最初の閣議に提案するものから、左記のとおり変更することとする。

記

一 作成を廃止することとするもの

- 1 法律案閣議決定関係書類のうち国会提出文に係るいわゆる青紙
 - 2 政令案閣議決定関係書類のうち公布文に係る部分
 - 3 条約承認案件閣議決定書類のうち国会提出文に係るいわゆる青紙
- 二 処理方法を変更することとするもの

- 1 政令案閣議決定書類において公布文を記載しないこととするに伴い(右一②)、同書類のいわゆる青紙の書式の一部を次のように改める。



- 2 政令案及び条約公布案件に係る署名大臣の指定については、附せんにより処理することを改め、法律案の場合と同様、いわゆる署名用紙(赤わくのもの)を用いることとする。

これに伴い、いわゆる署名用紙は、法律案、政令案及び条約公布案件のいずれにも共用することとし、同用紙の書式を次のように改める。

この署名大臣は、次のとおりとすること。

(注) 用紙は、半切とする。

〈備考〉

(昭四八・二二・二七)

閣議関係文書のA判化等について

(原文横書き)

事務連絡
平成五年一月二十五日
長官総務室第一課

標記について、別添(一)により平成六年一月一日から実施されることとなりました。これに伴い、当局における閣議決定関係書類(いわゆる青紙及び赤紙)の様式及びその事務等については、同日以後の閣議に提案するものから、次のように実施することとなりましたので、御留意ください。

- 一 いわゆる青紙及び赤紙の様式及びその起案事務等は、別添(二)の「法律案、政令案及び条約案等閣議決定関係書類の様式及び起案例」の例による。
- 二 一の事務における法律案等の題名等の浄書は、従来のタイプ及び毛筆に加えワープロによる浄書を採用する。
- 三 当局における職権修正の附せん事務は、従来のタイプ及び毛筆に加えワープロによる浄書を採用する。

[別添(一)]

- 一 閣議請議文書の用紙規格は、A四判とする。
- 二 閣議請議文書の形式及び用紙について
 - 1 閣議請議書及びその別紙について
 - (一) ワープロによる浄書を認めることとし、この場合は原則一四ポイント文字で別添の法令案浄書用紙(略)(両面使用)を用いることとするほか、次のとおりとする。
 - (1) 閣議請議書 横書きとする。
 - (2) 閣議請議書の別紙 横書きとする。
 - ア 閣議決定等の本体 原則横書きとする。ただし、従来縦書きであったもの(質問主意書に対する答弁書等)は、従来どおり。
 - イ 法律案及び政令 縦書きで、その書式は一行四八字、一ページ一三行詰めとする。
 - (二) タイプによる浄書の場合は、原則四号活字で、従来使用していた用紙(日本国政府の青梓薄紙)と同じ紙質でA三判の用紙を用いること。この場合には、原本と副本は同一タイプのものですること。形式は、アに同じとする。
 - (三) 法律案の閣議請議については、法律案及び理由の部分に限り、従来どおり「穴なし」を用いることを認める。この場合の形式についても、アの例による。
 - (四) なお、ワープロによる浄書及びタイプによる浄書は、明瞭で永久保存に耐えるものとし、閣議請議書の正本及び副本については、相互の同一性を確保することに留意すること。

- 2 法律案等の参考資料等について
法律案及び政令に添付する要綱、新旧対照表及び参照条文の書式については、従前の例によるが、用紙規格はA四判とする。
- 三 年次報告その他の白書類について
形式、用紙規格等は従前の例による。ただし、現在B判のものは早期にA判化への移行に努めることとする。
- 四 閣議及び事務次官等会議の席上配布資料について
原則として、A四判とする。
- 五 大臣発言要旨について
A四判とし、形式は従前の例による。
- 六 以上一～五を原則とするが、個々の案件において問題が生じた場合には、内閣参事官室と事前に協議することとする。
- 七 閣議請議書の提出部数は、次のとおりとする。
 - 1 法律案、政令及び答弁書 正本一部、副本四部
 - 2 上記以外の案件 正本一部、副本二部
- 八 閣議及び事務次官等会議の資料の提出部数は、次のとおりとする。

(閣議及び事務次官等会議の資料の提出部数)

提出部数	75	一般案件		100	100	75
		法律案及び政令 5点	質問主意書 に対する答 弁書 3点			
提出部数	75	40	35	100	100	75

※図例に提出することを要するものについては、別途内閣参事官室の指示する所収の部数を提出すること。

〔注〕 この別添(一)の内容は、平成五年一月一二日付け内閣参総第二四九号をもって内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官から内閣法制局総務主幹宛てに送付のあった「閣議関係文書のA判化等について」に添付された別紙と同じ内容である。

〔別添(一)〕

〔注〕 中央省庁再編(平一三・一・六)、常用漢字表の改定(平二二・一一・三〇)等に伴い、大臣名等について必要な読替え等を行った。

○法律案、政令案及び条約案等閣議決定関係書類の様式及び起案例

- (1) 法律案閣議請議関係
(赤紙・青紙の記載要領)
- (2) 法律案起案提出関係
1 「提案附箋のとおり」の部分は、修正がない場合には、「提案のとおり」とする。
- (3) 法律案修正閣議請議関係

第四 事務処理要領編

- (4) 公布奏上案関係
- (5) 政令案閣議請議関係
- (6) 政令案起草提出関係
- (7) 政令案修正閣議請議関係
- (8) 条約署名案件関係
- (9) 条約承認案件関係
- (10) 条約公布案件関係
- (11) 参議院の緊急集会に提出する法律案関係
 - イ 閣議請議関係
 - ロ 起草提出関係
- (12) 衆議院の同意を求めるの件関係
 - イ 閣議請議関係
 - ロ 起草提出関係
- (13) 署名用紙関係

- 2 共同請議の場合の請議大臣記載例は、次のとおりとする。
 - 財務厚生労働両大臣請議
 - 総務農林水産国土交通三大臣請議
 - 内閣総理大臣及び法務大臣請議
 - 内閣総理大臣及び文部科学厚生労働両大臣請議
 - 内閣総理大臣及び総務財務経済産業環境四大臣請議
 - 内閣総理大臣及び各省大臣請議
- 3 1及び2については、起草提出、公布奏上及び条約関係の書式を除いて同じである。

(1) 法律案閣議請議関係

(青紙)

第号	閣議決定	平成	年	月	日
平成	年	月	日	内閣官房長官	内閣総務官
内閣総理大臣			内閣官房副長官	内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙○○大臣請議	○○○○○法の	一部を改正する法律案			

(赤紙)

受付	平成	年	月	日	第	号
決裁	平成	年	月	日	第	号
進達	平成	年	月	日	第	号
内閣受付	平成	年	月	日	第	号
閣議	平成	年	月	日	第	号
署名大臣	平成	年	月	日	法律第	号
公布	平成	年	月	日	法律第	号

長官 次長 第部長 参事官 事務官
総務主幹

別紙○○大臣請議 ○○○○○法の
一部を改正する法律案

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案のとおりの欄

内閣法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案のとおりの欄

内閣法制局

(2) 法律案起案提出関係

(青紙)

第 号	平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣総務官
		内閣官房副長官	
		内閣法制局長官	
内閣総理大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙○○○○○に関する法律案		國務大臣	國務大臣

閣議決定 平成 年 月 日

を起案提出する。
法律案
提案のとおりに

内閣法制局

(3) 法律案修正閣議請議関係

(青紙)

第 号	平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣総務官
		内閣官房副長官	
		内閣法制局長官	
内閣総理大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙○○○大臣請議 ○○○○法の一部を改正する法律案中修正の件		國務大臣	國務大臣

閣議決定 平成 年 月 日

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。
修正案
提案附箋のとおりに

内閣法制局

(赤紙)

受付	平成 年 月 日	内閣受付	第 号	公 布	平成 年 月 日
決裁	平成 年 月 日	閣 議	平成 年 月 日	署名大臣	法律第 号
進達	平成 年 月 日				
長 官	次 長	第 部長	参事官	事務官	
國務主幹					
別紙○○○大臣請議 ○○○○法の一部を改正する法律案中修正の件					

内閣法制局

を起案提出する。
法律案
提案のとおりに

内閣法制局

(赤紙)

受付	平成 年 月 日	内閣受付	第 号	公 布	平成 年 月 日
決裁	平成 年 月 日	閣 議	平成 年 月 日	署名大臣	法律第 号
進達	平成 年 月 日				
長 官	次 長	第 部長	参事官	事務官	
國務主幹					
別紙○○○大臣請議 ○○○○法の一部を改正する法律案中修正の件					

内閣法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。
修正案
提案附箋のとおりに

内閣法制局

第四 事務処理要領編
(4) 公布奏上案関係

(青紙)

別紙○○○○○法の一部を改正する法律

の公布を奏上する件は、了承いたしました。

平成 年 月 日

内閣法制局長官

内閣法制局

(5) 政令案閣議請議関係

(青紙)

第号 閣議決定 平成 年 月 日 御下付 平成 年 月 日 公布 平成 年 月 日

平成 年 月 日

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総務官

内閣総理大臣

内閣法制局長官

國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣

別紙○○大臣請議 ○○○○法施行令の一部を改正する政令案

内閣法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。

政令案

提案附箋のとおり

内閣法制局

(赤紙)

受付 平成 年 月 日 第 号

決裁 平成 年 月 日

進達 平成 年 月 日

内閣受付 第 号

閣議 平成 年 月 日

署名大臣

公布 平成 年 月 日 法律第 号

長官 次長 第部長 参事官 事務官

総務主幹

別紙○○○○○法の一部を改正する法律

内閣法制局長官

内閣法制局

の公布を奏上する件は、了承いたしました。

平成 年 月 日

内閣法制局長官

内閣法制局

(赤紙)

受付 平成 年 月 日 第 号

決裁 平成 年 月 日

進達 平成 年 月 日

内閣受付 第 号

閣議 平成 年 月 日

署名大臣

公布 平成 年 月 日 政令第 号

長官 次長 第部長 参事官 事務官

総務主幹

別紙○○大臣請議 ○○○○法施行令の一部を改正する政令案

内閣法制局長官

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。

政令案

提案附箋のとおり

内閣法制局長官

第四 事務処理要領編

(6) 政令案起案提出関係

(青紙)

第号	閣議決定	平成年月日	御下付	平成年月日	公布	平成年月日
平成	年	月	日	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣総務官
内閣総理大臣			内閣法制局長官			
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙〇〇〇〇〇〇に関する法律の施行期日を定める政令案						

内閣法制局

を起案提出する。
政令案
提案のとおりに

内閣法制局

(赤紙)

受付	平成	年	月	日	第	号	
決裁	平成	年	月	日	第	号	
進達	平成	年	月	日	第	号	
閣議	平成	年	月	日	第	号	
署名大臣	署名大臣	政令第	号	平成	年	月	日

長官 次長 第部長 参事官 事務官

別紙〇〇〇〇〇〇に関する法律の施行期日を定める政令案

内閣法制局

を起案提出する。
政令案
提案のとおりに

内閣法制局

(7) 政令案修正閣議請議関係

(青紙)

第号	閣議決定	平成	年	月	日
平成	年	月	日	内閣官房長官	内閣総務官
内閣総理大臣			内閣法制局長官		
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙〇〇〇〇〇〇令の一部を改正する等の政令案中修正の件					

内閣法制局

(赤紙)

受付	平成	年	月	日	第	号	
決裁	平成	年	月	日	第	号	
進達	平成	年	月	日	第	号	
閣議	平成	年	月	日	第	号	
署名大臣	署名大臣	政令第	号	平成	年	月	日

長官 次長 第部長 参事官 事務官

別紙〇〇〇〇〇〇令の一部を改正する等の政令案中修正の件

内閣法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。
修正案
提案のとおりに

内閣法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。
修正案
提案のとおりに

内閣法制局

第四 事務処理要領編

(8) 条約署名案件関係

(青紙)

第 号		開議決定	平成 年 月 日
平成 年 月 日	内閣官房長官 内閣官房副長官	内閣総務官	
内閣総理大臣		内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の署名に 関する閣議請議について			

内閣法制局

(青紙)

第 号		開議決定	平成 年 月 日
平成 年 月 日	内閣官房長官 内閣官房副長官	内閣総務官	
内閣総理大臣		内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の署名に 関する閣議請議について			

内閣法制局

(9) 条約承認案件関係

(青紙)

第 号		開議決定	平成 年 月 日
平成 年 月 日	内閣官房長官 内閣官房副長官	内閣総務官	
内閣総理大臣		内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の締結に ついて国会の承認を求めるの件に関する閣議請議について			

内閣法制局

(青紙)

第 号		開議決定	平成 年 月 日
平成 年 月 日	内閣官房長官 内閣官房副長官	内閣総務官	
内閣総理大臣		内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の締結に ついて国会の承認を求めるの件に関する閣議請議について			

内閣法制局

(赤紙)

平成 年 月 日	第 号	内閣受付	第 号	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	内閣受付	第 号	
進達	平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	
長官 次長 第 部長 参事官 事務官 総務主幹				
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の署名に 関する閣議請議について				

内閣法制局

(赤紙)

平成 年 月 日	第 号	内閣受付	第 号	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	内閣受付	第 号	
進達	平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	
長官 次長 第 部長 参事官 事務官 総務主幹				
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の署名に 関する閣議請議について				

内閣法制局

(赤紙)

平成 年 月 日	第 号	内閣受付	第 号	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	内閣受付	第 号	
進達	平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	
長官 次長 第 部長 参事官 事務官 総務主幹				
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の締結に ついて国会の承認を求めるの件に関する閣議請議について				

内閣法制局

(赤紙)

平成 年 月 日	第 号	内閣受付	第 号	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	内閣受付	第 号	
進達	平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	
長官 次長 第 部長 参事官 事務官 総務主幹				
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定の締結に ついて国会の承認を求めるの件に関する閣議請議について				

内閣法制局

第四 事務処理要領編

(10) 条約公布案件関係

(青紙)

別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○とS間の協定	
の公布の件は、差し支えないものと認める。	
平成 年 月 日	内閣法制局長官
内閣法制局	

(11) 参議院の緊急集会に提出する法律案関係

イ 閣議請議関係

(青紙)

第 号	閣議決定	平成 年 月 日
平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣総務官
	内閣官房副長官	
内閣総理大臣	内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙○○大臣請議 ○○○○○法の一部を改正する法律案		
内閣法制局		

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、参議院の緊急集会に提出されてよいと認める。	
法律案	
提案附箋のとおり	
内閣法制局	

(赤紙)

受付	平成 年 月 日	第 号	内閣受付	平成 年 月 日	第 号	公布	平成 年 月 日
決裁	平成 年 月 日		閣議	平成 年 月 日		署名大臣	条約第 号
進達	平成 年 月 日						
長官	次長	第部長	参事官	事務官			
別紙外務大臣請議 ○○○○○○に関する日本国と○○○○との間の協定							
内閣法制局長官							

の公布の件は、差し支えないものと認める。	
平成 年 月 日	内閣法制局長官
内閣法制局	

(赤紙)

受付	平成 年 月 日	第 号	内閣受付	平成 年 月 日	第 号	公布	平成 年 月 日
決裁	平成 年 月 日		閣議	平成 年 月 日		署名大臣	法律第 号
進達	平成 年 月 日						
長官	次長	第部長	参事官	事務官			
別紙○○大臣請議 ○○○○○法の一部を改正する法律案							
内閣法制局長官							

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、参議院の緊急集会に提出されてよいと認める。	
法律案	
提案附箋のとおり	
内閣法制局	

第四 事務処理要領編
 □ 起案提出関係

(青紙)

第 号	平成 年 月 日	内閣官房長官 内閣官房副長官	内閣総務官
		内閣総理大臣	内閣法制局長官
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣			
別紙○○○○○のための法律案 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣			

閣議決定 平成 年 月 日

内閣法制局

を起案提出する。
 法律案
 提案のとおりに
 内閣法制局

(12) 衆議院の同意を求める件関係
 イ 閣議請議関係

(青紙)

第 号	平成 年 月 日	内閣官房長官 内閣官房副長官	内閣総務官
		内閣総理大臣	内閣法制局長官
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣			
別紙○○○大臣請議 ○○○○法の一部を改正する法律(平成○○○年法律第○○○号)について日本国憲法第五十四條第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件			

閣議決定 平成 年 月 日

内閣法制局

同意を求めるの件
 を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、衆議院に提出されてよいと認める。
 提出案
 提案附箋のとおりに
 内閣法制局

(赤紙)

受付	平成 年 月 日	第 号	内閣受付	第 号	衆議院	平成 年 月 日
決裁	平成 年 月 日	第 号	閣議	平成 年 月 日	同意	平成 年 月 日
進達	平成 年 月 日	第 号	閣議	平成 年 月 日	署名大臣	法律第 号
		長官 次長	第 部長 総務主幹	参事官		事務官
別紙○○○○○のための法律案						

内閣法制局

を起案提出する。
 法律案
 提案のとおりに
 内閣法制局

(赤紙)

受付	平成 年 月 日	第 号	内閣受付	第 号	衆議院	平成 年 月 日
決裁	平成 年 月 日	第 号	閣議	平成 年 月 日	同意	平成 年 月 日
進達	平成 年 月 日	第 号	閣議	平成 年 月 日	署名大臣	法律第 号
		長官 次長	第 部長 総務主幹	参事官		事務官
別紙○○○大臣請議 ○○○○法の一部を改正する法律(平成○○○年法律第○○○号)について日本国憲法第五十四條第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件						

内閣法制局

同意を求めるの件
 を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、衆議院に提出されてよいと認める。
 提出案
 提案附箋のとおりに
 内閣法制局

第四 事務処理要領編

□ 起案提出関係

(青紙)

第 号	議 決 定	平成 年 月 日
平成 年 月 日	内 閣 官 房 長 官	内 閣 官 房 副 長 官
内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官
内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官
内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官
内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官
内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官
内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官
内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官	内 閣 官 房 副 長 官

別紙○○○○○のため法律(平成○○○○年法律第○○○○号)について日本国憲法第五十四条第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件

を起案提出する。

提出案

内閣法制局

(赤紙)

受付	平成 年 月 日	第 号
決議	平成 年 月 日	第 号
進達	平成 年 月 日	第 号
衆議院 同意	平成 年 月 日	

内閣受付	平成 年 月 日
------	----------

長 官 次 長 第 部 長 参 事 官 事 務 官 総 務 主 幹

別紙○○○○○のため法律(平成○○○○年法律第○○○○号)について日本国憲法第五十四条第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件

を起案提出する。

提出案

内閣法制局

(13) 署名用紙関係

この〇〇の署名大臣は、次のとおりとすること。

内閣法制局

- (注) 署名大臣の記載例は、次のとおり。
- 1 総務大臣
農林水産大臣
内閣総理大臣
 - 2 外務大臣
内閣総理大臣
 - 3 内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣総理大臣
 - 4 内閣総理大臣
各省大臣

- (署名用紙使用要領)
- 1 署名用紙中、「〇〇」の部分は、「法律」、「政令」又は「条約」のいずれかを記入する。
 - 2 署名用紙は、次の(1) (2) (5) (6) (7)及び(8)の場合に添付し、(3)及び(4)の条約関係並びに(1)の衆議院の同意を求める関係の場合には、添付しない。
- (1) 法律案閣議請願
 - (2) 法律案起草提出
 - (3) 政令案閣議請願
 - (4) 政令案起草提出
 - (5) 政令案閣議請願
 - (6) 政令案起草提出
 - (7) 条約公布案件
 - (8) 参議院の緊急集会に提出する法律案
- イ 閣議請願
- ロ 起案提出
- 3 署名用紙は、(3)の法律案修正閣議請願関係及び(7)の政令案修正閣議請願関係の場合には、当初の提案の際の署名大臣を添付する必要があるときに限り添付する。
 - 4 署名用紙は、(4)の議員提出の法律案についての公布奏上の場合、及び内閣提出法律案が国会で修正可決されたことに伴う公布奏上の場合で当初提案の際の署名大臣を添付する必要があるときに添付する。

一〇 公文書の左横書きについて

標記のことについては、行政管理庁行政管理局長から各省庁文書課長等に対し、その拡大実施につき要請がされた経緯にもかんがみ、昭和四十八年一月以降、次により実施することとする。

- 一 起案用紙の記載を含め左横書きとするもの
外部に発送する公文書（たとえば人事関係文書等）
- 二 起案用紙の記載のみについて左横書きとするもの
 - 1 法制意見関係
 - 2 国会関係の想定問答及び質問主意書・答弁書
 - 3 参与会関係の議題及び議事概要
- 三 従来どおり縦書きとするもの

閣議請議関係

四 右によりがたいものは、当該公文書の作成者において総務主幹と協議するものとする。

（昭四七・二二・三三）

一一 内閣法制局行政文書管理規則

（原文横書き）

内閣法制局訓令第一号

内閣法制局行政文書管理規則を次のように定める。

平成二十三年四月一日

内閣法制局長官 梶 田 信一郎

内閣法制局行政文書管理規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 管理体制（第三条―第七条）
- 第三章 作成（第八条―第十条）
- 第四章 整理（第十一条―第十三条）
- 第五章 保存（第十四条―第十六条）
- 第六章 行政文書ファイル管理簿（第十七条・第十八条）
- 第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第十九条―第二十一条）
- 第八章 点検、監査及び管理状況の報告等（第二十二条―第二十四条）
- 第九章 研修（第二十五条・第二十六条）
- 第十章 補則（第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、内閣法制局における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 行政文書 法第二条第四項に規定する行政文書をいう。
- (二) 行政文書ファイル 法第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。
- (三) 行政文書ファイル等 法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。
- (四) 行政文書ファイル管理簿 法第七条第一項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。
- (五) 文書管理システム 総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成十九年四月十三日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。

(六) 部課 第一部、第二部、第三部、第四部、長官総務室総務課及び長官総務室会計課をいう。

第二章 管理体制

(総括文書管理者)

第三条 内閣法制局に総括文書管理者一名を置く。

- 2 総括文書管理者は、総務主幹をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (一) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (二) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - (三) 行政文書の管理に関する研修の実施

- (四) 組織の新設、改正及び廃止に伴う行政文書の管理に関する必要な措置の実施
- (五) 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備
- (六) その他行政文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

第四条 内閣法制局に副総括文書管理者一名を置く。

- 2 副総括文書管理者は、長官総務室総務課長をもって充てる。
 - 3 副総括文書管理者は、前条第三項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。
(文書管理者及び文書管理担当者)
- 第五条 部課に文書管理者及び文書管理担当者を置く。
- 2 文書管理者は、各部にあつては部長の指名する参事官を、長官総務室総務課及び長官総務室会計課にあつては課長をもって充てる。
 - 3 文書管理者は、その所属する部課の所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (一) 保存
- (二) 保存期間が満了したときの措置を定めること。
- (三) 行政文書ファイル管理簿への記載
- (四) 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）
- (五) 保存期間の延長

(六) 管理状況の点検

(七) 行政文書の作成に関する指示、標準文書保存期間基準の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導

(八) その他行政文書の適切な管理に関し必要な事務

4 文書管理担当者は、文書管理者の指名する事務官をもって充てる。

5 文書管理担当者は、文書管理者を補佐するものとする。

(監査責任者)

第六条 内閣法制局に監査責任者一名を置く。

2 監査責任者は、長官総務室調査官をもって充てる。

3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

(職員の責務)

第七条 職員は、法の趣旨にのっとり、関係する法令及び訓令等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第三章 作成

(文書主義の原則)

第八条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第四条の規定に基づき、法第一条の目的の達成に資するため、内閣法制局における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに内閣法制局の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書

(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)を作成しなければならない。

(別表第一の業務に係る文書作成)

第九条 別表第一に掲げられた業務については、当該業務の区分に応じ、同表に定める行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

(適切かつ効率的な文書作成)

第十条 文書の作成に当たつて反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

2 文書の作成に当たつては、常用漢字表(平成二十二年内閣告示第二号)、現代仮名遣い(昭和六十一年内閣告示第一号)、送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号)、外来語の表記(平成三年内閣告示第二号)その他の公用文作成に関し示されている基準に従い、分かりやすい用字用語を用い、的確かつ簡潔に作成しなければならない。

第四章 整理

(職員の整理義務)

第十一条 職員は、次条及び第十三条の規定に従い、次に掲げる事務を行わなければならない。

(一) 作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(二) 単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、相互に密接な関連を有する行政文書を

行政文書ファイルにまとめること。

(三) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類及び名称)

第十二条 行政文書ファイル等は、内閣法制局の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に、かつ、三段階の階層構造に分類し、分かりやすい名称を付さなければならぬ。この場合において、別表第一に掲げられた業務に関する行政文書ファイル等については、同表を参酌して分類しなければならない。

(保存期間)

第十三条 文書管理者は、別表第一の規定に基づき、標準文書保存期間基準を定めなければならない。

2 第十一条第一号の規定による保存期間の設定は、前項の標準文書保存期間基準に従って行うものとする。

3 法第二条第六項に規定する歴史公文書等に該当するとされた行政文書について、第一項の規定による標準文書保存期間基準を定め、又は前項の規定による保存期間の設定を行う場合には、一年以上の保存期間を定めるものとする。

4 第十一条第一号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、文書作成取得日から一年以内の日であつて四月一日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合には、その日とする。

5 第十一条第三号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

6 第十一条第三号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、ファイル作成日から一年以内の日であつて四月一日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日とする。

7 第四項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第五章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

第十四条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

2 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(一) 文書(電磁的記録を除く。)の保存場所及び保存方法

(二) 電磁的記録の保存場所及び保存方法

(三) 行政文書ファイル等の引継ぎが必要になった場合の手続

(四) その他行政文書ファイル等の適切な保存を確保するために必要な措置

(保存)

第十五条 文書管理者は、その管理する行政文書ファイル等を行政文書ファイル保存要領に従い、当該行

政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。
(集中管理の推進)

第十六条 総括文書管理者は、内閣法制局における行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

第六章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第十七条 総括文書管理者は、内閣法制局の行政文書ファイル管理簿を文書管理システムをもって調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、長官総務室総務課に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

第十八条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等(保存期間が一年以上のものに限る。)の現況について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号。以下「施行令」という。)第十一条第一項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 行政文書ファイル管理簿への記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当する情報を明示しないようにしなければならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、当該行政文書ファイル等の名称、その移管又は廃棄の日その他総括文書管理者が定める事項を移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第十九条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第二の規定に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第五条第五項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 文書管理者は、保存期間が一年以上の行政文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、前項の措置を定め、その内容を行政文書ファイル管理簿に記載するものとする。

3 総括文書管理者は、前項の同意に関し、必要があると認める場合には、独立行政法人国立公文書館の専門的、技術的助言を求めることとする。

(移管又は廃棄)

第二十条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、法第五条第五項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ法第八条第二項に規定する協議として内閣府に協議し、同項の

内閣総理大臣の同意を得なければならない。この場合において、当該同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 文書管理者は、第一項の規定により移管する行政文書ファイル等について、法第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館にその旨の意見を提出しなければならない。

4 法第八条第四項の規定により内閣総理大臣から廃棄の措置をとらないように求められた行政文書ファイル等については、総括文書管理者は、必要な措置を講ずるものとする。
(保存期間の延長)

第二十一条 文書管理者は、施行令第九条第一項に規定する場合にあつては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

2 文書管理者は、施行令第九条第二項前段の規定に基づき、行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長した場合は、延長した期間及び延長の理由を総括文書管理者を通じ、同項後段に規定する内閣総理大臣への報告として内閣府に報告しなければならない。

第八章 点検、監査及び管理状況の報告等
(点検及び監査)

第二十二条 文書管理者は、その管理する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を

行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

3 総括文書管理者は、前二項の報告その他の事情を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。
(紛失への対応)

第二十三条 文書管理者は、行政文書ファイル等の誤廃棄その他の原因による紛失が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
(管理状況の報告等)

第二十四条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、法第九条第一項に規定する報告をしなければならない。

2 総括文書管理者は、法第九条第三項の規定による求めがあつた場合又は同項の規定による実地調査が行われる場合には、必要な報告若しくは資料の提出を行い、又は必要な協力を行うものとする。

3 総括文書管理者は、法第三十一条の規定による勧告があつた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第九章 研修

(研修の実施)

第四 事務処理要領編

第二十五条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

(研修への参加)

第二十六条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

第十章 補則

(細則)

第二十七条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附則

- 1 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 内閣法制局文書管理規程(平成十三年三月二十八日内閣法制局訓令第一号)は、廃止する。
- 3 総括文書管理者は、第十六条に規定する行政文書ファイル等の集中管理の推進について、遅くとも平成二十五年年度までに集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。

別表第一及び別表第二(略)